

平成29年第1回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月7日(火)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○行政報告	9
○町政に対する一般質問	9
3番 小杉修一 議員	9
2番 林 太平 議員	15
1番 大塚鉄也 議員	17
5番 常山知子 議員	22
12番 宮原睦夫 議員	28
11番 内海勝男 議員	38
○町長提出議案の報告及び一括上程	45
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	50
・議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	53
・議案第5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	60

・議案第7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	6 1
・議案第8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	6 2
・議案第9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第10号の説明	6 4
・議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想について	
○延会について	6 8
○次会日程の報告	6 8
○延 会	6 9



3月8日（水）

○開 議	7 3
○議事日程の報告	7 3
○議案第10号の質疑、討論、採決	7 3
・議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想について	
○議案第11号の説明	8 5
・議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算	
○議案第12号の説明	9 2
・議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第13号の説明	9 5
・議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第14号の説明	9 9
・議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○延会について	1 0 0
○次会日程の報告	1 0 1
○延 会	1 0 1



3月9日（木）

○開 議	1 0 5
○議事日程の報告	1 0 5
○議案第11号の質疑、討論、採決	1 0 5

・議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算	
○発言の訂正	130
○議案第12号の質疑、討論、採決	150
・議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第13号の質疑、討論、採決	150
・議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第14号の質疑、討論、採決	156
・議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○日程の追加	156
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	156
・議案第15号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第4号）	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	159
・議案第16号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	160
・議案第17号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	161
・議案第18号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○広報常任委員会委員長報告、質疑	163
○議会運営委員会委員長報告、質疑	163
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	165
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	165
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	166
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	166
○議決事件の字句及び数字等の整理	166
○閉会について	167
○閉 会	167

○ 招 集 告 示

皆野町告示第14号

平成29年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月2日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成29年3月7日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

平成29年第1回皆野町議会定例会 第1日

平成29年3月7日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

2番 林 太 平 議員

1番 大 塚 鉄 也 議員

5番 常 山 知 子 議員

12番 宮 原 睦 夫 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想についての説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原	睦夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 兼 計 課 長	玉谷泰典	教育長	豊田尚正
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	浅見幸弘
参事兼 健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
参事兼 教育 次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

○議長（大澤径子議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成29年第1回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

○議長（大澤径子議員） 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。各地の桜の開花予想も発表され、山々の木々の芽も膨らんでまいりました。一昨日は、第3回みなみの美の山さくらマラソン大会が開催され、県内外から360名の選手の皆さんが健脚を競いました。遠くは秋田県、石川県からの参加者や77歳の男性、75歳の女性選手など、小中学生から高校生、そして社会人の老若男女の選手が春浅い美の山観光道路を走り抜きました。

今週末の11日は、東日本大震災発生から6年を迎えることになりました。犠牲になりました多くのみたまに改めて哀悼の誠をささげます。ご家族やご親族を亡くした皆様のご心痛は、いまだ癒えることはありません。被災地では、復興事業や原発事故処理や除染対策など、懸命に取り組んでいますが、避難生活を余儀なくされている12万の方々の一日も早いふるさとへの生活復帰ができますことを願ってやみません。

本日は、平成29年第1回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には全員のご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、平成29年度の重点施策について申し上げます。1つとして、楽しく子育て元気で長生き対策、2つ目として、安全、快適なまちづくり、3つ、教育、文化、スポーツの推進、4つ、農林、商工、観光の振興、5つ目として、地域コミュニティの推進と財政の健全化の5項目を引き続き重点施策として取り組んでまいります。

まず、18歳まで子ども医療費無料の拡大、血糖値検査器の設置など、糖尿病対策の強化を図ります。引き続き生活道路の整備、緊急車両通行不能区間解消に向け取り組んでまいります。

教育においても引き続き学力向上とグローバル教育を推進するとともに、放課後子ども教室開設に向けて取り組みます。

道の駅みなみの農産物直売所を中心とした農作物や加工品の販売促進への支援や、ことしも秩父音頭まつりや皆野横丁などのイベントの開催、遊休農地対策、有害鳥獣対策の充実を図ります。本年も区長会、民

生委員協議会、コミュニティ協議会と連携し、笑顔と挨拶が行き交う地域づくりを推進し、町民の皆様が日々幸せを感じる日本一住みよいまちづくりにつなげていきます。全ての町の事務事業を進めるには、健全な財政の裏打ちがあってこそであります。最少の経費で最大の効果を念頭にした行財政運営により、健全財政を堅持してまいります。

このような施策に対する予算は、一般会計においては40億7,330万円であります。国保など3特別会計予算では26億8,050万円であり、合わせた予算総額は67億5,380万円であります。誰もが住んでみたいまち、住み続けたいまちを目指して、スピード感を持って取り組んでまいります。

本定例会におきましてご審議賜る町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、18議案であります。よろしくご審議を賜り、可決いただけますようお願い申し上げます。開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

10番 四方田 実 議員

11番 内海 勝男 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

12月19日、横瀬町役場で開催の第31回ちちぶ定住自立圏推進委員会に、22日横瀬町役場で開催の秩父地域議長会第3回定例会に出席しました。

月がかわりまして1月6日、浦和ロイヤルパインズホテルで開催の豊かな埼玉をつくる県民の集いに、7日、秩父市で開催の秩父消防本部消防出初め式に、11日、埼玉県知事公館で開催の県と市議会議長会、町村議会議長会との新年懇談会に、19日、J Aちちぶ新年祝賀会に、27日、秩父地域議長会主催の合同研修会として造幣局さいたま支局、豊島区役所の視察研修に事務局長と出席いたしました。

月がかわりまして、2月10日、県民健康センターで開催の町村長、町村議会正副議長合同研修会に、20日秩父地域地場産業振興センターで開催のFIND Chichibuの中間報告会に、28日、県民健康センターで、埼玉県町村議会議長会主催の自治功労表彰式並びに総会に四方田議員と出席し、四方田議員が議会議員として25年在職し、功労のあった者、私が15年在職し、功労があった者として自治功労賞を受賞いたしました。

私からは以上です。

次に、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 別に報告事項はありません。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

6番、若林光雄議員。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。秩父広域市町村圏組合議会報告をいたします。

平成29年1月25日、全員協議会が開催されまして、四方田実議員とともに出席をいたしました。議事は、報告事項といたしまして、新火葬場の進捗状況として、3月中旬ごろには全てが完成するとの報告がございました。また、議会運営につきましては、一般会計予算の概要の説明がございました。あわせて、水道会計予算の概要説明も行われました。

平成29年2月8日、第1回定例会議が開催され、四方田実議員とともに出席をいたしました。一般質問の後、管理者提出議案7件がございました。秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例が可決され、その後、平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、水道事業会計補正予算（第3回）が可決されました。

続きまして、平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算、また平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算が可決し、全議案とも原案どおり可決されました。

以上をもって、秩父広域市町村圏組合議会報告といたします。

○議長（大澤径子議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（大澤径子議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 行政報告を行います。

お手元に配付の資料をごらんください。1点目ですが、皆野町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを制定しましたので、ごらんください。概要は、10キロワット以上の太陽光発電施設設置の場合は、事前に近隣住民に周知するものであります。このガイドラインは、申請、許可、指導というものではなく、罰則規定もない努力義務の大枠を示すものです。

次に、俳句ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会に加入しましたので、報告します。来る4月24日、東京都荒川区において当推進協議会を設立し、俳句のユネスコ無形文化遺産への登録を推進するものです。発起人は、日本を代表する俳句4団体と松尾芭蕉生誕地の三重県伊賀市長であります。また、正岡子規出身の松山市、奥の細道ゆかりの荒川区と大垣市も加わっています。

以上の2点を報告いたします。

○議長（大澤径子議員） 執行部からの報告は終わりました。

これをもって、行政報告を終わります。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。

長野県において遭難救助訓練のヘリコプターが墜落してしまいました。遭難者救助のスペシャリストである若い隊員の方が大勢亡くなってしまったこと、訓練中であつての大惨事ですが、これから検証もあるのでしょうか、大変残念であり、深い哀悼の意を申し上げます。そして、この皆野町でも不慮の事故が発生してしまったようで、お見舞い申し上げます。この後質問される方もおられるようですが、私も仕事で工事に携わっておりますので、安全第一を心がけてまいりたいと深く思うところであります。

それでは、本日も気合いを入れて質問させていただきます。

質問の1項目ですが、人口1万人を切る危機に直面してであります。皆野町まち・ひと・しごと創生総

合戦略が昨年策定されましたが、今やいよいよ町人口が1万人を下回る方向の危機にあります。

①、国の地方創生加速化交付金2次募集で、当町はどのようにされたのでしょうか。

②、少子化対策をいかに図られますか。

③、少子化の影響に端を発した三沢小学校の合併計画撤回の問題は1年余りが過ぎましたが、いい方向が見えてきておられるのでしょうか。

以上、3点お聞きいたします。

次に、質問の2項目、町民の安心と情報についてであります。去る2月6日未明において、親鼻区で不可解な死亡事件が発生し、現地には警察による規制線が1日中張られ、近隣は大変緊迫いたしました。地区住民は情報がなま不安におびえました。そこでであります、今回のようなとき、町と警察との情報的な連携と町の広報を含む体制はどのようであるのでしょうか。安心安全なまちづくりの観点からお聞かせください。

次に、質問の3項目、健康福祉事業の着々たる活動についてであります。町健康福祉課において、透析防止を見据えた糖尿病対策の指導が着々で行われているようですが、①、実際どのようにされているのですか。

②、成果はいかがですか。指導力を発揮いただいた課長が飛び立とうとされておりますが、この際、全国的に注目を浴びているこの取り組みの今後の抱負もお聞かせください。

以上であります。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 3番、小杉議員さんから通告のありました一般質問にお答えをいたします。

初めに、質問事項1、人口1万人を切る危機に直面をして、質問の要旨①、国の地方創生加速化交付金2次募集で当町はどのようにされますかについてお答えをいたします。

子育て世帯や移住希望者に皆野町の自然や充実した子育て支援制度を初めとする魅力を効果的に発信することにより、皆野町での暮らしを実現するため、地方創生加速化交付金2次募集を活用して、現在2つの事業に取り組んでおります。取り組んでおります事業の内容は、1つが皆野魅力発掘創造事業です。これは、11人の委員で構成をする皆野魅力発掘創造会議にアドバイザー1名を招聘をし、先進地との交流事業について、現在、検討を重ねております。会議は、今までに4回開催をいたしました。

2つ目が新規就農発掘事業です。この事業は、3つで構成をされております。1つが就農希望者交流事業で、埼玉県農業大学校に出向き、生徒を対象に新規就農者の募集説明会の開催と三沢、坊谷戸地内を初め町内の農業についての見学会を行いました。2つ目がパンフレット作成を委託し、新規就農者募集のチラシの作成とPRの映像を作成をしております。3つ目が移住可能住宅現地調査を委託し、空き家の一次調査をもとにして二次調査とアンケート調査を行い、現在、その結果の取りまとめと集計を行っております。

続いて、質問の要旨②、少子化対策をいかに図られますかについてお答えをいたします。平成28年3月、町の人口減少を食い止めるための就労、結婚、子育ての取り組みについて、皆野人口ビジョン、皆野まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成をいたしました。この中で町が目指す2060年の将来人口を8,000人程度とし、その実現のために3つの基本方針を定めております。

1つは、合計特殊出生率を高めること、2つ目は、町からの移住率を縮小すること、3つ目は、子育て

世代の転入をふやすこと、この3つの基本方向を柱とした平成27年度から平成31年度までの5年間に取り込む4つの基本目標の中の1つである基本目標3の「理想の子ども数をかなえるまちの実現」に向け、医療費の無料化の拡大などによる親御さんに対する経済的な支援や、保育施設などの整備による保育環境の充実と医療機関の連携強化等による医療体制の充実を進めてまいります。既にこども医療費の無料化につきましては、平成28年第4回定例会において、年齢が15歳から18歳に改正され、来る4月1日以降の診療から適用されることとなり、少子化対策に向けた取り組みが進んでおります。

次に、質問事項2、町民の安心と情報について、質問の要旨、2月6日未明、親鼻区で不可解な死亡事件が発生をし、現地には警察による規制線が1日中張られ、近隣は大変緊迫いたしました。地区住民は、情報がないまま不安におびえました。今回のようなとき、町と警察との情報的な連携と町の広報を含む体制はどのようなものでしょうかとの質問にお答えをいたします。

お尋ねの事案について新聞では、警察は事件、事故、病死などの可能性を視野に原因を調べていると報じておりました。町ではこの事案の情報はお知らせしておりません。

ご質問の町と警察との情報的な連携と町の広報を含む体制につきましては、平成28年3月に町は、秩父警察署と皆野町犯罪情報の住民への提供等に関する協定を締結をし、体制を整えております。町ではこの協定に基づく秩父警察署から送られてくる防災行政無線放送依頼書の犯罪情報を住民の皆様にお知らせをしております。協定に基づき秩父警察署から町に送られてくる犯罪情報は、3つに分けられております。

1つ目は、重要犯罪情報で住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、直ちに地域住民に犯罪情報の提供及び注意喚起を行う必要があるもので、具体的には、通り魔的な殺人事件、殺人、強盗等のうち連続発生するおそれがあるものなど、凶器を携行する不審者の目撃情報です。

2つ目は、犯罪情報で住民生活に影響を及ぼすおそれがあり、速やかに地域住民に犯罪情報の提供及び注意喚起を行う必要があるもので、具体的には、侵入、窃盗、住居侵入等のうち連続発生した事件、ひったくり、車上狙いなど街頭における犯罪、子供を対象とした声かけ、つきまといなどの不審者の目撃、または通報、女性を対象とした痴漢、つきまといなどの不審者の目撃、または通報です。それにあわせて、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺情報。3つ目につきましては、犯罪情報で人命または防犯上必要な情報として、子供または高齢者の所在不明事案等の情報であります。これらの犯罪情報の防災行政無線放送依頼書が秩父警察署から送られてきた場合の町の主な対応は、防災行政無線による注意喚起、学校を通じての児童生徒及び保護者への注意喚起、区長を通じての注意喚起などのほか、秩父警察署と協議の上、対応を行うこととしております。

2月6日、警察による規制線が1日中張られ、情報がないまま不安におびえられたことは十分承知をしております。しかし、犯罪情報のお知らせは、内容によってはその後の警察の活動に影響を及ぼすことも考えられますので、町単独の判断では行ってはおりません。安心安全なまちづくりに関する住民の皆様への犯罪情報は、皆野町犯罪情報の住民への提供等に関する協定に基づき、秩父警察署から送られてくる防災行政用無線放送依頼書の内容をお知らせしてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 3番、小杉議員さんから通告いただきました一般質問通告書の質問事項1、人口1万人を切る危機に直面しての③、少子化の影響に端を発した三沢小学校の合併計画撤回の問題は、1年

余りが過ぎましたが、いい方向が見えてきていますかについてお答え申し上げます。

小杉議員さんご質問のとおり、三沢小学校の統合問題は、平成27年第4回12月定例会で、町長から平成29年4月1日統合とする計画案は取り下げる決定をいただきまして、1年余りが経過しております。その後は、チーム三沢小として教職員の共通理解、共通行動のもと、小規模校のよさを大切に教育を進めております。児童の安全面や運動会などの諸行事については、学校応援団や保護者、家庭、地域等に多大なご協力をいただいております。学力向上の面でも児童一人一人に目を向けた日々の学習指導等により、着実に成果は上がっております。教育委員会としても学校の要請に基づいて町費の非常勤講師、学力向上担当を継続配置するなど、できる限りの支援を行っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、小杉議員さん通告をいただきましたご質問のうち、3項目めの健康福祉事業の活動についてお答えいたします。

まず、糖尿病対策の取り組みの内容、成果でございますが、今から3年前、平成26年4月から国民健康保険の診療情報等がデータベース化されまして、医療費の分析が容易にできることになりました。これを活用いたしまして、町の医療費を分析しますと、例えば慢性腎不全と糖尿病が平成27年度年間医療費の13.8%、約1億3,500万円を占め、その中でも特に人工透析の医療費、合併症の治療費は、年間約7,800万円に達しておりました。透析の治療は1人年間約500万円でございますので、透析患者が2人ふえると、年間医療費が約1,000万円純増するということになります。透析導入後は、治療、療養に専念していただくことはもちろんでございますが、日常生活が大幅に制限されてしまいますので、いかにその手前で食いとめるか、これが重要になります。

そこで、町では、透析導入の原因の第1位である糖尿病の重症化を重点課題として取り組みを始めたところでございます。その重症化予防の取り組みの内容といたしましては、医療機関である皆野病院と町の保健師によります連携協働でありまして、具体的には、腎機能の低下は重症化すると極めて直線的に低下すること、このことからこのままでは一、二年以内に透析導入になるということが具体的に予測できること、そしてこれらの透析予防には、エネルギー中心の指導より減塩を中心とした指導が有用であることがその内容でございます。

医療機関では、医師、看護師、栄養士などが生活指導を行います。自宅ではその指導が理解され実践されているかどうかということが重要でありまして、これを町の保健師が訪問し、さらに指導、介入してまいります。そして、その結果を持ち寄り、さらに個々の課題を検討しながら継続支援をしてまいります。

また、枠を広げて特定健診の結果から重症化予防の取り組みも行っております。この結果、透析導入になる可能性の高かった方が検査数値が改善し、透析導入が阻止できたという事例がございます。

次に、この取り組みの評価でございますが、医療機関と行政、保健師が連携協働し、地域ぐるみで生活に根差した指導を実践することは、糖尿病の重症化予防、ひいては透析予防に非常に有用であることが示され、全国的な評価をいただいております。

次に、今後の取り組みでございますが、町民の健康づくりと健康保持のために筋力アップの運動、ロコモ予防や介護予防事業等にも取り組んでまいります。透析予防の取り組みは、医療機関と連携し、引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 一般質問通告書を用意いたしまして、町長宛てに出しておったところですけども、偶然にも今3月議会で、今まで大変ご活躍をいただいたベテランの課長さんたちにご答弁いただき、大変明瞭なご答弁をいただき感じ入ったところでありまして、少々再質問させていただきます。

総務課長にご答弁いただいた皆野魅力創造事業、何か12名の委員さんを選抜されてやられているというのをお聞きしました。どのような方々でどのようなその魅力創造事業のまず会議ですか、今行われているのは。それで、今度は出てくる魅力的なまちづくりの案がそこで捻出される見通しがあるのかなという感じですけども、どんな感じでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

メンバーですが、メンバーの構成は、主に商工会青年部の若手を中心に今会議を行っております。アドバイザーとして1名を招聘しておりますが、このアドバイザーの方が浅草の店をやられている方と非常に強いネットワークを持っておることから、浅草で開催されますイベントへの参加について協議をいたしまして、先月2月28日に第4回目の会議が終わったところでございます。浅草のイベントに参加することをきっかけとして、浅草に皆野町の物産を販売できる仕組みを考え、浅草での皆野町のPRを進めていきたい、このように考えております。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） なるほどであります。そうすると、若いそういう方たちに期待して、何かできていくかなという期待が持てるので、頑張ってみてください。

続きまして、新規就農事業というのをお聞きしました。皆野町で農業をもっと掘り起こすという趣旨なのかなという感じもするのですけれども、実際どんなところでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

事業課であります産業課のほうからお答えさせていただきます。新規就農ということで新しい方を皆野町に招いて農業をしていただいて、定住をしていただくという意味で、新規就農の事業として行っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 今お聞きしまして、早速ですけども、その就農という目的で人に来てもらう、定住してもらう、農業をやる、その農地の用意というのはいく見通しがあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） お答えいたします。

今1名三沢に新規就農でやられる方がおります。これがあすの未来を築く塾というのが町にございまして、産業観光課の中に所管でございます。そこの塾と農家の方が賃貸借を結びまして、新規就農の方に農地を貸し付けているということでございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうすると、若い人がとりあえずなかなか大変なところもあるのですけれども、

ぜひ来てもらって、やれるところからやってもらう。やっている、ああいう人たちは意欲的だから、その草地も何とかしたほうがいいよと提案的に、そういう方々が言ってきてくれる、積極的にそういうところをつないでもらって、そんなところを草なんか減多に生やしておかないで、どんどん開墾しろと、農業にかかわらず何か有効的なものをそういう来てくれる意欲のある人に、ある意味どんどん積極的にやってもらうというそういう姿勢でやってもらえたら、なかなかもしかしていいのではないかなと思いますので、頑張ってみてやってみてください。

先ほどの最初の答弁の中で、2060年8,000人というのは、これ多分、今先月で1万81人とかという数字が町報に書かれていましたけれども、これ今のペースで行くと、あと1年そこそこでいよいよ大台が切られてしまうのかなというところで、私もちょっと聞いてみているのですけれども、昔もっと皆野町が1万2,000人ぐらいいたから、大分疲弊してきて、これで1万人の段階かなりの疲弊な感じがあるわけですが、2060年8,000人なんていうところはもう前提にしないで、今踏ん張らないと、それが2060年8,000人がもっと下に向かってしまうわけなので、そここのところで今踏ん張る対策、そんなところでお聞きしているところなので、その辺のところは大いにお互いに自覚してやっていかなくてはいけないのかなということなので、よろしくお願いいたします。

それから、三沢小学校のお話も答弁いただきました。なかなかまた具体的に少数校のよさを生かした取り組みとか取りかかっていたいただいているようなので、まだ教育長も1年前、この問題で突然最初の仕事でお骨折りになったと思うのですけれども、そこから体制をまた取り直してということであるでしょうから、1年まだ短いかもしれないのですけれども、ぜひ頑張っていたいただいて、少数校のよさを生かして、もうちょっと頑張ってみてください。お願いいたします。

親鼻区の問題ですけれども、なかなか警察の立場もあるでしょうから、町もなかなか介入できないというところで、それを求めるものではなくて、結局今の体制はどうなっているかというところでお聞きして、情報提携ができてると、情報が来たものに関しては流すのだという体制はお聞きいたしました。なかなかわからない事件みたいで、結局しばらく調べていたようなんですけれども、結局発表がないまま捜査が継続されるのかなと、今お聞きしたように、警察からの協定はあるけれども、情報はいただけていないというのであれば、それはもう仕方ないのかなと、ただ情報がなくて今度は逆にいろんな話が勝手に出たりもするので、その意味においてはやっぱりもうちょっとある意味情報みたいなものも必要かなというのを今回感じましたけれども、ちょうど偶然にあのときサイレンも鳴った、ぼやみみたいな、近所の人が火を燃やしていたのです。煙が上がったというところでぼや的に、本来今火を燃やさないことになっているみたいだから、サイレンが鳴ってしまって、そうするといろんな情報が勝手に飛ぶみたいで、事件があって、犯人が火をつけて逃げたなんていう話にまでなっていた節もあるので、そういうふうに、しょうがないのでしょうけれども、いろんな展開がありますけれども、とりあえずそのようにして必要な情報は住民に速やかに知らせるという体制で今後も行っていただければと思います。

健康福祉課長にご答弁いただいた3項目についてでありますけれども、なかなか糖尿病というのは、なってしまうと本人も一番大変なところなんですけれども、町も財政的なものも現実助かるわけで、一生懸命やっていたかとそれなりの成果だということなので、はっきりして見えてこないところもあるのでしょうかけれども、でも推測すると、それが実際効果が出て透析まで行かないで済むという人が現実にいるみたいですから、ぜひ頑張ってやっていっていただけたらと思います。

その中で、今年度予算で組まれていた糖尿病簡易検査器の導入補助金、当初、町内4つの薬局に手当て

するというような形で予算化されておりましたけれども、その結果はどうなったでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ただいまのご質問につきましては、この後、大塚議員からも一般質問の通告をいただいておりますが、町内1カ所、皆野病院の前の薬局でございますが、2月から導入をしていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 4薬局が足並みをそろえて、かつ医師会の同意を得て導入するのだなんて、前に質問させていただいたときに聞いたような覚えがあるのですが、ここに来てイチワタ薬局さんの親鼻店、皆野病院前で導入されたみたいで、私も実は体験してきて聞いたら、ほかのところはないのだけれども、うちは導入させていただきましたという形で、要するに4つのところはなくとも、もうやる気のあるところに導入してもらったって、それでいいのだと思うのです。また、ぐあいによければ、またそれを見てほかの薬局さんも、あれ、いいではないというのようになっていくところもありますから、まずは4つでないといけないという考えから一歩踏み込んで、まず現実に導入されたということ、よかったのではないかなと思っているところであります。

また、イチワタ薬局さんも、次男の方を店長にして、またあそこで大いに頑張っているわけですので、そこを町民の人がまた利用して、簡易検査というけれども、どんな感じだか、私ではなくて課長のほうから再度説明していただけますか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 先ほど申し上げましたように、大塚議員の一般質問の通告に載っておりますので、その際にご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 大塚議員が張り切っているから、その際、具体的にこんなものだよと教えてください。それで結構です。

そのようにいろいろご苦勞いただきましたけれども、何しろ皆野町のこの事業は、現実注目を集めているのですから、そのようにどんどん積極的に、あのとき簡易検査器導入のときの話ですけれども、とにかくもう日本全国で注目を集めているのですから、どんどんやってくれということでよろしく願いいたします。

そんなところで、どうもありがとうございました。終わります。

○議長（大澤径子議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。よろしくお願いいたします。

本題に入る前にちょっと時間をいただきまして、一言報告させていただきます。昨年の議会で大雪対策のことで除雪作業について多くの議員、また私も質問させていただきました。答弁の中で国道及び県道に

ついては、土木事務所等と連携し、速やかな対応していきますという答弁をいただきました。そして、ここの1月の成人式の日には夜雪が降り、9日の日にはこの辺でも20センチちょっとぐらいの雪が積もった。それで、まず私は、一番先に心配したのは、除雪作業についてはどうなのかなと一番心配しまして、まず最初、自分のところの県道に出てみたら、除雪作業がしてありました。そして、国道に行ってみると、国道はまず掃いてありましたので、今回は町の建設課の皆さんが多くの方が多分徹夜で手配をしたりいろいろやってもらったものと思われまます。

そして、多くの方が除雪の早さに喜んでいましたので、昨年の質問等々が皆さんが心配したとおりのことがよく対応してもらったのではないかと思います。これからもまだ雪が降ることもあると思いますが、積雪量にもよりますけれども、速やかな対応、今回と同じような対応をしていただければありがたいなと思います。これで報告とさせていただきます。

そして、私の本題の質問に入らせていただきます。シルバー人材センターの現状について、今シルバー人材センターは多くの方がいろんな作業で働いていますが、シルバー人材センターで働いている人と作業する人と、それを仕事を受けている人の間で認識の甘さがあるのではないかと私は常々思っておりました。現場で働く人は今は安全対策をするというのは、なぜかという、チェンソー、草刈り、また今の芋の切り干し等でやる耕運機とかいろんなものを使う。それに対して上の方がその安全作業に対しての安全指導はどのようにしているのか、報告を受けているのか。そして、皆さんベテランの多くの方が現場作業に行く。安全の打ち合わせ一つ一つ現場が違っているのです、その辺について安全作業の打ち合わせ等々について、どのような報告を受けているか質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 林太平議員さんの質問にお答えいたしますけれども、シルバー人材センターの事務局からの聞き取りと、そしてまた報告等でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

最初に、現在シルバー人材センターで働いている人と仕事を受けてくる人で認識の甘さがあるのではないかについてでございますけれども、発注者から新たな作業や新たな場所での作業の依頼を受けた場合には、現場の状況等を把握する必要がありますので、職員、主に非常勤職員ですけれども、作業現場に出向き、現場の状況、安全面等からシルバー人材センターで請け負える作業なのかを確認し、作業に入る会員には事前に現場の状況等を説明しております。

また、依頼のあった作業内容によっては、作業する会員に事前に現場の状況を確認してもらってから作業を請け負っております。なお、会員からの作業内容によってはその日の作業状況の報告を受けたり、事務局から問い合わせを行ったりしており、事務局と会員は常に連携を密にし、発注者から依頼されるシルバー人材センター事業の推進に努めておりまして、お互いに認識の甘さがあるとは思っておりません。

次に、現場で働く人に安全対策等をどのようにしているか、伐採作業、草刈り作業はチェンソー、草刈り機などエンジンでの作業が多く、足場も悪い環境の中、作業員の安全指導についてどのようにしているか、報告を受けているかについてでございますが、シルバー人材センターの組織の中に幾つかの委員会、部会がありまして、その中に安全委員会があります。会員の安全就業等について講習会を開催しております。平成28年度は、刈り払い機、チェンソーの取り扱い安全講習会、植木の剪定及び安全就業講習会、就業者全体会議においては、交通安全等について研修を行っております。

また、伐採作業、草刈り作業に従事する会員には、チェンソー作業従事者特別教育講習会や刈り払い機

作業従事者安全衛生講習会を受講させ、修了証を取得するようにしております。なお、受講料はシルバー人材センターが負担をしております。

安全適正就業推進委員と事務局職員による巡回指導も月1回実施しております。会員の安全就業対策は図られているものと思っております。なお、大きい現場は、町内の造園、建設業者などに任せてはということですが、平成4年10月1日に皆野町に高齢者事業団が発足して以来、会員が長年培ってきた作業実績により、発注者から信頼を受けている現在のシルバー人材センターであるわけでありまして、そういった面からの仕事の依頼があるものと考えられます。

なお、今後、高齢化社会が進むことにより、シルバー人材センターへの依頼はさらにふえ、シルバー人材センターが地域社会の担い手として果たす役割は、ますます重要になってくるものと思われまして、こういうことでございまして、ご理解をいただければという報告も受けております。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今、答弁いただいたように、私が思っているような答弁をいただきました。

そして、今、なぜ心配しているのかは、今、皆野町も作業する人がいなくて、やっぱりシルバー人材センターの働いている人は大切な人材だと思います。だから、何とかいい方向で今までやってきたようなことを教育をしっかりと、いろんな現場で1回行ったら、もう次は来なくもいいよというような話もたまには聞きますけれども、そういうことのないように、そして今働いている人の人材は活用する。それはどうしてもやってもらわないと、町のいろんな働く施設に対しても相当人材センターの人が入ってるのを見受けますので、ぜひともいい方向でやってもら。そして、何かがあったら情報だけは、先ほども小杉議員が言ったとおり、いろんな情報があると思いますので、ある程度は情報を流す。皆さんに情報を共有してもらおうような形でしてもらって、ぜひシルバー人材センターというその組織を大切にしてもらって、教育だけはしっかりとしてもらって、ベテランだから知っているのではないかというのは、まず最初、頭から取り除いてもらって、一つ一つの現場でちゃんとしてもらって、いい方向でシルバー人材センターを活用する、先ほど言ったとおり、皆野町の住みよいまちづくりのためにといろいろありますけれども、やっぱり人材は、働きたいという人はいっぱいいますので、ぜひ皆さんで活用してもらって、いろんなところで事故のないようにしてもらおうということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時09分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、1番、大塚鉄也議員の質問を許します。

1番、大塚鉄也議員。

〔1番 大塚鉄也議員登壇〕

○1番（大塚鉄也議員） 1番、大塚鉄也。一般質問よろしくお願ひします。

昨日から北朝鮮のミサイルで大分騒がれておりますが、そちらは国会の先生方に任せて、私たちは皆野町のために一生懸命やりたいと思ひます。では、よろしくお願ひします。

では、質問事項1つ目に、農業所得の向上対策について、3点ほど町長にお伺ひします。農業所得の向上が本町当面の課題であります、町長は基本的な対策をどう考えられますか。

②、農業の中に花卉栽培の熱が急速に高まっておりますが、これに対してどのような指導をしていく考えですか。

③、先進地視察による農業技術と経営能力の習得の必要性が痛感されますが、意欲ある農業青年を町費で先進地に派遣する考えはありますか。

引き続き、教育振興対策について教育長にお伺ひします。本町の児童生徒の学力と体力の現状をどのように認識し、その向上対策を教育委員会でどのように議論して、具体的対策をどう講じていくお考えでありますか。

小中学校における米飯給食実施をどう進める方針でありますか。

生涯教育推進の必要性は論をまたないが、どのような視点に立って推進していくお考えでありますか。

次に、本町の健康・福祉について、町長にお伺ひします。本町では、障害者の就職先は全くありませんが、その状況をどのようにお考えでしょうか。

②、糖尿病の検査器について、1年前の答弁では医師会の返事待ちで終わっていますが、その後どのように進んでおりますか。3月号の「広報みなの」に出ておりましたが、少し説明をお願いします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 1番、大塚議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

大塚議員さんにおかれましては、昨年2月初当選以来、初めての一般質問であります。しっかりと丁寧にお答えをいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

1番、農業所得の向上対策についてお答えします。町においては、意欲ある農業者に対して町の農業振興補助制度により、金になる農家の支援をしています。遊休、荒廃農地の抜根、整地の補助、苗木購入補助、堆肥購入補助、パイプハウス建設補助、有害鳥獣防護柵等に対する補助など幅広く支援をしています。このような町の補助制度を活用するとともに、それぞれの農業者の換金作物の栽培や加工などにより、市場出荷や農産物直売所での販売により収益を上げています。特に道の駅みなのはオープンして4年がたちましたが、対前年比、客数、売り上げとも毎年伸びております。この農産物直売所においては、年間500万円を超える売り上げの方もいるやに聞いております。

秩父地域にはJA農産物直売所が5カ所ありますが、道の駅みなのの直売所がトップの売上高となりました。引き続き町の補助制度による支援とともに、栽培指導や加工指導など、そして認定農業者への近代化資金の融資など、秩父農林振興センターとともに連携しながら、意欲ある農業者へバックアップして農業所得の向上につなげてまいります。

次に、花卉栽培の熱が高まっているので指導をどう考えているかとお尋ねですけれども、町内の花卉栽培の実情、実態をよく把握し、その内容により効果ある支援を考えてまいります。農業青年の先進地派

遣については、派遣希望者がどの程度いるか、派遣先での習得希望の内容などをよく把握し、県とも連携し、適切に対応してまいりたいと思います。

3番、当町の健康・福祉についての質問については、健康福祉課長から答弁をいただきます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 1番、大塚議員さんから通告いただきました一般質問通告書の質問事項2の教育振興対策について、①、本町の児童生徒の学力と体力の現状をどのように認識し、その向上対策を教育委員会でもどのように議論し、具体的対策をどう講じていく考えでありますかについてお答え申し上げます。

平成15年度ころのいわゆるゆとり教育以来、子供たちの学力低下が問題視されています。また、子供の外遊びやスポーツの重要性が軽視され、体力低下が続いております。このような中、学力向上、体力向上が国や県の喫緊の課題となっております。

皆野町の学力の現状につきまして、埼玉県学力・学習状況調査によってはかることができます。この調査は、学力の伸びを図ることができる調査となります。国語は小学生で、算数、数学は小中学生ともに県の伸びを上回っています。中3の英語も県の伸びを上回っています。特に中学生の数学は、大きな伸びを示しています。平均正答率では、延べ14の学年教科中、3つの学年教科で県平均を上回っている一方で、県との差が5ポイント以上下回る学年教科もまだあります。

さらに、全国学力・学習状況調査によりますと、皆野町の小学生は、国語、算数ともに全国、県の平均を下回っておりますが、その差は徐々に縮まっております。中学生は国語、数学ともに県平均を大幅に上回り、国語の応用問題、数学の基礎的問題、数学の応用問題は、全国平均も上回っています。また、生活や学習習慣に関する調査も行われました。皆野町の小中学生の生活や学習習慣は、ほとんどの項目で全国の平均を上回っています。これは、家庭や学校でしっかりとした指導が行われているせいかと受けとめられます。しかし、自分の考えや意見を人前で発表することが全体的に低い傾向にあります。これらの課題改善に向けて、皆野っ子学力向上事業として教職員の指導力向上を目指した研修や、児童生徒一人一人へのきめ細かい指導の推進について、教育委員会、小中学校が一体となり、研究し、取り組んでおります。

次に、子供の体力、運動能力については、昭和60年ころから全体的に低下傾向が続いております。この子供たちの体力、運動能力の現状については、各学校で実施している新体力テストを指標とすることができます。この調査は、50メートル走、握力など各学年8種目を計測し、児童生徒がみずからの体力を理解し、健康の推進、体力の向上を図れるよう毎年実施されております。

各種目を得点化し、合計点による体力を数字にした結果を各学年男女別に、A、B、C、D、Eの5ランクに分け、上位A、B、C、この3ランクに属する児童生徒の割合で比較します。皆野町の小学生は、何と87%がA、B、C、県の平均では80%です。中学生は89%です。県は85%といずれも県を超えております。種目別では反復横跳びや立ち幅跳びがよい結果となっております。課題は50メートル走、長座体前屈、握力でございます。

この結果を踏まえた体力向上策として、皆野町児童生徒体力推進委員会において、現状把握、情報共有を行い、学校教育では体育授業を初めとした学校の体育的活動の充実、社会体育では学校教育と連動し、大塚議員にも指導者としてご指導いただきました体力向上塾などの各施策を推進しています。このようにさまざまな課題を分析、検証した上で、今後とも学力向上、体力向上に誠心誠意取り組んでまいります。

続きまして、②、小中学校における米飯給食の実施をどう進める方針かについてお答え申し上げます。

米飯給食につきましては、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成、地域の食文化を通じた郷土への関心を深めるということなどの教育的意義を踏まえ、その推進を図っております。食の安心安全の確保、食料自給率の向上や環境への配慮など、日本や世界の食料をめぐる状況が大きく変化してきました。このような中、米飯給食の実施が平成19年には全国平均で週3回となりました。平成27年度の埼玉県の調査では、米飯給食の回数は、多い順に言いますと、週3回が53%の学校、週3.5回が27.7%、週4回が11.1%、週3回が一番多くなっております。

皆野町の米飯給食の回数ですが、週3回で、主に月、水、金曜日に実施しております。月2回麺が出る週があるのですが、そのときは火曜日か木曜日のどちらかに米飯給食を実施して入れかえております。郷土料理を味わい、食文化やはしの使い方などの食育につなげ、栄養バランスのよいバラエティーに富んだ給食の提供を行い、今後とも米飯給食を実施してまいります。

続きまして、③、生涯教育推進の必要性は論をまたないが、どのような視点に立って推進していく考えでありますかについてお答え申し上げます。

長寿化や余暇時間の増大などを背景に、いかに充実し、生きがいを持って過ごしていくかということに国民の関心が寄せられてきております。また、経済的な豊かさだけでなく、精神的なゆとり、心の豊かさ、それらをもたらす活動を楽しむことが求められております。生涯学習には、学校や講座、教室に通うスポーツや文化活動をする、レクリエーションを楽しむなどさまざまな方法があります。これらの中から自分に合った機会を選び、関心のあることを学んだり、楽しんだりしながら、知識や技能を高め、健康に過ごしていくことは、一人一人の心の充実や生きる喜びに通じるものと考えます。その学び続ける生涯学習を保障するために働きかけたり条件整備を行うのが生涯教育です。

皆野町では、生涯教育を進めるに当たり、1つ、生涯学習の推進と条件整備、1つ、基本的人権を尊重する教育の推進、1つ、文化活動の推進と文化遺産の継承、この3つの視点を柱としております。今後とも町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学びを支援してまいります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 1番、大塚議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、3項目めの本町の健康・福祉についてお答えいたします。

まず、障害者の就職先についてのご質問にお答えいたします。ご質問のとおり、皆野町内には就職先としての職場、作業所等はございません。その理由としては幾つか考えられますが、まず比較的にしやすい電車、バス等の交通機関があることにより、町外の作業所等へ通うことができることが考えられます。また、これは人口規模から考えますと、なかなか公立の作業所は難しいと考えますが、社会福祉法人等の、あるいは民間の作業所についても、小規模な作業所はどうしても管理者や指導者の配置上の問題から、ある程度の規模の施設に送迎をするということが考えられるものでございます。

ご承知のように、役場庁舎の清掃等につきましては、これは直接雇用ではございませんが、こちらに向いて障害者の方が清掃作業を行っております。この問題につきましては、特別支援学校の保護者の方や障害福祉関係団体からの要望もいただいております。平成29年度に策定をいたします第5期障害者福祉計画、この計画においてそれぞれのご意見をお聞きし、検討してまいります。

次に、糖尿病の検査器についてでございますが、まずこの間の経過を申し上げます。医師会との調整、アドバイスをいただく中で、平成28年4月1日から検査機器の導入に係る補助金交付要綱を策定いたしました。その後、それらの説明とともに、ご協力をいただくために、薬剤師会及び町内の各薬局に出向き、説明をいたしました。これは、検査器を買っていただいて、ただ設置すればよいというものではございませんで、血液を取り扱うということから、ブースを設置するなど一般スペースと仕切る、そういった問題、あるいは国、県へ届け出るなど、導入に当たっては手間がかかるものでございますが、本年1月30日付でイチワタ薬局親鼻店、これは皆野病院の前の薬局でございますが、導入をされまして、2月1日から実施をしております。

町へ検査結果を連絡してよいという方につきましては、皆野町の住民の方に限りませんが、1回1,000円の検査料、その半額500円を補助しますので、個人負担は500円で検査ができます。測定時間は1回6分で結果がわかりますので、糖尿病の早期発見につながればということから、「広報みなの」3月号に掲載し、これらをお知らせをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） わかりやすく説明していただき、ありがとうございました。

農業所得の向上対策については、3月2日に皆野、長瀬の若手経営者の会というものがありまして、年に2回ほど情報交換しております。その中でも最終的に行き着くのは、皆野町をどうやって盛り上げるかということで、大分皆さんで盛り上がるような会話をしておりますので、若い人たちは、やっぱり花卉栽培でも何でも極めれば皆野町のためということがまず初めに来ます。ささいなことでも耳を傾けて協力して支援が可能であれば、町を挙げて支援をしていただきたいと思います。

次に、教育向上対策につきましても、先ほど教育長が言われたように、私どもソフトボール協会でもやっぱり指導して、そのときには皆野中学校の陸上の先生と生徒の方々が幅跳びの指導もして、昔に比べるとやっぱり足の筋肉が弱いのかなとか、あと握力が弱いのかなというのを感じる中、1時間ちょいの指導で大分結果を出すことができた生徒もたくさんいましたので、いろんな団体に協力要請をして、体力の向上等していただければと思います。

また、教育に対しても、私も人に自分の思いを伝えるというのがなかなか難しく考えておりまして、携帯が普及される中、メールでの簡単なやりとりで済ませるという世の中でございますので、語学というか、人に伝える力を小さいうちからつけていただくような指導もこれからは必要だと思っておりますので、教育長の信念のもと、取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、本町の健康と福祉についてお伺いします。障害者の就職に対してよく言われるシルバー人材派遣の、例えば干し芋とか、あと三沢から上がる高原牧場など県に声をかけ、皆野町で窓口になって就職ができるとか、そういうのは不可能なのでしょうか。そこのところをちょっと聞きたいのですが。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） シルバー人材センターにつきましては、雇用ということとはまた少し違うかもしれませんが、できる作業等があれば可能性はあると思います。今現在、障害者の方が通って作業しておりますのが、例えばシイタケの摘み取りであるとか、ボールペンの芯の組み立てとか、そういった作業をされている事業所がございます。シルバーの事業も選択肢の一つにはあろうかと思っております。それらを含めて今後検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。

昨年の10月17日に障害を抱えている子供さんを持つ保護者の方と町長、副町長、健康福祉課長を通して意見交換の場所をいただいたわけですが、あの方々の声そのままの状態、やっぱり親が先に亡くなるのは当たり前なこと、障害を抱えた子供を残したとき、皆野町でどこまで面倒を見ていただけるのかと、どこまで責任をとってもらえるのか、全部が全部おんぶに抱っこを考えているわけではないのだけれども、そういう心配をずっとされておりますので、子育て支援の延長として、障害者の方の支援も取り組んでいただきたいと思います。

続きましては、糖尿病の検査器につきましては、小杉議員からの質問に対しての説明で大分わかりやすかったのも、私も大分理解をしました。それに対して、思った以上に秩父郡市だけではなく、周りからの注目をしておりますので、医師会のほうもぜひ取り組んでいただきたいと思いますという声も聞きますので、胸を張ってこの事業に取り組んでいただきたいと思います。

以上、私からの一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、東日本大震災、そして東京電力福島第一原発事故から6年がたちます。原発事故というかつて経験したことのない危険にさらされ続けている福島県民、県外に約4万人、県内に約4万人の計8万人がいまだふるさとに戻れず避難生活を余儀なくされています。県外に避難した子供たちがいじめに遭っている事件が相次いで報道されました。今回発覚した事例は、氷山の一角にすぎないのではないのでしょうか。

政府は、帰還困難区域を除いてことし3月避難指示を解除、また生活費等の賠償は来年3月までとするとなりました。避難指示が解除されてもすぐ帰れるわけではありません。日常生活に必要なインフラや医療や介護などの生活関連サービス、子供の生活環境などの整備が必要です。そして、何よりまだまだ高い放射線量の中で生活する大きな不安があります。戻るのか戻らないのかという選択が住民に迫られています。どのような選択をいつ行っても、被害が続く限り国と東京電力が責任を持って支援と賠償を継続すべきだと思っております。

質問に入ります。まず最初は、国民健康保険の都道府県化についてです。平成30年度より市町村国保が都道府県化されます。それに伴い第1回目となる埼玉県国民健康保険運営協議会が開かれ、各市町村ごとの標準保険税の試算が示されました。

1つ、第1回の運営協議会で示された皆野町の標準保険税額はどのくらいになりましたか。

2つ目は、都道府県化により予想される国保税の引き上げに対し、どう対処する考えですか。また、今後も一般会計からの繰り入れを継続し、町民の負担増を抑えていくことが求められます。その考えをお聞きます。

2つ目は、就学援助と教材費無料化についてです。子供の貧困が社会問題となる中で、修学援助制度が

大きな役割を果たしています。就学援助を必要とする家庭に、必要な時期に適切に支給される制度に改善していくことが求められます。

1つは、町からの制度の案内について、全ての家庭にわかりやすい内容で制度を確実に伝えることが大事です。お知らせだけでなく、申請書の配布も一緒に行うよう改善を求めます。

2つ目は、当町の就学援助は、4月申請書の受け付け、5月認定、7月から8月支給という流れで行われています。その中で入学準備金について、入学前の2月ごろに支給できるよう改善を求めます。

3番目は、全ての新入学生の教材費を町として無料にする考えをお聞きします。

大きな3番目としては、インフルエンザ予防接種の公費助成についてです。ことしもインフルエンザが流行し、皆野中学校では1年生、2年生が学級閉鎖になってしまいました。今、町ではインフルエンザの予防接種の公費助成が行われ、65歳以上と受験を控えた中学3年生は、自己負担1,200円で受けることができますが、ほかの子供たちへの公費助成がありません。全ての子供たちに公費助成を行っていただきたい、その考えをお聞きします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項1の国民健康保険の都道府県化についてお答えいたします。

平成30年度から開始される国保の広域化は、都道府県が国保運営について中心的な役割を担うとされるもので、国保改革の柱の一つでございます。

初めに、①の第1回の運営協議会で示された皆野町の標準保険税額についてお答えいたします。第1回埼玉県国民健康保険運営協議会は、12月27日に開催され、その資料は埼玉県のホームページで公開されております。ご質問の皆野町の標準保険税額の試算結果は、平成29年度分で1人当たり9万5,749円ございまして、現在の保険税額7万648円に比べ135.53%の増加率となっております。この試算結果については、埼玉県の担当者からシステムの検証テストを兼ねたものであり、今回の試算結果をもとに検討することは控えてもらいたい旨の説明を受けておりますので、参考数値として取り扱っていただきたいと思っております。

次に、要旨の②、広域化後の一般会計からの繰り入れ等についてお答えいたします。国保改革に伴い各市町村は、赤字解消計画を策定することが求められております。一般会計からのその他繰り入れは、赤字補填を目的としておりますので、当町においてもその他繰り入れを削減する計画を立てる必要がございます。赤字解消計画の策定に当たっては、医療費の適正化を図るなど取り組むべき課題はありますが、税負担の公平性の面からも、保険税を引き上げざるを得ない状況であると考えるところでございます。しかし、国保税が上昇することは、被保険者世帯の生活に大きな影響を与えることが懸念されるところであり、国保改革の中でも現在の保険料水準を激変させないようにするとの方針が示されております。

一般会計からのその他繰り入れについては、被保険者世帯への影響に配慮した対応が必要不可欠であると考えます。また、国保税との関連がございまして、皆野町国民健康保険運営協議会においてもこれらの諸課題についてご審議いただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 5番、常山議員さんから通告いただきました一般質問通告書の質問事項2の就学援助と教材費無償化についてお答え申し上げます。

初めに、①、町からの制度案内について、全ての家庭にわかりやすい内容で制度を確実に伝える事が大事です。お知らせだけでなく、申請書の配布も一緒に行うよう改善を求めますについてお答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者です。就学援助についての周知方法については、現在、5歳児健康診断、入学説明会等で実施しており、保護者は複数回本制度について知る機会がありますが、常山議員さんのおっしゃるとおり、今後は回数をふやすことにより、より一層の周知に努めてまいりたいと思います。また、周知の際に申請用紙を配布する件についても、わかりやすいレイアウトにするなどの検討を実施してまいりたいと思います。

次に、②、当町の就学援助は、4月申請書の受け付け、5月認定、7月から8月支給と流れて行われています。その中で入学準備金について、入学前の2月ごろに支給できるよう改善を求めますについてお答えいたします。

現在当町では、年度当初の認定については、常山議員さんのおっしゃるとおり、4月に申請受け付け、5月の教育委員会会議で認定し、1学期分の支給は8月ごろに行っております。また、追加認定については随時行っております。入学前支給については、本年度、県の調査では72市町村中入間市のみで実施しております。当町といたしましては、現在国でも入学前支給について検討しているとのことですので、その動向を注視しながら、町単独支出の補助金については、今後検討をしてまいりたいと考えております。

最後に、③、全ての新入学生の教材を無償にする考えをお聞きしますについてお答えします。義務教育の無償化の定義についてですが、教育基本法第5条では、第1項で、国民は、その保護する子に学校教育基本法第16条、第17条において、9年の普通教育を受けさせる義務を負うとあり、第4項では、国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しないとあります。この条文に鑑み、今後も教育行政に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 5番、常山議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、3項目めのインフルエンザ予防接種の公費拡大についてお答えいたします。

ご質問にありましたように、高校受験を控えた中学3年生と高齢者は罹患しますと重症化するという場合がありますため、インフルエンザ予防接種の公費助成を行っております。中学3年生も含めた全ての子供たちに公費助成をとということに関しましては、皆野町は子育て支援は重要施策の一つでありますので、ご要望の趣旨は十分理解できます。しかしながら、こうした医療行為にかかわる事業につきましても、医師会や関係団体、また1市4町での調整等も必要でありますため、29年度からは18歳までの医療費無料化を行います。インフルエンザの予防接種の対象拡大につきましても、今すぐこれを検討し、実施していく考えはございません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それでは、再質問をそれぞれさせていただきます。

まず初めは、国保の都道府県化、広域化について再質問します。今、第1の質問で標準保険税額が県から示された保険税の試算について課長から答えていただきました。今まで7万648円だった保険税が、その試算額では9万5,749円、135.53%にもなるという試算が出ています。本当に私は大変な金額だと、こういう大変な数字が示されたと思います。これは、これから参考になる数字ではないような言い方でしたけれども、やはり今までさまざまな市町村のデータを入力して出されたものだと私は思います。この国保税について都道府県化することで、この国保財政が安定化するように思われ、これまでの高過ぎる保険税が払える保険税に引き下げられるのではないかと期待する向きもあったようですが、今回の試算は全ての市町村が値上げという結果です。ぜひこの最終的な標準保険税というのもこれからまた示されるわけです。それは大体いつごろになるのですか。わかりますか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

試算につきましては、現在第2回目を行っているところです。最終的な試算結果につきましては、平成30年の1月、ことし中には出ない見込みでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、30年の1月ごろには今度最終的な標準保険税というのが示されると、そういうことですね。やはり本当に国保税が引き上げられるということは、本当に大変なことです。その結果を私も注視していきたいと思ひまして、次の2番目の質問ですけれども、今回の改定は、今答弁にもありましたが、市町村が抛出したお金の管理、その管理の役割を今まで国保連合会から都道府県に移し変えるものです。そして、最大の改変というのは何かと言えば、都道府県が国保財政の元締め、市町村の監督役として強力な権限を持つようになることだと思います。そして、国保に関する仕事は、今までどおり町が引き続き行うわけです。これから町に対して県に納める納付金など、その算定も行われ、示されると思います。町は納付金を100%完納が義務づけられます。こうした制度改定が行われる中で、町民の一番の心配は、国保税の引き上げです。先ほどの課長の答弁では、保険税を引き上げることも考えざるを得ないと、そういう答弁でしたけれども、やはり本当に今払える国保税ではないような状態です。昨年の3月議会で私は、国からの財政支援を使って国保税の引き下げを求めました。答弁で、当町の国保税は決して高いほうではありましたが、町民の声は国保税の引き下げを望んでいます。また、滞納者もふえているのではないかと思います。ぜひ払える国保税を確保していくためには、これからも一般会計からの繰り入れをぜひ行ってもらって、町民への負担増を抑えていただきたい。もう一度、町長、どうですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど課長の答弁にもありましたけれども、税負担の公平性の面からも保険税を引き上げざるを得ないと言ひながらも、現在の保険料水準を激変させないようにするともこの答弁の中で申しております。

いずれにいたしましても、皆野町国民健康保険運営協議会におきまして、審議をしていただくわけでございます。そうした審議の結果については尊重し、適正に対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 本当に都道府県化の流れの中で、これからは本当に町に対して一般会計からの繰り入れ解消、そういうことが求められる、そういう圧力も強まることは必至だと思います。ぜひ町も町民のそういう要望に対して、しっかりと応えていただきたいですし、ぜひ町は県にも県としての独自の支援とか、そういう創設とか、そういうものを拡充してもらいたい、そういうこと、あと国への財政支援の要望など、ぜひ求めていただきたいと思いますし、また今町が独自に取り組んでいる施策、健康づくりだとか人間ドックだとか、そういう施策についても後退させないように要望しておきます。

そして、次の質問に入ります。2番目の就学援助と教材費の無料化についてですけれども、私は、小学校、中学校の新入生の学校説明会の資料を拝見したり、保護者の方に話を聞く中で、無償とされている義務教育、それに多くの保護者負担があることに本当に改めて驚いています。例えば、小学校に入学するときに、まずはランドセルが必要だ。そして、入学時全員が購入することになっているクレヨンや鉛筆、そういう教材費がまず5,000円かかる。そしてあと、子供たちが着る体育着のジャージ上下、短パンや半袖、また安全帽、傘、そして上履きまで、そういうのを合算すると、体育着などの洗濯用の洗いがえもそろえれば2万円はかかるというふうに保護者の方は話しています。そしてまた、希望購入品として粘土ケースなど、これは希望する方だけですけれども、約2,000円、ほかにもこの1年生は1年間に教材費が1学期、2学期、3学期で6,000円の教材費がかかると、そういうふうな話を聞きました。

また、中学校のときは、制服、通学用かばん、通学用靴、上履き、靴下、体育着、補助バック、この7点セット、その中の5点は、もう学校指定のものでなければだめ、何でもよいというわけではありません。本当に物によって安いものから高いのまでありますけれども、そろえたお母さんは10万円ぐらいはかかっています、そういうふうに言っていました。これら今言ったものは、身につけるもので、学習に必要な教材費は含まれていません。このように大変なお金がかかる中で、経済的に困難な状況があっても、子供たちがお金のことを心配しないで学校で学ぶことができる。そのためにあるのが就学援助です。町の就学援助の利用は、少しずつふえているようですけれども、その中で一番の申請書の問題ですけれども、申請書については、今後も就学援助が受けられるのだよということを今後周知していくし、申請書のレイアウトなどもしっかりとやっていくということですが、最初の入学説明会のときに配布についてはちょっと答えていただかなかったのですけれども、やはり就学援助の申請は、本当に毎年提出しなければなりません。それで、せめて入学説明会のときだけでも申請書を配ってもらえたらという声を多く聞いたのです。

それで、自治体によっては、全保護者から利用の有無を聞いている、そういうところもあるのです。配布するだけですから、そんなに難しいことではないと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 常山議員さんの再質問にお答えします。

その前に、先ほど2番の入学前支給について、本年度の県の調査で72市町村というお話をさせていただきましたが、済みません、63市町村でしたので、ちょっと訂正をお願いいたします。

先ほども配布のほうについても周知の際に配布する件についても、わかりやすいレイアウトにしまして、それを行って実施していくということでお答えをさせていただきましたので、その配布についても行っていくよう考えております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） よろしくお願いたします。

そして、2番についてなのですけれども、いろいろと検討していくということで答弁をしていただきましたけれども、特に先ほど申しましたように、中学入学のときは大変お金がかかるのです。入学準備金が支給されるのは8月とおっしゃっていましたが、入学準備金です。必要とする時期に支給されるように改善が求められるのではないのですか。

例えば小学校6年生で就学援助の認定を受けている場合、その認定で入学準備金の援助が受けられるようにすれば、2月ごろの支給は可能ではないのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 先ほどもお答えをいたしました。国のほうでもその辺を検討しています。町としてもその補助金については今後検討して考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ前向きに検討していただいて、必要な時期に本当に支給されるようお願いいたします。

さて、3番目ですけれども、町では新入学生にノート3冊、色鉛筆2本、消しゴム、カスタネットをお祝いとして支給しています。また、小学校6年生の卒業時には、英語の辞書を支給しています。先ほどから義務教育なのに大変お金がかかると私何度も申し上げていますが、少しでも保護者の負担を軽くするのも町の仕事ではないかと私思っております。

例えばこの小学校の入学するときに必要な教材費5,000円、それを町が援助する。予算的には、小学生だったら、今の入学の人数からいって50万円もあればできるのです。あと中学校ではもっと多くの教材費がかかるかもしれませんが、ぜひその辺は検討する余地があるのではないのでしょうか。これはどうしてでしょうか。どちらか、町長ですか。教えてください。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

義務教育の無償についてですが、これは授業料を徴収しないと、このことについて無償という定義がなされているものと受けとめております。

また、教科書につきましては、無償給与するという教科書の法律がございまして、その法律に従って授業料と教科書の代金については徴収しない、これを義務教育の無償というという定義になっていると考えておりますが、この教材費につきましては、そういうことから考えますと、義務教育の無償でなければならぬものには当たっておりませんので、今後の検討課題ということで考えさせていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ検討課題として、今回、教育のほうから出されたたくさんの予算もありました。いろんな取り組みをこれから教育のほうでされるようですけれども、ぜひこっちのほうにも目を向けていただいて、ぜひ検討していただけたらと思います。よろしくお願いたします。

それからあと、最後のインフルエンザの予防接種の公費拡大についてですが、今すぐ実施していく考えはないという答弁でしたけれども、例えば受験生を持つ親が親としてできることは子供の健康状態をよい状態で受験に臨ませることだと言っておりました。本当にそのとおりだと私も思います。ことしは、中学1、2年生にインフルエンザが流行してしまい、それでも3年生は学級閉鎖もなく、本当によかったと思

うのですけれども、受験が終わるまで何とか家族みんなが病気になるように、風邪を引かないように、本当に気を使っているのですよという親御さんの話を聞きました。そのためにインフルエンザの予防接種は家族全員が受けたということです。例えば、これもお金の話で申しわけないのですけれども、皆野病院で予防接種を受けた場合、4人家族で両親が例えば組合員の場合は、1回3,000円で受けられます。中学3年生が1,200円、下に小学生の子供がいたとして、小学生は2回接種する。そうすると、1回が3,000円で6,000円かかる。合計しますと1万3,200円。それから、組合員ではない場合は1万5,200円。予防接種だけでこんなにかかるのです。本当にこれは受験生を持つ家族だけのことではありません。インフルエンザにかからないように本当に注意していく、予防することは大事なことですし、また予防接種をする、しないはそれぞれ自由ですけれども、そういう中でせめて中学生までの子供がインフルエンザの予防接種を受ける場合は、公費助成を行っていただきたいと思います。その1市4町、そういう連携が本当に医療関係でも必要だと思いますが、ぜひ皆野町が率先して1市4町にも働きかけ、こういうこともやっていこうよと、そういう指導的な立場に立っていただいて、進めていっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問の趣旨はよくわかります。しかしながら、大変恐縮ですけれども、中学生3年生の28年度の接種の状況を申し上げさせていただきますと、88人中56人、64%の接種でございます。こういった中学3年生の受験の目的からしますと、この数字ももう少し上がってもいいのかなと私は思っております。そういった取り組みをする中で拡大については検討してまいる時期もあろうかと思いますが、今現在はそういった取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 最後、ぜひ前向きに検討していただいて、進めていっていただきたいと思います。私も町長、これで21回目の質問です。皆さんに本当にしっかりと答えていただきました。ありがとうございました。終わります。

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、宮原睦夫議員の質問を許します。

12番、宮原睦夫議員。

〔12番 宮原睦夫議員登壇〕

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原睦夫です。通告に基づいて、今回は3点につきましてご質問申し上げるわけですが、その前に、石木戸町政におかれましても、順調に推移発展しているところではございますが、今後の町政を運営するに当たりまして、間違いのないような方向で取り組んでいただきたいという意味から、最近、東京都庁の問題が非常に毎日問題になり、テレビ等でもにぎわわしておるわけですが、そんな中におきまして、ちょっと東京都の小池知事について触れてみたいと思いますが、小池知事については、キャスターから出発をいたしまして、日本新党から立候補して代議士に当選してわけでございます。その後、日本新党を離れまして、小沢一郎率いる新進党に入り、その後また出まして、自民党に入ったわけでございます。こういった小池知事の歩んできた経過を見ますと、非常に渡り鳥的なその場限りの渡り鳥ではないかと私は思っているところでございます。

その後、猪瀬知事、また舩添知事等のいろんな失敗等がありまして、2人が辞任いたしまして、東京都知事に自民党に反して立候補いたしまして、都民ファーストを掲げて立候補したわけですが、この都民ファーストというのは、石木戸町長だってまず第一に皆野町のことを考えると思います。こんなのは当たり前なことだと思います。

それで、ちょっと中身に触れてみたいと思いますが、まず選挙の公約でオリンピックの見直し、あるいは豊洲市場の問題等につきまして、これを主として立候補して当選したわけですが、オリンピックにつきましては、当初大幅に改善をするということでございましたが、この件についても今までどおり全部改善されず、そのままになったということでございます。また、工事費については、大幅な工事費を削減するというので、約480億円ですか、削減したようでございますけれども、これは削減したのではなくて、工事を一部縮小し、あるいはグレードを落としたからこういった削減になったわけでございます。1軒の家をつくるのにでも坪100万円で住宅の立派なものができます。ただ、住むだけでしたら坪30万円でもできるわけでございます。やっぱりこれは、ただグレードを落としたにすぎないわけでございます。

それと、一番問題になりましたこの盛り土の問題ですが、この盛り土につきましては、石原前知事も都議会の審議会、あるいはいろんな研究者の答申を経て、問題になったわけですが、この盛り土については、別に答申を守らなければならないという決まりはないわけですし、この盛り土につきましては、都が決定をして、予算計上をして都議会も認めたという経過があるわけでございます。

先日の石原知事の記者会見を見ても、そのとおりだと思います。都議会が認めた豊洲の問題でございます。これも今になって、また掘り下げて問題にするということは、非常に小池知事にも責任はあろうかと思えます。

ましてや豊洲の一部はもう完成して、昨年11月には引っ越すという決まりにもなったわけでございます。その決まりも約束を守らず、現職の知事が今までやってきた都政を批判したわけでございます。それで、その約束も守らないでいるわけでありまして。やはり小池都知事については、非常に渡り鳥的な政治家であると私は今でも思っているところでございますが、ぜひ石木戸町長におかれましては、今後もこのような小池知事のような歩き方はしないでいただいて、町政に取り組んでいただきたいと思えます。

前置きはこの辺にいたしまして、それでは早速質問に入らせていただきます。

まず、1点目が行財政改革についてご質問を申し上げます。まず最初に、町が行財政改革の町長の取り組みについて、基本姿勢についてご質問を申し上げたいと思えます。

先ほどの町長の施政方針の中でも財政の健全化を図るという話もございましたので、まず町長に基本姿勢についてご質問いたしたいと思えます。

個々の問題としては、温水プール、水と緑のふれあい館、長生荘について、この3点についてご質問いたしたいと思えますが、昨年の3月議会におきまして、この問題について私も質問した経過があるわけでございます。その中で積極的に町も改善、改革に取り組むという回答を得ているわけですが、この1年間、どのような改革をしたか、またどのような成果が得られたかを、まず最初にご質問申し上げ、個々の問題については次に一つ一つやらせていただきます。

2点目については、職員の給与の改善について、これも昨年の3月定例会がラスパイレス指数についてご質問した経過があるわけですが、この点について、昨年に比べてどのような改善をしたか、まずご質問いたします。

職員の給与については、皆さんもご承知のように、読売新聞でことしの1月12日に、やはりこのラスパイレース指数について記事が出されたわけでございますけれども、やはりまだ皆野町が埼玉県下一番下であるということがございます。長瀬とも比べても約5ポイント皆野町のほうが悪いということがございます。この点につきまして、どのようなことしは改善をされたか、ご質問したいと思います。

それと、3点目のシルバー人材センターについてご質問をいたします。シルバー人材センターのまず基本的な事業の取り組みについて、どのようなことをシルバー人材センターはやっているのかご質問いたします。

それと次に、切干し芋事業について、やはりこれも前の6月議会にちょっとご質問いたしましたが、この収支について、まずご質問いたしたいと思います。

それでは、個々にひとつお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、宮原議員さんの一般質問通告書に基づきお答えいたします。

1番の行政改革についての質問の1点目の行政改革の基本姿勢についてお答えをいたします。まず、行政改革の基本姿勢として、入りをはかりて出ざるを制す、最少の経費で最大の効果を念頭に行政運営に取り組んでおります。各種町営施設が果たす役割は、高齢者の福祉向上、介護予防、リハビリ効果、生きがい対策、健康増進、青少年の健全育成などであり、その効果が期待できます。全てが数値化、グラフ化ができないものもありますが、それぞれの施設が果たす役割や意義や価値は多くの方が認めているものであります。さらに、利用者の増加を図るとともに、経費節減に努めてまいります。

なお、新たな事務事業への取り組みについては、どうしても必要なものか、今するべきか、まだ置けるものかなど、必要性、緊急性、継続性、将来性など、総合的に判断してまいります。

2点目からの温水プール、ふれあい館、長生荘、2番、職員給与の改善について、3番、シルバー人材センターについては、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 次に、質問事項1、行財政改革について、②、温水プールについて（持ち出し）についてお答え申し上げます。

温水プールの維持管理については、施設設備に老朽化が進んでおり、修繕費もかさみ、光熱水費等経費も大変かかっております。昨年度、平成27年度の歳出決算が2,903万3,636円、収入が473万8,127円です。これを差し引きしますと、約2,500万円が持ち出しとなっております。そのうちの電気料につきましては、節電に努め、559万1,528円で、43万6,230円の節約、水道料につきましては節水に努め194万638円で、59万8,172円の節約となっております。これは、職員が節電、節水を行い、コスト削減に努めてきたことも大きな要因であると考えております。

その一例をお話ししますと、まず事務室の蛍光灯12本のうち8本を取り外し、4本で業務を行っております。プール室の水銀灯も16基ありますが、7基のみを使用しております。その他事務室では冷暖房機を使わずに執務を行っております。経費節減に取り組む中、町民に親しまれる魅力ある温水プール・ホットづくりにも取り組み始めました。

平成28年度は事業の見直し、改善を行い、例えば参加者の少ない親子水泳教室を取りやめて、英語の水

泳教室、プールでイングリッシュファンや専門的なバタフライ教室を開催しました。また、玄関を整備したり、障害者の付き添いの方1名を無料にするなど、障害者に優しいユニバーサルデザインのプールを目指しております。魅力ある温水プール・ホットが町民の体力向上、健康保持増進、介護予防、コミュニケーションの場としてさらに多くの方にご活用いただけるよう、開催事業を工夫しながら、経費をなるべくかけないよう、節電、節水の工夫を一層心がけていきます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 12番、宮原議員さんから通告のありました1項目め、行財政改革に関するご質問のうち、水と緑のふれあい館と3項目め、シルバー人材センターに関するご質問のうち、切干し芋事業についてお答え申し上げます。

初めに、水と緑のふれあい館でございますけれども、シルバー人材センターに指定管理委託しており、入館料、売り上げ等の収入については指定管理者の収支となっており、町の収入はございません。町の持ち出し分は、水と緑のふれあい館とわくワクセンターが共有で使用している施設があり、分けることができない部分があり、施設の指定管理費300万円を含めて、維持管理、土地代として28年度当初予算で733万9,000円でございます。施設の維持管理につきましては、必要最小限の支出に努めております。

次に、3項目め、切干し芋事業についてでございますが、平成28年度の作付面積は1万2,706平米でございます。筆数といたしまして17筆、約8トンの収穫でございます。2月末現在の収支でございますが、収入は227万3,756円でございます。支出は381万8,288円でございます。差額でございます。154万4,532円となっております。また、3月、4月の販売収入については確定しておりません。以上のとおりシルバーから報告を受けております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 12番、宮原睦夫議員の行財政改革に関するご質問のうち、長生荘についてのご質問にお答えいたします。

まず、町の持ち出し額でございますが、27年度の決算数値から老人福祉センター長生荘の維持管理に要した経費額を申し上げます。約1,278万円の支出でございます。27年度の入館料収入は115万4,400円ありますので、差し引きのいわゆる持ち出し額は、約1,163万円でございます。

次に、この間の改善点でございますが、昨年宮原議員からご指摘をいただいた井戸水の運搬でございますが、ご質問にありましたように、木曜日は2人で運搬をしておりました。これは、普通の日が1人でできる作業でありますので、ご指摘のとおり経費の節減のため1人作業で対応するよう改善を図りました。

続いて、3項目めのシルバー人材センターについて、①のシルバー人材センターの基本方針についてお答えいたします。シルバー人材センターは、公益社団法人として高齢者福祉の増進のため事業の運営に当たっており、具体的に幾つか申し上げますと、町バス等の運行業務、小規模水道施設の維持管理支援業務、一般家庭や公共施設の草刈り、植木の剪定業務、総合センターなどの日曜、祝日における施設管理等、幅広く行っており、会員の希望に応じた就業を組織的に提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図っております。

この基本方針は、町としても元気で長生き対策の重点施策に寄与されておりますので、引き続き運営費の補助をまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 12番、宮原議員さんから通告のありました質問事項2、職員の給与改善についてお答えをいたします。

初めに、質問の要旨①、ラスパイレス指数について、ラスパイレス指数は、国家公務員と地方公務員の給与水準の比較に用いられる指数のことで、算出方法は町の職員構成が基準となる国の一般行政事務職員と同一と仮定をし、学歴別、経験年数別に平均給料月額を算出し、これを国家公務員の給料を100とした場合の町の職員の給料水準を指数であらわしたもので、平成28年度の本町のラスパイレス指数は、前年度87.4から0.2ポイント改善をされ87.6となっております。過去10年間のラスパイレス指数を見ますと、平成19年度79.9が先ほど申し上げましたように、平成28年度は87.6と、この10年間で7.7ポイント上がっており、この上げ幅は郡内町村では一番高い上げ幅となっております。

次に、②、職員給与を上げるべきと思うが、どうかについて、このことにつきましては、ラスパイレス指数の底上げを含めラスパイレス指数が低い職員の給料に配慮しつつ、給料の支給額を職員の学歴、経験年数に見合う額となるよう見直しを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、温水プールにつきまして、昨年度は持ち出しが約3,000万円と、今年とは約2,500万円で済むという答弁がございました。それで、温水プールの利用券について、1年券と半年券と出ていると思いますが、その数についてご質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんからご質問のありましたプールの年間券及び半年券の販売状況をこれから申し上げます。

年間券、平成28年度2月末で116枚です。半年券、これは68枚でありまして、合計しますと184枚の券が2月末まで出ております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今、年間券と半年券で総計184枚だという答弁がございました。そうすると、温水プールを利用している主な人たちは、年間約184人ぐらいという見方をされるわけでございます。私は当初から申し上げているのですけれども、この温水プールにつきましては、もう大分古いものですし、それは改革していく上には、当然反対やいろんなことはございますが、やはり3,000万円相当の持ち出しがあるものについては、もうどんどん積極的に取り組んでやめるべきだと私は考えておりますが、その点について答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいまの宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

年間券、半年券184枚でございますが、そのほかにも回数券で利用される方もございます。また、見逃

せないのがスポーツ少年団の子供たち200人が年間10回から20回プールを活用している、延べ人数にしますと概算3,000人は活用していると、また中学校ですけれども、水泳の授業を温水プール・ホットで行っておりまして、260人の子が11回活用、休む子もいますけれども、活用しているという状況、また幼稚園の71人の子も12日間活用をしているということで、回数券にあらわれない参加者、プールに親しんでいる人々、子供たちもおるといふことでございますので、その辺で健康増進、体力向上等に役立っておりますので、温水プール・ホットは大事な施設ではないかと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 健康増進という教育長からの答弁がございましたけれども、これは数字的には大変難しいと思いますけれども、健康増進に、例えば国保が大幅に下がったとか、そういった数字的なことは大変難しいとは思いますが、それはあくまで教育長の答弁の難しいところで、そういう答弁したと思いますけれども、やはり行財政改革というのは、だめなものは早くよすというのが基本だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、ふれあい館について質問申し上げますが、本年度は約1,000万円の持ち出しだというような答弁をなされましたが、これもやはり利用者を見ると、私の調べた範囲では、約2割程度しか町民は利用していないという関係者からのお話をいただいているわけですが、それについてはどの程度把握しているか、答弁願いたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

ふれあい館の入館者については、従来調査しておりません。去る2月23日から3月までの1週間調査を行いました。入館者が431人です。うち町内の方が98、町外の方が333でございました。割合といたしまして町外の方が78%であります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） やはりこれもプールと同じで、これもバブル期につくった産物ですし、執行部においても積極的によすなり改善に取り組んでいただきたいと思います。

次に、長生荘について、引き続きご質問申し上げます。この長生荘についても約1,100万円の持ち出しだという答弁でございますが、長生荘の改革も非常に、あれもそれこそできて三十何年たっている施設ですし、これもバブルのときの申し子で、やはりもっと積極的に改善していただきたいというふうに考えますが、答弁を願います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問をいただきましたが、あそこにつきましてももともとが老人福祉法に基づく高齢者の憩いの場ということで始まっておりまして、調べてみますと、当時の老人福祉センター、基準が幾つかありまして、規模が大きい施設にお風呂を設置すると、その一番大きい規模の老人福祉センターを設置した経過がございます。ほかの町村等を見ますと、老人福祉センターと名がついておる施設でも、例えばお風呂のない施設、そういったものがございますが、今あれをまた楽しみに来られている方もおりますので、お風呂をすぐ廃止というわけにはまいりませんが、いずれにしてもご指摘のようなことから、必要な改善は今後も図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） この長生荘についても利用者は町民はやはり2割程度、あとはよそから来ている人たちが多くというふう聞いておりますが、これはどのように把握しておりますか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 先ほど産業課長が申し上げたような意味での集計はとっておりませんが、昼間は比較的町外の方が多い、夕方からは町内の方が多いというふう聞いております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） この点については、この程度としたいと思いますが、やはり私は、行財政改革の取り組みについては、だめなものはやめる、あるいは大幅に改善するのが行財政改革だと思います。我々議員も議員みずからの姿勢として、やはり今後、まず定数削減、あるいは大幅に議員定数を削減して、議員の給料をアップして、若い人たちが出られるような体制づくりもこれから考えていかなければならないとされているところでございます。今後の問題としてこの点については同士の皆さんと相談をして取り組んでまいりたいと思っております。

次に、職員の給与について、ラスパイレス指数について、去年の答弁では改善するという答弁があったわけでございます。どの程度数字的に改善したのか、また長瀬町と比較して、約5ポイントの差があるわけでございますけれども、このポイントについて、例えば約5ポイント上げるとすると、1人頭職員が現在約85名おると思いますが、どの程度上げればこの5ポイントの数字になるのかご質問をいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

前年度、27年度のラスパイレス指数は87.4、28年度につきましては87.6と0.2ポイント改善をされております。

長瀬との比較ですが、今宮原議員おっしゃるように、平成28年度地方公務員給与実態調査によりますと、長瀬町のラスパイレス指数は92.8、皆野町が87.6ですから、5.2ポイント長瀬町のほうが高いです。この差は何から出てくるかといいますと、当然給料の月額差でございます。平均給料月額を見ますと、皆野町が26万5,700円、長瀬町が29万6,000円と長瀬町は皆野町に比べて3万300円高い数字となっております。この平均給料月額差3万300円がこのラスパイレス指数の5.2に影響を及ぼしておると思っておりますので、この3万300円に先ほど宮原議員がおっしゃいました85名を掛けて12月分、全く大まかな計算でございますが、そうしますと3,090万6,000円、約3,100万円の年間給料の額が増加となります。この額で長瀬との差に追いつくことができる額かと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ラスパイレス指数の数字的なものはよくわかりました。

それで、長瀬町に近づくとすると、金額的には3万円ぐらいになるということでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○12番（宮原睦夫議員） それで、正直申し上げまして、隣の町村とこれだけの差があるということは、やはり問題だと思います。特にやはり職員の働く意欲についても多少変わってくると思ひまして、また新入

職員の優秀な職員をやっぱり求める場合に、入れる場合に、やはり当然給料の点にも関係してくるわけでございますので、どこか、これも現在ですと、長瀬とは5ポイントの差があると、全部とは申し上げませんが、これに近づけるような考えをぜひ持っていただいて、積極的に執行部においては取り組んでいただきたいと思えます。温水プール1つよせば、全部間に合うのですから、これは町長答弁しづらいと思えますが、副町長が答弁してください。

○議長（大澤徑子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） ラスパイレス指数の関係についてお答えします。

先ほど総務課長が申し上げたとおりでございますが、一部長瀬との比較、3万3000円の差があると、5ポイント、これは対象年齢が2.7歳、約3歳長瀬は上でございます。皆野が40.1歳、長瀬が42.8歳、約43歳近い、そういう年齢の対象でございます。そういうことでございます。

いずれにいたしましても、ラスパイレスにつきましてはご指摘のように埼玉県下63市町村63位ということでございます。これにつきまして、簡単に経緯を申し上げます。前町長が退任した平成18年4月22日、翌日の23日から現在の石木戸町長が就任しました。その年である18年4月1日のラスパイレス指数は79.6でございます。また、現在は、先ほど話したように87.6で、この10年間で8ポイント上昇しております。これは毎年上昇をしていると、現体制になってからは毎年上昇しておるという数値でございます。

ただし、今お話のように、埼玉県下最下位ということは事実でございます、ちなみに秩父郡の4町1村は、63位から下位に順次連ねておると、秩父地域は偶然か、そういう現状でございます。

職員の給与は、昇給には良好な勤務成績の職員については、人事院で示している基準と同じ条例によりまして、4号給昇給できるとしてあります。また、特に勤務成績のよい職員は、倍の8号給昇給できるとされております。皆野町におきましても良好な勤務成績で基準以上の勤務日数を確保している職員は、全て4号給昇給しております。また、特別昇給も行いまして、ラスパイレス指数の改善を図っておるところでございます。

このようなことで、せめてラスパイレス指数90台に乗せたいと考えております。いずれにいたしましても、ラスパイレス指数100に向けて改善に努めてまいります。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ぜひひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、次のシルバー人材センターについてご質問申し上げます。このシルバーにつきましては、町からの補助金が950万円、県からの補助金が830万円ということで運営されている町の外郭団体だと思えます。それで、やはりシルバーの事業等については、正直言って定年退職でやめた方、あるいは一線を退いた方が働く場と、それを人材センターが提供するというのが私は主な事業だと思っているわけですが、その辺についての執行部の解釈はどのように思っているのかお尋ねします。

○議長（大澤徑子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） シルバー人材センターの会員の基準としては、まず60歳以上ということがございますので、そういった面から捉えましても、宮原議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（大澤徑子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） そこで、シルバー人材センターについて、このシルバー人材センターが聞くところによると、約2,000万円からの預金があるという話を聞いたわけでございますが、町からの補助金

を出している団体が利益を上げて預金をしているということは、ちょっとおかしいのではないかと思うわけですが、利益が上がったのなら補助金は950万円要らないということでしょう。その辺のところの説明を、それで幾ら預金があるのか、わかれば答弁願いたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 町からの運営費補助金950万円でございますが、この後ご審議いただく平成29年度予算にも計上させていただきました。まず、補助金の性格でございますけれども、1つには、国の補助金でございます高年齢者就業機会確保事業の執行方針についてという通知が職業安定局長から発出されておりますが、その執行方針に基づき町も交付をしております。

具体的に申し上げますと、この中に国の予算の範囲内において補助金を交付するが、地方公共団体からの補助金の総額が国の予定する補助金の総額に達しない場合は、国の補助金限度額にかかわらず、地方公共団体補助金を上限とするとなっております。仮に町の補助金を大幅に減額いたしますと、同時にシルバー連合を経由しての国からの補助金も減額されるという仕組みが一つございます。

それから、今の2,000万円ほどの積み立てという件でございますけれども、確かにシルバー事業の27年度決算書を見ますと、約2,200万円ほど収支繰越額がございます。これは、前年からの繰り越しを差し引きますと、つまり決算上、前年からの繰り越しが収入となり、また収支の未執行といえますか、残った分が翌年度への繰り越しとなるというものでございますが、この前年からの繰り越しを差し引きますと、単年度では約300万円ほどいわゆる赤字となります。町やシルバー連合会からの補助金は、運営費補助金として職員給与や法定福利費等に用途が制限されておりますことから、この赤字に補填はできない仕組みでございます。したがって、赤字になれば補助金を増額する、あるいは黒字になれば補助金を減額するということは、この運営費の補助金に関しましては、今のところ考えておりません。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 一般的に考えて、預金できたということはもうかったということだと思います。

それで、その中で補助金がとにかく950万円も町からも出ているわけです。余ったのならやはり補助金をそれだけ要らないということではないのですか。その辺のところの答弁を願います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そういった見方もあろうかと思っておりますけれども、例えば皆野町の一般会計の決算を9月議会をお願いを申し上げますが、収入はほとんど額が確定し、支出については未執行の部分であるとか、いわゆる余った部分、それらの差し引きがシルバー人材センターにおきましても年間1億円からの事業をしておりますので、収支上の差し引きが次の年度のいわゆる財源として繰り越しをしていると、これはそのまま積み立てるということではなくて、翌年度の収入に充てて、執行しているというふうに捉えておりますので、単純に黒字という概念では私は捉えておりません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 捉えていないということは、どういうことで預金をしてあるのか、お尋ねします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） いわゆるシルバーの会員が作業をするわけですが、発注元からお仕事を提供していただく、それを作業すると、そうしますと、その発注元からいわゆる支払われるのが二、三カ月おくらせてしまうと、こういうことがあるわけございまして、そんな関係から作業の終了後には作業者に賃

金を払わなければならないと、こういうこともございまして、運転資金と、こういうふうに捉えておるところでございませう。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 4回目ぐらいになるのか。

○議長（大澤径子議員） 最後をお願いします。

○12番（宮原睦夫議員） では、これ最後に、運転資金と町長から答弁ありましたけれども、2,200万円からの運転資金を積んであるということはちょっとおかしいと思います。

これは、最後の質問になりますので、答弁は結構ですから、次の切干し芋にも関係してくる話でございますので、それでは次の切干し芋事業について、先ほど課長のほうから今のところ本年度は150万円の赤字だという答弁がなされました。この切干し芋事業について、シルバー人材センターも今年度は当初予算で650万円の予算計上をしてスタートしたと思います。650万円という予算を立てて、成果は半分ぐらいしかいかないというような事業でございませう。これで赤字を出したら、先ほどの話の中の預金を食っていくことでしょうか。ひいてはそれが町の補助金を食っていくのと同じになるのです。その辺のところをひとつどのように考えているか答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 切干し芋につきましては、特産品の少ない町、そしてまた遊休農地の目立つ状況の中で、シルバーの方々は、過去には私は答弁した記憶はあるのですが、年配の方、サツマイモ栽培等にはかなり知識のある方々でございまして、これを遊休農地の解消、あるいはまた特産品づくりに取り組んでみようと、こういうことから始めていただいておりますのでございまして、かなり多くの方々に皆野町の切干し芋は大変うまいということで好評でございませう。

また、先ほど課長からの答弁がありましたけれども、現状150万円ぐらいまだ収支が不足しておるようございませうけれども、3月、4月、これから期待できる部分もありますので、その差はかなり圧縮できるものと、こんな期待をしておるところでございませう。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 町長も大変苦しい答弁したようですが、とにかくこの切干し芋事業につきましては、畑をシルバーの人たちを使って栽培をして、芋を育てて、それを切干し芋にして販売をするということについて、やはりシルバー本来の姿は、営利事業はできるわけないと思います。平均年齢ですと、恐らく70歳近いでしょう。その人たちが事業をやったって九分九厘だめです。もう今回だって数字に出ているでしょう。それはあくまでいつまでも町もやるということはおかしいと思います。これは、シルバーは、団体は違って町とは関係ないという答弁をするかもしれないけれども、それは違います。とにかく950万円からの補助金を出している町の外郭団体ですから、最後に、もっと抜本的に改革するなり、来年度はやめるといふぐらいの話をシルバーに持って行って、積極的にひとつよす方向で取り組んでいただきたいと思いますが、最後に答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど申し上げましたように、本来シルバーがテストケースに切干し芋をつくって、それが農家の人たちに波及していくことを期待をしておりましたけれども、何件かの農家の方々も切干し芋を生産しておる農家も見当たるようになってまいりました。いずれにいたしましても、先ほども答弁しましたようにこうした赤字を圧縮してとんとんにいけるように指導してまいりたいと、また要望していき

たいと、こんなふうにいるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、この切干し芋事業については、とんとんに持っていくように努力するというところでございますけれども、もしいかなかった場合は、ひとつ来年からやめてください。そういうことを約束いただきまして、私の質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時15分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、月日のたつのは早く、既に3月であります。また、一昨日が二十四節気の啓蟄、春は間違いなく近づいております。

こうした中、4日後の3月11日は、あの未曾有の大震災であった東日本大震災、そして人類史上例のない大事故となってしまった福島第一原発事故から6年、午前中の冒頭の町長の挨拶の中で触れられておりましたが、現在でも東日本大震災と福島第一原発による避難者は約12万3,000人、うち約8万人が原発の避難者であります。原発事故によって働く場所、生活の場所、そしてふるさとを奪われ、家族や友人、地域の人間関係も全て引き裂かれ、苦渋の避難生活であります。

「震災でいっぱい死んだから、つらいけど僕は生きることに決めた」、横浜に避難していじめに遭った小学生の手記であります。あってはならない原発放射能避難を理由にした児童生徒へのいじめ問題、国は避難指定区域外からの避難者約1万2,000世帯に対する住宅無償提供をこの3月末で打ち切りであります。

また、原発労働者の年間5ミリシーベルト以上の被曝を労災認定基準にしているにもかかわらず、安倍政権はその4倍にも当たる年間20ミリシーベルト以下というまやかしの帰還基準を設け、子供も妊婦も帰還しろ、このように駆り立てております。

そして、今3月末までに帰還困難区域を除き、全ての避難指示を解除する方向にあります。しかし、避難解除されている5市町村での帰還率は、全体で約13%、そのほとんどが高齢者であり、子供がいる世帯での帰還は一向に進んでおりません。にもかかわらず避難指示を解除し、2018年3月末をもって原発被害者に対する東電からの賠償を打ち切る方針であります。まさに2020年東京オリンピック・パラリンピックで原発事故を克服した日本を世界に発信する、こうした復興と五輪の旗のもとに、安倍政権による巨大いじめというべき棄民政策によって、原発被害者が再び崖から突き落とされようとしております。

他方、原発事故による汚染水処理や廃炉作業などめども立っておりません。毎日400トンずつふえ続け

る放射能汚染水、その処理だけでも毎日3,000人もの労働者が被曝の危険にさらされながら働いています。また、溶解した核燃料がどこにあるかも定かではなく、原子炉格納容器内の放射線量は1分弱で死に至る毎時530シーベルトと言われております。そして、廃炉作業には多くの労働者の犠牲がつきまとい、また40年かけても廃炉にできるのか疑問視がされております。経済産業省は、福島第一の廃炉や賠償などに係る費用をこれまでの2倍、21兆5,000億円に見積もりを変更しました。そして、賠償費用と中間貯蔵施設費用を合わせた9兆5,000億円は、電気料金の上乗せと国税によって国民の負担が強いられております。

こうした現状や実態を顧みず、原発再稼働と原発輸出に奔走する安倍首相であります。私たちは、原発避難者の苦悩に寄り添い、原発事故を風化させることなく、原発を推進してきた政府や東電への責任追及とあわせ、こうした原発事故を再び繰り返さないためにも、脱原発を求めていかねばならない、このように思っております。

2017年度の政府予算案は97兆4,547億円、前年当初に比べ7,329億円の増であります。そして、ここ5年間拡大の方向にあります。しかし、歳入は新規国債発行を34兆3,698億円、公債依存度35.3%を見込むなど、依然として国債頼みの予算となっております。さらに、負債はふえるという構造に変化はなく、2020年に基礎的財政収支を黒字化させるという公約は達成できそうにありません。

他方、歳出での防衛費は5兆1,251億円、5年連続の増額予算であります。その中には1機100億円もする欠陥輸送機と言われているオスプレイ4機分も含まれております。こうした防衛費や大型公共投資を増大させる一方で、年金や医療、介護など国民生活に直結した社会保障費は抑制し、切り捨てる方向にあります。豊かな生産力のもと生活商品はあり余っているにもかかわらず、勤労大衆の格差と貧困は拡大し、生活破壊は一段と強まっております。

昨年12月の生活保護世帯数は164万205世帯、このように164万世帯を超えて過去最多を更新しております。なお、日本の生活保護の捕捉率は約20%と言われ、生活保護基準以下の世帯は全国で約820万世帯と推定もされております。

他方、生産過剰、デフレ不況のはけ口を軍需生産に求め、兵器や軍備を増強し、明文改憲を行い、名実ともに軍事大国化を目指す安倍総理であります。

こうした反動政治の状況のもと、地方自治体においては少しでも夢や希望を育み、明るさや幸せを感じられる行政でなくてはなりません。いずれにしましても、子供たちからお年寄りまでが安全で安心して、そして平和な日常生活が送れる、そのためにも町民からの声や要望を積極的に取り入れた行政運営でなくてはならない、このように思っております。そのことが安全で快適な生活が実感できる皆野町づくりではないでしょうか。

それでは、通告に基づき2項目についてお聞きいたします。

1項目の交通安全対策について、この間全国で登校中の児童が交通事故等に巻き込まれる悲惨な事故が発生しております。また、昨今の交通事故は、運転者を取り巻く社会や労働環境の変化が大きく、肉体的、精神的な負担が大きな要因の一つとも指摘されております。また、高齢による反射神経の低下、ブレーキとアクセルの踏み間違え等による交通事故も多発しております。

こうした中、通学路になっております県道の安全対策についてお伺いいたします。町内には交通量の多い主要地方道として皆野両神荒川線、皆野荒川線、秩父児玉線、長瀬玉淀自然公園線があり、一般県道として親鼻停車場線、皆野停車場線、下戦場塩貝戸線等々の路線も通学路になっているかと思えます。通学路の安全対策として縁石やガードレール等構造物で分離した歩道の整備等が必要であり、こうした要望も

出されているかと思えます。町内に関係する県道において、こうした安全対策を含む新年度の事業予定について、どのようになっているのかお聞きいたします。

特に県道長玉線三沢地内の交通安全対策を含む道路改良についてお伺いいたします。昨年も3月議会の中でこの長玉線の安全対策について質問を行ってきております。当時の答弁では、県土整備事務所として三沢地内の改良工事にかかわる調査設計等の予算要求をしていくという答弁でありました。その後、昨年の5月になりますが、この長玉線の通学路において、小学1年生の児童が県道から沢に転落するという事故が発生しました。県道の路面のへこみとガードレールとのすき間から沢に滑り落ちたわけですが、幸いにも大事に至りませんでした。早急に町の建設課を通じまして、県土整備として応急的に路面の補修とガードレールを2段にするなど対策をとってもらいましたが、この区間においては皆さんもご存じのように狭隘で、カーブになっているところも数カ所ございます。根本的な歩道整備を伴う道路改良が早期に求められております。情報によりますと、県の新年度予算において調査費が計上されたというような情報がございまして、この詳しい内容についてお聞きしたいと思えます。

2点目の町道、林道に隣接する枯れ木や倒木の撤去についてであります。近年、林業の衰退とともに山林の手入れがほとんど行われず、枯れ木の倒木等の危険にさらされております。特に山林等に隣接した町道、林道を利用する歩行者、通行車両の安全対策上からもこうした枯れ木の撤去等について、道路管理者であります行政としてのかかわりについてお聞きしたいというふうに思えます。

2項目の上水道の整備についてであります。具体的には、三沢地内高府地地域の公営水道化についてであります。昨年のポピーまつり開催期間中、高府地水道組合の水道が3度ぐらい断水するという問題が発生しました。原因は、秩父高原牧場の水洗トイレの利用者が激増し、使用水量が増大したために、高原牧場の取水口より下流にある高府地水道の水量が不足して断水に至ったとのことでありまして。ポピーまつりの来客数も年々多くなり、昨年は6万人を超えているようですし、今後も増加が期待される中、高原牧場での使用水量も増大傾向が予想されます。今シーズンに向けまして対策も検討されているようですが、根本的な対策としましては、高府地地域の公営水道化を図るべきであり、地域からも強い要望としてあります。この件に対する公営水道化についてどのような考えか、お聞きしたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 11番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

2番目の上水道の整備についてお答えをいたします。内海議員さんからは同類のご質問を以前にもいただきました。小規模水道組合は町内に12組合ありますが、山間地域に点在するこれらの水道施設の整備、管理については、皆野町小規模水道施設設置費等補助金交付要綱により70%から100%の補助金で支援をしております。高府地水道組合においては、取水工事などの水道設備の改修計画があるやに聞いていますので、工事施工に当たっては補助金交付要綱により支援をしております。このような高府地水道組合の状況でありますので、上水道の拡張については現在のところ考えておりません。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんから通告をいただきましたご質問のうち1項目め、交通安全対策についてお答え申し上げます。

まず、(1)、通学路になっている県道の安全対策について、新年度の事業予定、特に県道長玉線三沢

地内の安全対策を含む道路改良についてでございますが、事業を所管します秩父県土整備事務所に確認しましたところ、平成29年度予算化される主なものとして、主要地方道長瀬玉淀自然公園線の三沢地内未改良区間の現地測量、主要地方道皆野両神荒川線の大淵地内未改良区間の用地買収及び物件補償、さらには主要地方道皆野両神荒川線皆野中学校付近の歩道整備工事の継続、一般県道下日野沢東門平吉田線の改築工事の継続などの事業執行を予定しているということでございます。

また、昨年に教職員や保護者の協力を得て通学路の危険箇所を調査しました。その対策を平成29年度から平成33年度までにわたる第4期通学路道路整備5カ年計画に位置づけを予定しております。この計画では、町内の対策必要箇所についてグリーンベルト、区画線などを設置していく予定とのことです。

続いて、(2)、町道、林道に隣接する枯れ木や倒木の撤去について、道路管理者である行政としてのかかりについてでございますが、私有地の立木は私有財産であり、その管理は所有者が行うものです。このため町では倒木が町道、林道上にあり、通行の妨げにある場合などに限り、その撤去を行っています。

なお、随時の道路パトロールで危険性の高い枯れ木や倒木を発見したとき、あるいは通報があったときは、所有者を調べ、原則として撤去依頼しておりますが、緊急性などを考慮して当該箇所の行政区長等と善後策を協議し、対処しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） では、質問の項目に沿って再質問させていただきたいと思いますが、長玉線の関係なのですが、平成29年度、現地測量を行いたいということなのですが、調査費が計上されておるという情報は入ったのですが、具体的に改良ルート、これが既に決まっているのかどうか、またそれらを含めた調査費といいますか、測量設計なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

また、歩道の関係といいますか、通学路の関係におきましては、平成29年から平成33年の5カ年計画でグリーンベルト等の整備を進めていきたいということが言われているのですが、今までこういった多くの県道でグリーンベルトによる安全対策といいますか、そういったことが図られてきているかと思えます。具体的な箇所になるのですが、要望として上がっているかどうかちょっとその辺も確認したいのですが、県道の親鼻停車場線の特に大沼金物店付近から親鼻のやまじゅう、おぎわら商店ですか、その区間でのグリーンベルトの外側といいますか、側溝の上、ふたの上が通学路になっているかと思うのですが、大変傷みも激しい部分がございます、こういった改善を図っていただきたいという部分も私も耳にしております。これらの要望等も含めてどのような検討がされているのか、お聞きしたいというふうに思います。

とりあえず県道の関係です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 内海議員さんからの再質問にお答えいたします。

まず初めに、主要地方道長瀬玉淀自然公園線のルートの関係でございますが、現地測量は、基本的に基本ルートの構想段階の測量でございます。計画を立てるに当たりまして、地形や建物の状況を測量するものでございます。この測量を実施いたします。未改良区間の小平工区、広町工区の間1.8キロメートルの区間について現地の測量してルートの決定をしていく段階でございます。

続きまして、第4期通学路整備5カ年計画に基づきます県土への要望でございますが、教職員さんと保護者の皆さんで、昨年7月に現地調査をいたしまして、そのときに箇所数としますと、危険箇所を県対応が17カ所、町対応が3カ所ということで教職員、保護者の方から指摘ございました。その中に先ほどご

指摘いただきました県道では主要地方道皆野両神荒川線になるのですが、大沼金物店さんからやまじゅう商店さんの間の件については、危険箇所としては挙げてありません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 私がちょっと昔の路線線名で言ってしまったかもわからないのですが、いずれにしても先ほど言われた箇所については、大変ふたも悪い状況、特に県道と町道が交差する部分とか、お店の前とか、そういった部分が非常に危険な状況にありますので、現地を確認していただきまして、ぜひ要望に追加しておいていただきたいというふうに思います。

長玉線の関係なのですが、改良ルートをこれから決めていくということになるかと思うのですが、いずれにしても早くルートを決定していただき、測量設計なり順調に推移させていただきまして、できましたらこれ基本ルートが決まって、悪いところから、やっぱり危険な箇所から工事が着手できるように、というのは、もう数年前からこの件について私も県土整備事務所のほうにも直接お伺いして話をした経過があるのですが、当時の県土整備事務所のほうとしましては、上三沢と中三沢のほうから徐々に改良していった、その間が基本ルートが決まらなると危険箇所から手つけるわけにはいかないというそういうことも言われておりましたので、基本ルートが決まりましたら、ぜひ危険箇所から優先して工事が着手できるように、これは要望を含めてお願いをさせていただきたいというふうに思います。

枯れ木の撤去の関係なのですが、管理は所有者にあるのだから、所有者が撤去等を行ってほしい、それは基本的な考え方だと思うのですが、具体的にその所有者というのが不在地主といいますか、地元でない山林等もふえてきています。これも私に直接お話があったのですが、大変四、五十センチの枯れた松が道路に倒れかかっていると、その所有者というのがやっぱり不在地主といいますか、離れた方の所有であるという、そういうことで建設課のほうに話をしたら、その所有者に連絡をとって、切ってくださいというようなそういうことが言われたということがありますが、非常に素人では切れるような状況でもありませんし、電線等もその辺走っていますので、こういったケースについては、東電等も含めて、できる限り町が関与する中で撤去なりしていただきたいというふうに思います。

素人なりで対応できると思いますか、また地元の所有者の山林等については、声をかけながら、例えば地元の道路の草刈り等のときに、実際に枯れ木等も撤去している、そういったところがあるわけですので、こういった相談等が町のほうにされた場合については、ぜひ町として処分するような対策を検討していただけないものか、これについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） それでは、11番、内海議員さんのご質問にお答えします。

100本の枯れ木がありますと、100本の状態が全て同じということではなく、それぞれ状況が違うものがございますので、原則としましては当初答弁のとおりでございますが、緊急性や危険性等を鑑みまして、地権者、行政区長に相談することを基本といたしますが、柔軟性を持って対処することがこれまでやってきたことでございますし、今後も継続していくことと考えております。

ただ、これまでの例としますと、行政区の区長さん等に依頼しまして、行政区のほうで対応してもらっている例が多いことが事実でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 例えば本当に電線がありまして、とりあえずは電線にかかるような状況、そういった場合、町のほうから東電のほうに連絡して、東電のほうに処分をしてもらうとか、そういった対応はできないものかどうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） お答えいたします。

異常気象のときなどが多いのですが、随時のパトロール、台風の後ですとか大雪の後等、よく随時パトロールを頻度を高めて行うわけですが、そういうときに発見した場合や地区の住民の方から役場のほうに通報があった場合には、東電、N T Tのほうに町から連絡いたしまして、その倒木、枯れ木の撤去を行っていただいているところでございます。今後も継続して仲裁をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 例えばそういった枯れ木の撤去等について相談を受けた場合、行政区長さんと相談してということも言われているのですが、建設課のほうとして直接現地を見て、ここの場所については例えば東電さんのほうに話をして処分してもらうとか、これはやっぱり地元任せるのは大変危険だし、では町のほうである方に委託して処分してもらうとか、そういったことは検討というか、そういう対応ができるかどうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 質問者の今内容のとおり、そうしたものにつきましては、そのように対応してまいりたいと思っておりますし、今でもそういうふうになっているつもりであります。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） では、ぜひ今後についてはそういった対応をお願いしたいというふうに思います。

上水道の整備の関係なのですが、答弁の中でも触れてもらったのですが、以前からも何回となくこの上水道の整備については取り上げております。現在の小規模の施設の整備の補助金で対応していきたいという基本的な考え方は述べられたのですが、将来的なことを考えた場合、またやっぱり断水とか予想されるわけです。この水道組合については平成26年の大雪のときにもやっぱり別な理由なのですが、断水して、2週間ぐらい不便な思いをしたと、そういったところでございます。

もう本当にここの地域については、事業費はほとんどかからない、現在の施設といいますか、水圧の中でも整備できる状況にあります。今後の高原牧場の観光地としての充実を図る上でも、牧場としてのやっぱり水量の確保、これは図っていかなくてはならないというふうに思っていますし、そうしたことも加味して、また公営水道が整備されることによって、当然指定地域の活性化なり、今空き家対策等も大きな問題になってきていますが、やはり公営水道が整備されていない、そういった地域の空き家というのはなかなか利用価値といいますか、少ないと思うのです。それらも含めて、もう本当に、町長もご存じかと思うのですけれども、高府地の診療印刷さんの駐車場、あそこまで公営水道は整備されているのです。高府地沢を渡った先の約10軒、ここが給水区域外といいますか、認可を得ていないところでありますので、せめてこの地域だけでも給水の認可申請をしていただいで、整備が図れないものかどうか、そんなに広域水道に合併したから、またそういった要望は上げられないのだというそういう遠慮するのではなくて、少なくとも小鹿野町等におきましては、いろいろ水道の合併についてはあるみたいですが、現実にもう小鹿野町内の中でも広域の管理者である久喜邦康さんの名前で看板が出て、水道管の布設がえもやっている

わけですから、そういった事業費が少ないから多いからということではなくて、今後の地域の住民が安心して暮らせるような上水道の整備、アクションを起こしていただきたいと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） やっと念願の統合ができたのが今年の4月1日でございます。そして、今、この1市4町で早急に取り組もうということで取り組んでおるのが老朽管の布設がえと、こういうことでございまして、新たな拡張ということについては、今のところ考えていないと、こういうことでございまして、将来にわたって考えないということではございませんので、その辺につきましてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうであってもそんなに遠慮する必要があるのですか。では、広域に合併したから新たな給水の区域には干渉できない、そういうことがどこかで申し合わせされているのですか。そんなことはないと思うのです。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 申し合わせということではなく、優先するのが老朽化してある有収水量の極めて状況の悪いところから布設がえをしようと、こういうことでありますので、当然その裏には新たなところにつきましては、少し遠慮というのでしょうか、そういう状況にあるわけでございますので、先ほども申し上げましたように、将来にわたってということではございません。そういうことなのでご理解をいただきたいと思います。

それから、高府地水道組合の皆さん方からも、小規模水道でということで要望が出ておると、こういうことでございますので、その辺につきましても地元の人たちからもそういう要望が出ておりますので、それで対応していきたいと、こういうことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） いろいろ調整してもらっているようです。高原牧場の取水口をより上のところから高府地水道の取水をしてもらってもいいよということが牧場のほうとも話がついているということも聞いています。ただ、今後の高原牧場の来客数とかそういったことを考えた場合、もう水量的に間違いなく不足することははっきりしているのです。なおかつ今シーズン、その取水口の上のところから取水する工事も始まっていません。もう具体的に今シーズン、5月から6月にかけてそういったケースが起こる可能性もあるわけです。やはり将来的なことを含めて、できれば高原牧場の水源を秩父の広域から引き揚げるぐらいなそのぐらいの考えを持ってもらってもいいと思いますし、少なくともこの高府地地域の公営化については、何億円とか1億円なんてかからないです。多くかかっても何千万円、何千万円かかるかどうか分かりません。そんなにかかる場所ではないです。秩父市内で1つの住宅の造成区域を整備するぐらいなものです。ぜひそういった将来、もう本当に今シーズンそういったことも十分予想されますし、将来的なものも考えて何とかそんな事業費をかけなくてできる場所でありますので、ぜひアクションを起こしていただきたいと思いますが、もう最後になります。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 繰り返すことにはなりますけれども、例えば小規模水道を設置すると、こういう状況に当然なると思いますが、いわゆる貯蔵タンクを大きくするというのも方法であるかと思えます。夜間使

用しないときに、当然そのタンクにもたまるわけでございますし、なおまたこれは過去にもそういう例があるわけですが、ふだん使いなれている、飲みなれている水と公営水道、いわゆる飲みなれている水が安くてうまいと、こういうことでございまして、なかなか水道料金にはね返ってこないというのも現実の問題であるわけでございます。いろんなことを想定をいたしまして、とりあえずは地元から要請のある小規模水道を設置していきたいと、このように考えております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最後にします。もう本当に要望にいたしますが、将来的なことを考えまして、本当に住民が安心して生活できるよう、また本当に公営水道の整備されていない地域、ここにはやっぱり新規の就農者も空き家利用もないです。そういった地域活性化も含めて住民が安心して生活できるよう、ぜひこの地域だけでもいいですから、公営水道の整備を図っていただくよう強く要望して、終わりにいたします。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。
これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第1号から議案第18号までの18件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び学校教育法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容のご説明をいたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び学校教育法の一部が改正されたことに伴い、育児または介護を行う職員の職業と家庭生活の両立を図るため、国家公務員に準じて改正を行うものでございます。

条例案の最後のページ、3ページの後に添付をいたしました新旧対照表でご説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務第8条の3第1項の改正は、育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴い、現行では対象となる子が小学校就学の始期に達するまでの子と定められているものを、改正後は、民法の規定による特別養子縁組の監護期間の子及び児童福祉法の規定による里親である職員に委託される子等についても、新たに対象とし、下から2行目、育児または介護を行う職員の定義を号立てとし、新設する第2号で学校教育法の改正と国家公務員の人事院規則の改正を踏まえ、特別支援学校の小学部を追加するものでございます。

2ページに移ります。第2項の改正は、介護を行う職員の早出遅出勤務について、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者という文言に改め、要介護者を介護する職員の勤務について、前項と同様の内容に読みかえることを規定するものでございます。

その下から3ページの育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限第8条の4第4項の改正は、介護を行う職員について、深夜勤務及び時間外勤務の免除を行うための改正と、これに伴う読みかえることを規定するものでございます。

次の休暇の種類第1条の改正は、現行の職員の休暇に介護時間を加えるものでございます。

その下から4ページの介護休暇第15条の改正は、介護休暇については、現行では介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で認める期間において取得が可能となっておりました。これを要介護者の状態に応じて6月を超えない範囲で3回まで分割して取得することを可能とすることに改めるものでございます。

次に、4ページ中段下、新設する介護時間第15条の2は、介護時間の内容について定めるもので、介護時間は介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で取得することを可能とし、その場合において勤務しない時間の給与額は減額することを規定するものでございます。

次の5ページ、第17条の改正は、現行の規定に新たに追加された介護時間を加えるものです。条例案の3ページにお戻りください。条例案の3ページに戻りまして、附則について説明をいたします。

附則第1項は、この条例の施行日を公布の日からと定めるものです。第2項は、経過措置として、条例の施行日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない職員であっても、施行日以降に残りの時間を分割して取得できるよう措置するものです。

第3項は、改正された児童福祉法が平成29年4月1日から施行されるため、それまでの間における読みかえについて規定するものでございます。

以上、議案第1号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 条例の中で義務教育学校の前期課程、このような文言が出てくるのですが、具体的にどういう学校を指すのか。

それと、新旧対照表の3ページになろうかと思うのですが、休暇の種類第11条に、介護時間を追加することなのですが、具体的に説明だというと、介護時間については無給だという説明が、減額することですから、その部分については無給ということになろうかと思うのですが、そういったことなのか、そしてここに書かれておる年次有休が、これは当然有給だと思うのですが、病気休暇、特別休暇、介護休暇というような休暇の種類が載っているのですが、全てこれは有給というふうに理解してよろしいのか、それとも無給の部分があるのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

有給か無給かのご質問でございますが、介護時間については勤務時間1時当たりの給与額を減額することを規定するものでございまして、この時間帯は無給というふうになります。

時間につきましては、可能な限り労働者の選択幅を広げるように工夫されることが望まれます。特に短時間勤務の制度につきましては、労働者が、職員ですが、職員がその介護状態にある対象家族を介護することを実質的に容認する内容のものであることが望ましいものでありますことから、柔軟に対応ができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○総務課長（川田稔久） 答弁が落ちておりました。義務教育課程の前期課程、少々お待ちください。失礼しました。義務教育小中学校で9年になります。前期が6年、後期3年でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ということは、1ページの新旧対照表の改正後の（2）、一番下になるのですが、この小学校というのはどういう意味なのですか。小学校というのはあくまで6年生なのでしょう。ということは義務教育学校の前期課程とダブるのですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

小中一貫校を行う新たな学校の種類の制度でございまして、その場合の前期が6年、後期が3年でございます。答弁が足りませんでした。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうしたことだと思うのです。わかりました。

介護時間については減給することですから無給というか、そういうことになろうかと思うのですが、ほかの病気休暇、介護休暇、これは有給ということと理解してよろしいのですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 手元に資料がございませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

〔「では、休憩にしてください」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時11分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

介護休暇につきましては休暇という言葉がついておりますが、給与額を減額するという規定でございます。病気休暇につきましては、同じ休暇ですが、これについて有給扱いになります。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 介護休暇については無給ということで、病休の場合、これは期限、例えば3カ月とか6カ月とか1年とか、有給ということでもあります。どういった期限になっているのか。

関連になるけれども、介護休暇については無給ということです。当然産前産後休暇については有給だと思っておりますが、育児休暇という名称か、育児休職という名前になっているかちょっとわかりませんが、育児に関する休暇といいますか、休職、この辺も含めてあわせて答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えいたします。

産前休暇につきましては、分娩予定日の6週間前から分娩予定日まで勤務しないことができます。産後休暇につきましては、出産日の翌日から8週間を経過する日まで勤務することはできない。ただし、産後6週間を経過し、医師が支障ないと認めた場合は勤務ができるとしております。

〔質問内容をちょっと確認してもらって〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 産前休暇の場合につきましては有給でございます。産後休暇につきましても同じく有給でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） だから、質問したことをちょっと整理していただいて……育児休暇なり育児休職、これが無給か有給か。それと、病気休暇について、例えば3カ月有給、3カ月以後は無給だとか、そういった期限があると思うのです。無期限で病気休暇については有給ということではないでしょう。それも質問しているのです。関連質問だと思うのですが、少なくとも職員の休暇に関する条例でありますので、関連質問になって申しわけないけれども、関連ですから、後ほど明らかにしていただきたいと思っております。いいです。

○議長（大澤径子議員） それでは、後ほど説明をお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。
続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容をご説明いたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業等に係る子の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

条例案の最後のページ、3ページの後に添付いたしました新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

育児休業をすることができない職員第2条第3号アの（イ）の改正は、非常勤職員の育児休業の取得に関する要件の改正です。雇用継続の見込みの要件について、現行では、養育する子が1歳に達する日を超えて在職することが見込まれる非常勤職員としておりますが、改正後は、養育する子が1歳6カ月までに任期満了及び引き続き採用なされないことが明らかでない非常勤職員とするものです。

その下、イの改正は、字句を整理するものです。

2ページに移ります。育児休業法第2条第1項の条例で定める者第2条の2は、地方公務員の育児休業

等に関する法律の一部改正で、子の範囲が拡大されたことに伴い、条を新設するもので、他のこれらに準ずる者として、条例で定める者として児童福祉法の規定による養育里親である職員に委託されている児童を追加するものです。

次の3ページの下段に移ります。育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別な事情第3条の改正は、育児休業をしている職員が再度の育児休業ができる特別な事情として、第1号は、対象となる子の範囲の拡大に伴い、所要の改正を行うものです。

4ページに移ります。新設する第2号のイは、特別養子縁組が成立しなかった場合、または里親としての委託が解除された場合を追加するものです。

その下、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別な事情第10条は、対象となる子の範囲の拡大に伴い、所要の改正を行うものです。

5ページに移ります。新設する第2号は、特別養子縁組が成立しなかった場合、または里親としての委託が解除された場合を追加するものです。

その下、部分休業の承認第20条は、6ページに移り、2号は、育児時間と保育時間または介護時間を同時に取得する場合は、その合計時間を合わせて1日につき2時間までとするよう調整することを追加するものでございます。

3号は、非常勤職員に対する部分休業の時間数の調整を追加するものです。

条例案の3ページにお戻りください。附則で、この条例は、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容を説明いたします。

昨年8月に人事院が出しました給与勧告の骨子、本年の給与勧告のポイントでは、一般職員の特別給、いわゆるボーナスについては、平成27年8月から平成28年7月までの直近1年の民間の支給割合4.32月に対し、公務の支給月数4.2月であることから、民間の支給状況等を踏まえ0.1月分引き上げるとしております。このことから一般職員の給与改定に合わせて、議会の議員の期末手当の年間支給額についても改定するものでございます。

条例の後ろに添付をいたしました新旧対照表でご説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表第1条関係を説明をいたします。

第1条関係の改正は、一般職員の給与改定に合わせて引き上げる期末手当の年間支給月数を0.1月分、率にして100分の10を平成28年12月に支給された期末手当に配分するため、第5条第2項中、現行の12月支給率「100分の217.5」を「100分の227.5」に改めるものでございます。

2ページに移ります。2ページ、第2条関係を説明をいたします。第2条関係の改正は、平成29年4月1日以降に支給される期末手当については、支給率100分の10の引き上げを6月、12月に、100分の5ずつ均等に配分するため、第5条第2項中、現行の6月支給率「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、同じく現行の12月支給率「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

条例案にお戻りください。条例案附則について説明をいたします。附則第1項でこの条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものです。

第2項で、第1条の規定は平成28年4月1日から施行するとし、第3項で、本条例の規定の改正前に支給されている期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすとするものです。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき町長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容をご説明いたします。

人事院勧告に基づく一般職員の給与改定に合わせて、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給月数についても改定をするものでございます。

条例案の後に添付をいたしました新旧対照表でご説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

町長等の給与等に関する条例新旧対照表第1条関係を説明をいたします。

第1条関係の改正は、一般職員の給与改定に合わせて引き上げる期末手当の年間支給月数0.1月分、率にして100分の10を平成28年12月に支給された期末手当に配分するため、第6条第2項中、現行の12月支給率「100分の217.5」を「100分の227.5」に改めるものです。

2ページに移ります。第2条関係を説明をいたします。第2条関係の改正は、平成29年4月1日以降に支給される期末手当については、支給率100分の10の引き上げを6月、12月に、100分の5ずつ均等に配分するため、第6条第2項中、現行の6月支給率「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、同じく現行の12月支給率「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

条例案にお戻りください。附則についてご説明をいたします。附則第1項でこの条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものです。

第2項で、第1条の規定は平成28年4月1日から適用するとし、第3項で、本条例の規定の改正前に支

給されている期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすとするものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第11、議案第5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき町職員の給与改定等を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容をご説明いたします。

昨年8月に人事院が出しました給与勧告の骨子、本年の給与勧告のポイントでは、月給及び特別給、いわゆるボーナスともに引き上げております。これは、民間企業との格差708円、0.17%を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給については平成27年8月から平成28年7月までの直近1年の民間の支給割合4.32月に対し、公務の支給月数4.2月であることから、民間の支給状況等を踏まえ、0.1月分引き上げ、この引き上げを勤勉手当に配分するとしております。

また、給与制度の改正では、配偶者に係る扶養手当の額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当の引き上げを平成29年4月から段階的に実施するとしております。

条例 9 ページの後に添付をいたしました新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページをごらんください。

新旧対照表 1 ページの皆野町一般職員の給与に関する条例新旧対照表第 1 条関係を説明をいたします。

第 1 条関係の改正は、引き上げる期末手当の年間支給月数 0.1 月分、率に 100 分の 10 を平成 28 年 12 月に支給された勤勉手当に配分するため、第 17 条の 7 第 2 項第 1 号中、現行の支給率「100 分の 80」を「100 分の 90」に改めるものでございます。

2 号は、再任用職員に支給する勤勉手当を年間支給月数を 0.05 月分、率にして 100 分の 5 の引き上げを行うものです。

2 ページに移ります。この 100 分の 5 の引き上げを平成 28 年 12 月に支給された勤勉手当に配分するため、現行の支給率「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に改めるものです。

その下から 6 ページまでの別表第 1、第 3 条関係、行政職給料表の改正は、主に若年層を中心に引き上げを行うもので、職務の級、1 級は 1,500 円、2 級から 6 級までは 400 円を基本に増額し、平均改定率は 0.2% となっております。

6 ページに移ります。6 ページ、別表第 2、第 3 条の 2 関係、等級別基準職務表の改正は、標準的な職務の表現を整理するものでございます。

7 ページに移ります。新旧対照表第 2 条関係を説明をいたします。扶養手当第 8 条第 2 項の改正は、子に係る手当の引き上げに対応するため、現行第 2 号に定めている孫を新設する第 3 号に規定するものです。

その下、第 3 項の改定は、現行の扶養手当 1 人当たりの月額を改正後は、配偶者「1 万 3,000 円」を「6,500 円」に、子「6,500 円」を「1 万円」に、その他の扶養親族は現行と同額の 6,500 円とするものでございます。

8 ページに移ります。第 9 条第 1 項の改正は、配偶者についてはありなしにより扶養手当の額が変わるため、届け出の要件でありましたが、改正後は額の変更がなくなるため、届け出の要件から削るものでございます。

次の 9 ページ、第 3 項の改正は、事由に基づく扶養手当の支給額改定の内容について、号立てに改めるものでございます。

10 ページに移ります。平成 29 年 4 月 1 日以降に支給される勤勉手当については、支給率 100 分の 10 の引き上げを 6 月、12 月に 100 分の 5 ずつ均等に配分するため、中段下の勤勉手当第 17 条の 7 第 2 項第 1 号の現行の支給率「100 分の 90」を「100 分の 85」に改めるものです。

その下、第 2 号、再任用職員に支給する勤勉手当については、支給率 100 分の 5 の引き上げを 6 月、12 月に 100 分の 2.5 ずつ均等に配分するため、現行の支給率「100 分の 42.5」を「100 分の 40」に改めるものです。

条例案の 7 ページにお戻りください。条例案 7 ページの附則について説明をいたします。附則第 1 項でこの条例は、公布の日から施行し、第 2 条及び附則第 4 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 項で、給料表の改正を平成 28 年 4 月 1 日、勤勉手当の改正を平成 28 年 12 月 1 日に遡及適用させるものです。

第 3 項で、本条例の規定の改定前に支給されている給与は、改正後に支給される給与の内払いとみなすものです。

第 4 項で、今回、第 8 条第 3 項で改正をした扶養手当 1 人当たりの月額を平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年

3月31日までの間で段階的に改めるもので、配偶者は平成29年度は1万円、平成30年度からは6,500円に、子は平成29年度は8,000円、平成30年度から1万円に、その他の扶養親族は段階的な調整はなく6,500円とするものです。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 新旧対照表で、そちらのほうがわかりやすいので何点かお聞きしたいのですが、まず6ページの等級別基準職務表、これに5級で技監という職務が追加になっているのですが、具体的にどういった職務の方を指すのか、これ1点です。

それと、7ページの扶養手当の関係なのですが、(1)で略というふうになっているのですが、これは説明から推測しますと、配偶者ということになるかと思うのですが、説明の中でも触れられたのですが、現行1万3,000円の配偶者手当が半分の6,500円に、半分になってしまうということだと思ってしまうのですが、これはなぜ半減するのか、この理由についてお聞きしたいと思います。

それと、午前中の宮原議員の一般質問とも関係するのですが、その答弁の中で総務課長のほうから、28年度という言い方がされているのですが、ラスパイレスの指数です。これは、正式には28年度ではなくて28年4月1日現在87.6ということだと思います。というのは、この議案が可決されますと、昨年4月1日までさかのぼってこの俸給表が適用になるということでありますので、また難しい話になっているのですが、平成29年の4月1日現在がこの給料が改定された後のラスパイレス指数ということになると思うのですが、その辺確認を含めて。

それで、宮原議員の質問に対して、平成28年4月1日現在、皆野町の給与水準はラスパイレス指数で87.6で、質問の中でも触れられておりましたが、これも県内最低、今回といいますか、この時点でも県内最低、県内の町村の平均、午前中は長瀬町との比較が出されたのですが、町村の平均がラスパイレス指数97なのです。ということは、約10ポイント皆野町は低いということが言えるかと思えます。せめて埼玉県内の町村の平均に近づけるよう、副町長からも午前中答弁がありました。即90台にしたいということだったとは思いますが、その辺の確認を含めて100に向けて改善を図っていきたいということも答弁されています。具体的にこの県平均に近づけるために、どういった改善を検討しているのか、私はもうそれこそことしの4月1日現在の皆野町のラスパイレス指数が90台ということを目指しているのですが、これらを含めて質問したいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） ラスパイレス指数の関連でございますが、先ほど宮原議員さんからの答弁にも示すとおり、せめて90台、ラスパイレス指数100を目指して改善に努めるということでございます。ということは、勤務成績の良好な職員においては、特別昇給も含めて検討したいということです。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

新旧対照表6ページ、別表2の5級の技監ですが、職員には事務系、技術系ございまして、技術系の職員等の場合に技監という名称で位置づけることができると思いますが、現在のところ町の中には技監という職はございません。

それから、改正後の扶養配偶者でございますが、段階的な調整を29年、30年とするわけですが、配偶者、

現在1万3,000円、これを29年度は1万円、平成30年度、内海議員のご指摘のとおり約半分の6,500万円までに引き下げをいたします。子については、平成28年6,500円だったものを29年は8,000円に、30年以降につきましては1万円に上げるものでございます。父母等の親族につきましては、変わらずに6,500円とするものですが、なぜ今回このようになったかといいますと、これは民間企業との状況を踏まえてというふうに人事院の勧告では、ポイントでは言っております。民間企業の状況を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当と同額まで減額をし、それに伴う原資を子に係る手当に充てて、子の養育を高めるということでございます。

それと、ご指摘をいただきました平成28年度ラスパイレス指数87.6と宮原議員の質問のときに答弁で答えましたが、内海議員ご指摘のとおり、正しくは28年4月1日現在でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 技監に該当する職員は少ないということなのですが、具体的に保健師さん等については技監に入るのではないのですか、この点。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

今現在で5級の保健師はおりません。ですので、この保健師が上がっていった場合に技監とする位置づけにするか、課長職としての位置づけにするか、これについては今ここでは私には回答ができる問題ではないかと思えます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） では、何で今回の条例の一部改正で5級に技監を追加したのか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

これにつきましては、等級別基準職務表について、総務省より表中の曖昧な表現はこれを改めるようにという指示がありましたものですから、今回整理をさせていただくものです。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 技監の関係については理解しました。

配偶者手当を減額して、子供手当については段階的に1万円にするということですか。民間企業の扶養手当を勘案してということなのですが、この狙いといいますか、大もとというのは、一億総活躍社会のところから出ているのではないのですか。要するに配偶者手当を減らして、女性の就労を配偶者手当を減額することによって後押しして、反面、子供の扶養手当をふやす、狙いはそこにあるのではないのですか。いずれにしても、大変、あと2年後には扶養手当が半額になるわけですから、単純に言ってしまうと6,500円給与が少なくなるということだろうと思えます。もう一度この狙い等についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

私どもはその人事院勧告に基づいて国公準拠で事務を進めておりますので、今内海議員が言われましたようなその政策的な、この人事院勧告も政策でしようけれども、それに基づいて改正をするし、今までもこうしてまいりました。それで、先ほども言われておりますように、ラスパイレス指数を上げろというの

も人事院勧告に基づいたその100に近づけるというふうになることではないかと思えます。なぜ配偶者が減ったかというのは、先ほど申し上げましたように、人事院勧告のポイント等と言いますと、民間企業の状況等を踏まえて、今回配偶者手当を現行1万3,000円を平成30年度からは6,500円に、子現行6,500円を平成30年度からは1万円にするものでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうのことだと思のですが、いずれにしても一時配偶者控除の関係、なくそうとか検討された時期があったと思うのですが、結果としては逆に配偶者控除の年収枠を広げるような、これはいろいろ次期の衆議院選挙の絡みもあって、そういったところで落ちついたということが言われておりますが、そういった配偶者と言いますか、女性と言いますか、家庭にいる女性を職場にかり出すと、そういった配偶者控除の検討なり、またこういった配偶者手当の減額、そういったところにあるのではないのかなと私はそういうふうに思っています。

それで、最後になりますが、副町長から90台を目指して、近づけるように努力して100に向けて努力したいということなのですが、それこそこの間この議会の中でも子育て支援日本一、教育日本一、幸せ日本一、挨拶日本一、きょうも町長から言われました。日本一住みやすいまち、こういったことがこの議会の場でも節々で言われております。そういった中で、ここで皆野町で働く職員の賃金水準が県内最低、全国でも下から数えたほうが早い。余りにも情けないし、お粗末ではないのですか。副町長、平成29年4月1日現在、すぐにはいかないと思うので、29年度中になるかもわからない。いつごろラスパイレス指数90台に持っていきこうとしているのか。それにどういった点を改善すれば、それが可能なのか、副町長もう一度お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） ラスパイレス指数の関連の質問でございますが、先ほどお答えしたように、ラスパイレス指数の計算方法は大変複雑でございます。ここでいつまでに幾つにというのは、ちょっと難しいものでございます。先ほど申し上げたようにせめて90、100を目指して改善に努力をします。

こんなことを言ってはあれなのですが、例えばラスパイレス指数100でもランクづけ、順位づけをするとトップと最下位がいるのです。そういうことで努力します。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 午前中の宮原議員の質問なり答弁を聞いていまして、単純にやっぱり長瀬町との比較で、例えば1人月額3万円ぐらいの差があるとか、そういったことに対して副町長のほうから、いや、長瀬町の平均年齢が3歳ぐらい上なのだよと、そういったこともあります。単純にその差を埋めるにして年間3,000万円ふえるとかそういった問題ではないと思えます。少なくともこの間、午前中の答弁の中でも出されておりましたが、本当にここも二十数年来でしょうか、皆野町は最低のラスパイレス指数で来ているわけです。そうはいつでも、副町長から答弁がありましたように、石木戸体制になってから約10ポイントぐらい改善も図られてきているということも言われております。いろいろラスパイレスの水準が低い要因というのはあろうかと思えます。この間も私のほうからもたびたびと言いますか、時々、例えば係長昇格試験の資格のない年齢の方、こういった方についての、最近はどういった対応してもらっているのですが、試験をパスしなくても主席主任、要するに主査と同等の3級に引き上げていると思うのですが、だから、まだ係長の昇任試験ですか、これは残っているようですが、その辺の見直しを含めて、また昇任試験受けなくても、ある一定の年齢になったら全ての方を3級にするとか、また副町長の中で優秀な職員と

いうこと言われているのですが、少なくともそういった言葉は悪いかしれないですが、水準を引き下げている方も思い切った是正をしない限り、90台にすることは難しいと思います。ぜひその辺も含めて90台に乗せるように努力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時20分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんから質問をいただきました病気休暇等について整理ができましたので、お答えを申し上げます。

まず、病気休暇ですが、90日までは有給、90日を過ぎますと休職扱いとなりまして、無給となります。

子育てのための産前産後の休暇につきましては有給、産後の育児休業に入りました段階で無給となります。なお、この育児休業につきましては、子供が3歳になるまで休業をすることが可能でございます。

次に、介護休暇ですが、通算をして6月の範囲内、3回以内において必要と認められる期間に勤務しないことができます。なお、この勤務しない時間の給与額につきましては減額といたします。

今回、新たに制定をされました介護時間ですが、連続する3年の期間内において1日につき2時間以内で勤務しないとすることができます。なお、この勤務しない時間の給与額については減額となります。

以上でございます。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第12、議案第6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを

議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税率の引き上げ時期が平成31年10月1日に延期されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長（米沢満夫） 議案第6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案内容の説明を申し上げます。

今回の改正ですが、法律改正に合わせての改正となります。改正条例10ページの次に新旧対照表を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、説明に当たりましては、根拠法律の改正による条項のずれ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承を願います。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。

皆野町税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。こちら第1条関係となっております。皆野町税条例附則第7条の3の2中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年度」を「平成33年度」に改正するもので、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長するものでございます。

続いて、2ページをお開きください。第2条関係の改正です。この改正は、昨年、平成28年3月31日で専決処分をした改正規定を改正する内容でございます。主な内容については、法人税割の減税規定を削り、新たに規定するもの、それから軽自動車の環境性能割の創設によるものでございます。第1条中第34条の4の規定、法人税割の減税規定となりますが、これを削る規定でございます。

それから、中段第16条の追加でございます。内容につきましては、軽自動車税のグリーン化特例を1年延長するものでございます。

3ページをお開きください。中段、第1条の2を新たに追加するもので、内容は軽自動車税の環境性能割の創設による改正規定及び法人税割の減税規定となっております。

少し飛びまして、12ページをお開きいただきたいと思います。上段、附則の第1条を改正するもので、第2号、法人税割の減税に係る部分を削り、軽自動車税のグリーン化特例に関する施行期日を平成29年4月1日と定めるものでございます。

その下、第4号、軽自動車税の環境性能割に関する施行期日を定めるものでございます。期日を平成31年10月1日と定めております。

13ページ、上段、第2条第3項を削除し、その下、第2条の2で改めて追加をするもので、法人税割の減税に係るものでございます。中段、第2条の2は、法人割の税率引き下げの時期が変更となったことに伴う規定の整備でございます。下段、第3条の2及び4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定したも

ので、第3条の2は、新条例第16条の規定は平成29年度分の軽自動車税について適用する。また、第4条は、環境性能割の種別割に関する部分は、平成32年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとしてごまいます。

ここまでが専決処分改正内容となります。

改正文の8ページお戻りいただきたいと思ひます。下段、附則でござひます。第1項として施行期日を定めたもので、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は平成31年10月1日から施行するとしてもので、第2項は、軽自動車税の種別割に係る読みかえ規定でござひます。

以上、簡単でござひますが、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第13、議案第7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

在宅重度心身障害者手当支給事業の支給制限施設の見直しをするため、この案を提出するものでござひます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

議案の後ろに参考として新旧対照表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

改正内容でございますが、第3条、受給資格等の改正でございます。第1項で手当を支給しない場合の規定を定めておりますが、障害児入所施設等の関係条文を引用しておりますことから、これを改めるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第14、議案第8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度における介護保険料率の特例を規定するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

1枚おめくりをいただきまして、改正条例をごらんいただきたいと思います。改正内容は、附則に次の1条を加えるとして、平成29年度の介護保険料の特例を定めるものでございます。

介護保険料は、平成27年度から29年度まで3年間の保険料率が条例第2条におきまして規定をされておりますが、介護保険法施行令の一部が改正されたため、最終年度でございます平成29年度の特例を定める

ものでございます。

具体的には、第1号被保険者の保険料段階の判定に、現在所得をはかる指標として、合計所得金額を用いていますが、被災地等の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地を譲渡した場合に、翌年度の所得が急増する場合があるため、本人の責めに帰さない理由による場合には、所得として取り扱わないとするものでございます。

また、第10号の保険料の減額賦課でございますが、消費税増税が延期をされたことから、現行の減額賦課を継続するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第8号の内容説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第15、議案第9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

厚生労働省令の改正により、地域包括支援センター職員の基準を改めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の新旧対照表をごらん願います。地域包括支援センターの職員に係る基準のうち、主任介護支援専門員は、5年ごとに更新研修を修了することとされたため、その規定を加えるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 地域包括支援センターの職員に係る基準ということなのですが、（1）と（2）が略ということになっているのですが、どういった職員の配置が基準として定められているのか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） お答えをいたします。

（1）、1号でございますが、保健師その他これに準ずる者1人、（2）、2号、社会福祉士その他これに準ずる者1人。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、現行でも当然この職員は基準として満たしていると、改正後についても既にこの基準を満たして配置になっているかどうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 3号につきましては、この新旧対照表でいきますと、いわゆる主任介護支援専門員の規定でございますけれども、この主任介護支援専門員だけがいわゆるスキルアップを図るということの趣旨だと思いますが、5年ごとの更新研修が義務づけられたということでございます。

今現在は、この主任介護支援専門員はおりません。包括支援センターにはおりませんが、その他これに準ずる者ということで、主任のつかない介護支援専門員が配置をされておりますが、1人で複数の資格を持っている職員がまたこれも複数おりますので、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員あるいは介護支援専門員は満たしております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第16、議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想については、議案調査のため議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） よって、議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想については、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想について、提案理由の説明を申し上げます。

第4次皆野町総合振興計画基本構想の期間満了に伴い、地方自治法第96条第2項の規定によりの議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定に基づき、第5次皆野町総合振興計画基本構想を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想について、議案の内容をご説明申し上げます。

第5次皆野町総合振興計画につきましては、町職員で組織します総合振興計画策定委員会において原案を作成し、その後、議会議員、学識経験者、住民代表による21名の委員で構成された皆野町総合振興計画審議会に諮問し、審議、答申を経て取りまとめたものでございます。なお、この審議会委員21名の中には、公募による委員1名を住民代表委員として任命をいたしました。

総合振興計画の構成は、第1部、序論、第2部、基本構想、第3部、基本計画となっております。

計画の3ページをごらんください。計画の3ページ、2、計画策定の趣旨ですが、皆野町総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、めざすべき皆野町の将来像を示すとともに、町政を総合的、計画的に運営するに当たり、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、町政運営の最も基本となる計画でございます。

総合振興計画の基本構想については、改正前の地方自治法では、議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、平成23年5月の地方自治法の一部改正により、この策定義務がなくなり、基本構想を策定し、議会の議決を経るかどうかについては、町の判断に委ねられました。このことから本町では、平成28年第3回定例会において基本構想の策定に当たっては、従来どおり議会の議決を経ることを条例に追加したものでございます。

4ページに移ります。4ページ、(1)、構成と期間ですが、第5次総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成をされています。基本構想は、まちづくりの基本理念、めざすべき将来像を定め、そ

の実現に向けて取り組むべき施策の大綱を示したものです。基本構想の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間で、この基本構想の部分が今回議決をいただく本議案の該当箇所になります。

基本計画は、基本構想に基づき各行政分野における具体的な施策の内容を体系的に示したもので、平成29年度から平成33年度までの前期基本計画の5年間と、平成34年度から平成38年度までの後期基本計画の5年間に分かれております。

実施計画は、基本計画に基づき実施する事務事業について示したものです。計画期間は3年間で、毎年度見直しを行います。

(2)、まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけについては、町では人口減少に関する課題を町民が共有し、子供たちの皆野町への愛着を育み、若い世代が皆野町で就労、結婚、子育てを行いながら、経済を活性化し、町民が活躍できるまちづくりを推進するため、平成27年度に皆野町人口ビジョン及び皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。第5次総合振興計画においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を最重要計画と位置づけ、積極的に推進してまいります。

11ページに移ります。11ページ、5、まちづくりの主要課題として7項目を掲げ、それぞれの現状と課題を分析しております。

15ページに移ります。15ページ、6、町民意向では、計画の策定に当たりこれまで町が取り組んできた施策に対する評価や課題、これからのまちづくりに対する意見などを把握するため、町民アンケート調査と企業団体アンケート調査を実施いたしました。

(1)、町民アンケート調査結果、このアンケート調査は、町内在住の15歳以上の方1,000人を対象として、平成28年6月から7月にかけて実施をいたしました。回収率は61.8%と高く、町民の皆様の関心度の高さを示しております。一番下の項目、分野別施策の満足度、重要度については、これまでに町が取り組んできた分野別施策5分野、29項目における満足度、重要度について調査いたしました。

16ページに移ります。16ページ、分野別施策の重要度、満足度のマトリックス表の上段は、満足度、重要度の平均値を基準としてAからDまでの4つの領域に分類したものです。下の表の上段右側A欄、満足度が高く重要度も高い領域ですが、この領域にある施策は、今後も重点施策として位置づけ取り組んでいく必要があります。これまでの積極的に取り組んでいる子育て支援の充実、学校教育の充実、保健予防・医療の充実、高齢者福祉の充実などが上位となっております。

その左側B欄、満足度が高く重要度が低い領域については、町民の満足度は得られていますが、その反面、重要度が低いことから町民のニーズを十分把握した上で、今後の施策を実施する必要があります。

下段右側C欄、満足度が低く、重要度が高い領域では、町民の重要度が高い割には、対応が不足している状態にあることがうかがえ、施策の見直しや改善に取り組む必要があります。

左側D欄、満足度が低く、重要度も低い領域です。施策に対する町民の関心が低いことがうかがえることから、町民の関心を高めるための取り組みが必要です。

次の17ページ、(2)、企業・団体アンケート調査結果ですが、アンケート調査は、従業員5人以上の町内企業50社を対象とし、8月に実施をいたしました。調査期間が夏休み等と重なった影響もあり、回収率は18%でした。団体アンケート調査は、町内で活動する団体から13団体を抽出し、企業アンケート調査と同様に8月に実施し、回収率は30.8%でした。

第1部、序論におけるまちづくり主要課題、町民アンケート調査や企業・団体アンケート調査の結果を踏まえ、第2部の基本構想、第3部の基本計画を作成いたしました。

19ページに移ります。19ページ、第2部、基本構想ですが、1枚めくっていただきまして、21ページ、1、まちづくりの基本理念は、町民と行政が相互に信頼し、協力することにより、多くの町民が共感できるまちづくりに取り組むものとし、ひと、暮らし、文化をまちづくりの基本理念といたしました。ひとは、楽しく子育て、元気で長生き、子どもからお年寄りまで、みんな笑顔のまちづくり、暮らしは、産業の振興と、快適な環境のなかで、毎日、安全・安心な生活がおくれるまちづくり、文化は、伝統文化と、地域コミュニティを大切にし、学力向上と生涯学べるまちづくりと定めております。

2、まちづくりの目標、(1)、皆野町の将来像は、「住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野」です。皆野町の魅力とときめきを創造していく中で、新たに皆野町を住んでみたいまちとして、また住んでいる町民がこれからも住み続けたいまちとなるよう、将来像の実現に向けて積極的に取り組みます。

(2)、まちづくりの主要目標は、皆野町の将来像を実現するため、5つのまちづくりの目標を定めております。Ⅰ、楽しく子育てと元気で長生きができるまち、健康・福祉の推進。22ページに移ります。22ページに移り、Ⅱ、豊かな心と多彩な文化を育むまち、教育・文化の向上。Ⅲ、豊かな自然と産業が息づくまち、環境保全・産業振興。Ⅳ、安全で快適な生活が実感できるまち、生活基盤の整備。Ⅴ、笑顔が行き交う共助と自助のまち、コミュニティの推進・行政基盤の強化です。この主要目標につきましては、第4次総合振興計画における方向性や総合戦略による取り組み状況等を踏まえた上で決定しております。

次の23ページ、(3)、将来人口は、本町の人口は年々減少しており、国立社会保障・人口問題研究会による推計では、2060年の総人口は4,622人まで減少すると予想されています。皆野町人口ビジョンでは、この推計に女性の希望出生率の実現、移動率の縮小、転入者の増加など独自の設定要因を加え、2060年の将来人口の設定を行っております。本計画においては、皆野町人口ビジョンにおける将来人口の実現を目指すものとし、2060年の皆野町の総人口を8,000人程度と設定をいたしました。

23ページ中段のこの将来人口を実現するための基本方向として、基本方向1、合計特殊出生率を高める（理想の子供数を実現しよう！）、基本方向の2、移動率を縮小する（転出を減らそう！）、基本方向3、子育て世代の転入を増やす（移住の地として選ばれよう！）と定めております。

24ページに移ります。24ページ、(4)、土地利用構想は、①、土地利用の基本方向として、町民のために限られた貴重な資源である土地の利用に当たっては、長期的な展望のもと、自然・歴史・文化と共生した公共の福祉を最優先し、地域の特徴を生かしながら、総合的かつ計画的に取り組みます。

②、地域別土地利用の方向につきましては、市街地整備地域、農業地域、企業誘致地域、観光・自然公園地域、森林地域の5地域について、それぞれの方向性を示しております。

次の25ページからは、第3部、基本計画です。26ページに移ります。26ページ、まちづくり施策体系で、基本構想で定めた皆野町の将来像を実現するため、5つのまちづくりの主要目標ごとに推進する施策をまとめしております。

次の27ページからがⅠ、楽しく子育てと元気で長生きができるまちに関する基本計画です。

28ページに移ります。28ページに移り、推進する施策として、1、健やかに暮らせるまちづくり、2、子どもを産み育てやすいまちづくり、3、高齢者が元気で暮らせるまちづくり、4、障害者（児）が生活しやすいまちづくり、5、安心して暮らせるまちづくりの5つの施策体系としました。この分野は、町民アンケート調査の結果でも満足度、重要度ともに高い結果となっていることから、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次の29ページ、基本計画では、推進する施策ごとに基本方針を定め、その基本方針に基づき取り組むべき具体的な施策について、現状と課題、主な取り組みを定めております。

推進する施策1、健やかに暮らせるまちづくりでは、子供から高齢者まで全ての町民が健康で過ごすことができるよう、保健・医療体系の充実を図り、町民の健康づくりを支援いたします。具体的な施策としては、①、次世代を育む母子保健の充実、30ページに移ります。30ページに移り、②、生活習慣病対策の充実、32ページに移ります。32ページに移り、④、保健・医療連携体制の推進などに取り組みます。

37ページに移ります。37ページ、3、高齢者が元気で暮らせるまちづくりでは、高齢者が住みなれた地域で元気に自立した暮らしができ、医療や介護が必要になっても、最期まで安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。具体的な施策は、①、地域包括ケアの推進、38ページに移りまして、②、介護予防活動の充実、次の39ページ、③、介護サービスの適正な提供に取り組みます。

45ページに移ります。45ページ、Ⅱ、豊かな心と多彩な文化を育むまちに関する基本計画は、次のページ、46ページの推進施策として、1、確かな学力と自立する力の育成、2、豊かな心と健やかな体の育成、3、質の高い教育環境の整備、4、伝統文化継承と文化財保護・活用の推進、5、「ひと」が輝くまちづくりの5つの施策体系としました。

次の47ページの1、確かな学力と自立する力の育成では、子どもたちの社会的自立に向けて、知・徳・体の成長の記録を共有・活用することにより、一人ひとり確実に伸ばす教育を推進するとともに、夢と志を持ち、人生を切り開くことのできる人間の育成を目指します。具体的な施策といたしましては、①、一人ひとりの学力を確実に伸ばす教育の推進、49ページに移り、49ページ、③、キャリア教育・職業教育の推進、50ページに移りまして、50ページ、④のグローバル化に対応した外国語教育の推進などに取り組みます。

57ページに移ります。57ページ、3、質の高い教育環境の整備では、教職員の資質・能力を向上させるとともに、学校の組織運営の改善などを図ります。また、子どもたちの安全・安心の確保、危機管理体制の整備充実を図ってまいります。具体的な施策として、①、子どもたちの安全・安心の確保、59ページに移ります。59ページ、③、学習環境の整備・充実、60ページに移り、60ページ、④、チーム学校づくりなどに取り組みます。

67ページに移ります。67ページ、Ⅲ、豊かな自然と産業が息づくまちづくりに関する基本計画は、次の68ページ、推進する施策として、1、美しいまちづくり、2、自然との調和がとれたまちづくり、3、「地元づかい」推進のまちづくり、4、つなぐ・つながる観光のまちづくり、5、地域の特性に応じた企業誘致と創業支援の5つの体系としました。

77ページに移ります。77ページ、3、「地元づかい」推進のまちづくりでは、農村物や林産物、木材などを地元で消費する地産地消。店主と気軽に話をしながら買物や食事ができる行きつけの店。顔の見える安心感と地域経済循環の大きな力となる「地元づかい」を推進します。具体的な施策といたしましては、①、地産地消の推進、79ページに移ります。79ページ、②、農産物の付加価値の向上、81ページに移り、④、行きつけのお店づくりを推進いたします。

82ページ、4、つなぐ・つながる観光のまちづくりでは、増加している秩父地域への観光客を本町に呼び込み、商業・観光業の活性化を図るため、近隣市町村等と連携した情報発信や基盤整備など、受け入れ態勢の強化を推進してまいります。具体的な施策は、①、他市町村と連携した回遊性の向上、②、観光情報の集約と発信、84ページに移り、③、おもてなし意識の醸成などに取り組みます。

91ページに移ります。91ページ、IV、安全で快適な生活が実感できるまちに関する基本計画は、町民アンケート調査の結果において、満足度が低く、重要度が高い分野です。92ページに移り、92ページの推進する施策として、1、町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくり、2、人も車も安全な道路・交通環境の整備、3、快適な生活基盤の整備の3つの施策体系としました。

次の93ページ、93ページ、1、町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくりは、災害や犯罪から町民を守るため、町・町民・関係機関が一体となって、防災・防犯対策の充実を図ります。具体的な施策は、①、防災対策の充実、94ページに移り、②、消防・救急・救助体制の充実、96ページに移ります。96ページ、④、危機管理体制の充実などに取り組みます。

次の97ページ、2、人も車も安全な道路・交通環境の整備では、緊急自動車の通行不可能な狭隘道路の整備や県道整備を働きかけるとともに、公共交通機関の改善に取り組み、人にも車にも安全な環境づくりを推進します。

100ページに移ります。100ページ、3、快適な生活基盤の整備では、誰もが安心して生活できる環境整備に取り組み、住んで良かったと実感できるまちづくりを推進します。具体的な施策、①、安全・安心な水の供給では、平成28年4月に、秩父地域の水道事業が広域化され、秩父広域市町村圏組合において、老朽化した水道管や施設などの整備が進められております。

105ページに移ります。105ページ、V、笑顔が行き交う共助と自立のまちに関する基本計画は、次の106ページ、推進する施策として、1、町民力・地域力を生かしたまちづくり、2、行政基盤の強化、3、財政基盤の強化の3つの施策体系としました。この分野は、町民アンケート調査の結果では、満足度と重要度がともに低いことから、町民の関心を高めるため、より一層の取り組みが求められております。

1、町民力・地域力を生かしたまちづくりでは、町民、行政区、事業者、ボランティア団体などがまちづくりに参加しやすい環境整備を推進するとともに、地域コミュニティの活性化を促進し、町民力・地域力の向上を図ってまいります。

110ページに移ります。110ページ、2、行財政基盤の強化、115ページに移りまして、115ページ、3、財政基盤の強化につきましても、引き続き取り組んでまいります。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

◇

◎延会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。あす8日は午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎延会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 4時09分

平成29年第1回皆野町議会定例会 第2日

平成29年3月8日(水曜日)

議事日程(第2号)

1、開 議

1、議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想についての質疑、討論、採決

1、議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算の説明

1、議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明

1、議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算の説明

1、議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼計者 兼 会計課長	玉谷泰典	教育長	豊田尚正
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	浅見幸弘
参事兼 健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
参事兼 教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田 巖
------	------	----	------

◎開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長(大澤径子議員) おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長(大澤径子議員) 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

- 議長(大澤径子議員) 日程第1、議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想についてを議題といたします。

議案の説明は7日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

12番、宮原睦夫議員。

- 12番(宮原睦夫議員) 12番、宮原です。

まず、審議に入る前に、この関係した委員の皆さんの一覧表と略歴がありましたら、先に配付願いたいと思います。

- 議長(大澤径子議員) 暫時休憩します。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時02分

- 議長(大澤径子議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、常山知子議員。

- 5番(常山知子議員) 今回策定された第5次総合振興計画について、策定するに当たって町民アンケート、企業・団体アンケート調査を実施されたことは大変よかったと私は思います。少子高齢化社会に向けて、どういうまちづくりをしていくのか、町政運営の最も基本となる計画だということがこの中で述べられています。私、いろいろと意見を言いたいところなのですが、今回公共交通についてだけ取り上げていきます。

アンケート調査では、住み続けたいと回答した人が7割、住み続けたくない人の意見の中には、交通が不便である、買い物に不便であるが挙がっています。そして、公共交通の充実を要望する意見がありました。そういうふうなアンケート調査の結果が出ています。

それから、企業アンケートの中で、これは本当に、何かちょっとがっかりしたのですけれども、これまでの町の取り組みで評価できないことの中に、お出かけタクシー制度が挙げられていました。そして、分野別施策の満足度、重要度では、公共交通機関の確保充実は、重要度は高いのに満足度は低い、そんな結果が出ているようです。

そして、今回のこの第5次基本計画、その98ページを読みますと、誰もが利用しやすい公共交通の推進では、今まで第4次後期基本計画を進めてきて、アンケート結果で満足度は低い、充実を望んでいる声が多いのに、これから進める第5次の内容は、この第4次の後期とほぼ同じものです。今のままがベターだという答弁は私はもらっていますけれども、もう少し進んだ計画にならなかったのか、その辺をお聞きしたいのと、それからあと皆野町の将来像のスローガン、一番最初のほうに出ていますね。「住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野」、この「ときめきの皆野」というのは、よく意味がわからないのです。ぴんとこない。何にときめくのでしょうか。この皆野町にときめく、そういうことなのか、私それなら、住んでみたいまち、住み続けたいまち、希望の持てる皆野町、そういうのがよかったのではないかなと思っていますが、ぜひ何にときめくのか、具体的に教えていただきたい。その2点です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 5番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

地域公共交通につきましては、今ある公共交通機関を存続させることが重要であります。引き続き町営バス、西武バスの路線を維持するとともに、秩父鉄道等への乗り継ぎをスムーズに行えるよう改善し、利用しやすい公共交通の運行の整備を図ることが必要かと考えております。

次に、ときめく、これは人と自然と文化と皆野町に昔から伝わっております、というのは第4次計画から伝わっております人、文化、自然、これにときめいていただきたいというふうに考えております。

○議長（大澤径子議員） 常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 公共交通については、先ほどもアンケートの中に、本当に不便である、交通が不便であるということが今までもこのアンケートの中でも出ていますし、私も議会の中で意見も言っています。もう少し突っ込んだ、やはりいろんなアンケートの中でも、公共交通だけに限ってこれから地域を回って、特に山間部の人たちの意見を聞いたり、町の中の人たちの話を聞いたり、どういう公共交通をつくっていくのかという、やはりこれから10年のスパンでやっていくわけですから、ぜひその辺、何とかなかな、もっとみんなが住み続けられるためには、今本当に高齢化になって、運転免許証を返納する人もいます。そうしたら、もう買い物も医者通いもどうするのだと心配している人もいます。そういう中で、本当にみんなどこに住んでいても、皆野町に住んでいれば、ああ、こういうバスがある、こういう乗り物がある、こういうタクシーのあれがある、いろんな方法があると思うのですが、そういうことが充実していなかったら、住み続けるにも住み続けられないような町になってしまうのです。やはりみんなが町に来て買い物をする、そうして町が活性化する、そういうこともあるでしょう。そういうまちづくりの基本として公共交通があるわけですから、ぜひこれから議会を通して私も提案したり、意見を出していきたいと思えます。そして、これは毎年度見直しをするということですので、ぜひその点、答弁はいいですから、ぜひ検討してみてくださいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時10分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 健康で長生きできるまちづくりの部分で、27ページのところで、健康ウォーキングロード整備とありますけれども、これについてよく町の中で聞こえる声としては、歩くのはいいのですけれども、休むところが、ちょっと腰をおろせる部分がないというので、この前も提案してくれないかという意見を大分聞いておりますので、今回このウォーキングロード整備というようなあれでつくるのであれば、ところどころにちょっと休めるようなものをつくるという考えはどうか質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 2番、林議員さんの質問にお答えをいたします。

今回は、あくまでも基本構想でございます。その問題につきましては、基本計画から実施計画に移しました段階で、当然それを執行するには予算が必要になってまいります。その予算を提案をした場においてご質問いただき、議論をいただければというふうに考えておりますので、実施計画をつくるときに今のご意見は反映するように努力はいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） この総合振興計画、今後の10年間のまちづくりの基本となる重要な基本計画であろうかというふうに思います。ざっと見まして、大分きめ細かな計画等もあるのですが、文言も含めてわかりづらい部分がありますので、何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

37ページになります。基本計画の37ページということなのですが、その①の地域包括ケアの推進、主な取り組みの一番下の行になりますが、高齢者の居場所や交流を確保するためということで、「歩いて」「気軽に」「いつでも」通えるサロンを創設しますという取り組みの項があるのですが、具体的に説明をできたらお願いしたいということです。

58ページになります。②の教職員の資質向上という施策があるのですが、そのやっぱり一番下のところです。具体的な取り組みの中で、悩みを抱える教職員に対するケアなどの支援ということで書かれているのですが、具体的にどんな方法が検討されているのか。

76ページになります。④の森林施業集約化の推進ですか、このやはり具体的な取り組みの一番下です。観光資源として景観上重要な森林については、所有者の協力を得ながら間伐等の施業に努めますというふうな項があるのですが、どんなことを想定しているのか。

81ページです。④の“行きつけのお店”づくりの推進、ここも具体的な取り組みの一番下になります。公共交通等と連携し、買い物弱者のための拠点づくりや宅配の開始など、地元商店ならではのサービス構築を検討しますということなのですが、大体イメージ的にはわかるのですが、もう少し具体的な構想がありましたら聞きしたいというふうに思います。

97ページになります。ここの①の生活道路の整備と管理の中で具体的な取り組み、2項目になるかなと。

中山間地域の町道は、その後がちょっと私、読み取れないのですが、何と読むのか。あと待避所設置、擁壁などの道路施設の整備等、町民の負担に応じた工事を実施しますと、こういったことで書かれているのですが、趣旨については私も非常にいいことだなというふうに思っているのですが、この文言を含めてわかりづらいところがありますので、ご説明をいただきたいと思います。

その同じ取り組みの中で、県道の関係についてうたわれております。未改良区間の工事を継続して要望するとともに、その実現に向け、協力・調整していきますという項があるのですが、具体的に、例えばきのうも一般質問の中で質問させていただいたことに関連するのですが、県道の改良ルート等の検討といたしますか、こういったルートにするとかという場合、町といたしますか、建設課といたしますか、そういったところで調整といたしますか、意向が反映される場があるのかどうか。この調整という意味合いですね。

次に、100ページになります。快適な生活基盤の整備の①として、安全・安心な水の供給、この主な取り組みの一番下の項になりますが、広域水道の給水区域外では、小規模水道施設の維持管理を支援しますと、こういうふうな項になっているのですが、ここを次のように追加提案をお願いしたいと思います。広域水道の給水区域外地域では、公営水道化を図るとともに、小規模水道施設の維持管理を支援します。このように追加する中で提案をしていただきたいと。要するにこれをこの場で追加してもらいたいということです。

その理由になろうかと思うのですが、平成28年の4月から秩父地域の上水道の組織が統合し、広域化しました。そして、皆野町に関係する大きな施設整備として、1つとして、別所浄水場から皆野町方面への送水拡大システムの構築に合わせた皆野浄水場の廃止、2点目として、橋立浄水場から国道沿いに来まして大野原の信号のところですね、右折しまして、高篠地区を通過して三沢地区への送水システム構築に合わせて三沢浄水場の廃止等があります。具体的には、平成28年度から平成37年度までの基本計画の中で、橋立浄水場から高篠地区を通り、三沢地区への新配水池整備計画が示されているかと思っております。このルートが計画された背景については、町長も十分認識されていると思うのですが、平成20年の12月の皆野町議会におきまして、区長会、三沢地区からの公営水道整備についての請願が全会一致で採択されております。

しかし、この間、多額な事業費等の関係から、整備については一向に進んできませんでした。しかし、この水道の広域化に伴いまして、高篠地区から三沢地区へ、具体的には小野田峠付近だと思っておりますが、そこに新配水池の計画が示されております。このルートが整備された背景としまして、三沢地区の上水道の整備、請願でも出されている上水道の整備がやりやすくなるといった、そういった背景があります。この間、この関係についても私のほうで議会の場でも質問で取り上げているのですが、この計画に関連しまして石木戸町長から、三沢地区の公営化については、自然流下でいくところについては十分検討はしてみたいと、こういった答弁がされているわけです。この三沢ルートの新配水池ができることによって、かなりの地域が自然流下といたしますか、それで整備できると私は考えておりますし、またこのルートが整備されることによって、多額な事業費を投下しなくても給水区域の拡大が図れる、このように地域の方も含めて私も期待をしております。

いずれにしても、この計画が順調に推移したとしても、三沢地区に橋立浄水場からの水道水が利用できるのは約9年後というふうになろうかと思っております。ぜひそれらも含めまして、この総合振興計画に、先ほど申し上げたような形で文言を追加していただきたいということでもあります。

最後の質問になりますが、110ページです。①の組織の活性化の主な取り組みの2項目めになりますか、業務量に見合った適正な職員配置に努めます。また、専門的な知識を有する職員の育成と技能の継承に必

要な人員を確保するために、計画的な職員定数を管理しますということになっております。ここで触れられております専門的な知識を有する職員の育成と技能の継承ということなのですが、具体的にこのところに該当する職種と申しますか、そういうのがどういったことなのか。また、そうした職員の採用と申しますか、そういう計画についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 内海議員のご質問いただきました37ページ、具体的な施策、地域包括ケアの推進の中の一番下の行でございしますが、町民やボランティアが主体となり、高齢者の居場所や交流を確保するため「歩いて」「気軽に」「いつでも」通えるサロンを創設しますとなっております。このサロンという言葉でございしますが、例えば町なかの空き店舗等を利用したサロンに居場所を確保ということも考えられますけれども、皆野町の場合には、私は具体的には地区の公会堂であるとか、地区の集会所あたりがサロンになろうかと思っております。なぜこのサロンという言葉を使うかといいますと、地域包括ケアシステムの推進というものが今後重要視と申しますか、前面に出てくると思われます。その際に、これは全国的にサロンの設置ということが一つの方向性として出てきますので、あえてここでサロンという言葉を使わせていただきました。現実には、もう既に町内各地で公会堂等を使った、集会所等を使った、こういった、いわゆる集いの場をやっていただいている地区もございします。これを広めていきたいという趣旨でございします。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 内海議員さんのご質問がございました58ページの教職員の資質向上にかかわる一番最後の段のところですが、悩みを抱える教職員に対するケアなど、心身の健康の保持・増進を図り、教職員への支援に取り組みますということ、具体的にどういうことを考えているかということのご質問についてお答えしたいと思います。

現在心の病による休職とか休暇をとっている教職員はございません、皆野町には。しかしながら、指導主事や教育指導員が月例訪問、巡回指導をする中で指導をするわけですけれども、その中で悩みを聞いたり、支援をしたりしているところです。今後10年間を見通して、これらの相談体制を拡充、進化させていきたいと考えておるところです。

以上でございします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 内海議員さんのご質問にありました76ページ、観光資源として景観上重要な森林については、所有者の協力を得ながら間伐等の業務を努めるというものがありますけれども、これにつきましても、今現在ハイキング道等がございします。ハイキング道等で周りの木が大きくなりまして、見通しの悪いようなところもございします。そういう場所はハイキング道がありますけれども、民間の土地でございします。そういう土地を民間の人の協力を得ながら間伐をし、ハイキング道の整備をしていくというようなことでございします。

続きまして、81ページでございします。公共交通等と連携し、買い物弱者のための拠点づくりや宅配の開始など、地元商店ならではのサービスの構築を検討するというところでございしますけれども、これにつきましても商工会とこれから連携をとりながら、買い物弱者で地元の商店を利用させていただくということで、地元の商店に注文を発注し、地元の商店の方がサービスを提供しながらその方のお宅まで届けていただくというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんからご質問いただきました97ページ、生活道路の整備と管理の中の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、1つ目の中山間地域の町道は、次の文言でございますが、視距改良といいまして、見る距離の視距改良、待避所設置、擁壁などのということで、町民の負託に応じた工事を実施しますという取り組みになっております。これは実は、現状と課題の2つ目、中山間地域が多く、集落間道路は急勾配で見通しのきかないカーブが多くという、ここの現状と課題に対応するものでございまして、町には道路構造令を参照しました皆野町道の構造の技術的基準等を定める条例がございまして、それに該当しなくても、いわゆる拡幅したり、改良に見合った工事をしましても、技術的には構造令の該当しない工事も山間部ではいたし方ない場合がございますので、そのことをあらわしております。

続きまして、県道の未改良区間の実現に向け、協力・調整ということでございまして、協力・調整ということで、ルートを決める場合の調整かというご意見でございましたが、町として県道のルートに今のところ事務方で関与することはございません。ここで言います調整・協力といいますのは、例えば説明会の会場を設定したときの協力でございましてか、地権者の方が不在地主で、では誰が管理しているかというときの調査ですとか、また県道の拡幅改良するに当たりまして、町道との交差部の要望ですとか、そういうことの調整・協力ということで捉えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 8番、内海議員さんからご質問いただきました100ページの3、快適な生活基盤の整備の中の①、安全・安心な水の供給の主な取り組みの中に、「公営水道化を図るとともに」の文言を追加できないかというご要望でございまして、今回提案をしておりますのは、このお示しした内容についてご審議といいましようか、決をいただくもので、今、内海さんのおっしゃることわかりますが、この内海さんの申されました公営水道化を図るための文言の追加につきましては、ここに示してあります小規模水道施設の維持管理を支援を進める中で、今後どうなるかを見ながら考えさせていただきたいと考えております。

それから、110ページ、2の行政基盤の強化、①、組織の活性化のうち、主な取り組みの専門的な知識を有する職員の育成と技能の継承にという文言がありますが、専門的な知識を有する職員、今幼稚園の教諭、それから保健師、社会福祉士等がいます。それらに加え、職員が事務を進めていく中で、その職員を指導できる職員となるべき者が何名かおりますが、例えば法制執務、例規の改正ですとか、それを行うときの専門的な知識を持っている職員、それから自治法、憲法等を含めた行政法について知識を有する職員、これらをさらにふやして新入職員ですとか中堅職員に教育をし、レベルアップを図る必要があるかと思っております。

さらに、土木関係では、測量士ですとか測量士補、これらの資格に挑戦をしていただき、資格を取得し、専門的な知識を身につけた職員をふやしていきたいと思っておりますし、今でもその専門的な知識をとるための費用の負担ですとかは行っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 大まか理解ができました。

教職員の資質向上の関係なのですが、現在この支援といいますか、具体的には教育指導主事なり、また教育指導員が対応しているということなのですが、今年度からですか、この教育指導員、新たに採用というか、再任用かどうかわからないですけども、そういった方がおるみたいですが、皆野町も教育現場といいますか、小中学校等について、教職員のこういった、大変全国的にも今精神疾患も含めて、病休等で休まれている方も多くいるという話も聞いています。そういった事態を招かないように、またそういった現象が出た場合については即対応できるような形で、ぜひ支援といいますか、それは強めていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、県道の改良等に対する調整の場、例えば改良ルートを決める場合の町からの調整の場はないということが言われているのですが、例えば、では県道のルートを決めるときに、地元の意向とか町の意向とか、そういうのは要望なり受け入れてもらう要請なりする場というのはないのですか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 未改良区間の県道につきまして、ルートの検討に対して町の意見や地元の要望ということでございますが、説明会が当然開かれると思いますが、そういう場で機会は捉えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） わかりました。

それと、組織の活性化のところをちょっと先に質問させていただきたいと思うのですが、総務課長のほうから、例えば土木なり建設等も技術関係のところについても資格を取るような、そういったことを進めているということなのですが、こういった専門的な技術職の方の採用についてはどのような考えを持っているのか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） ここに基本構想、基本計画、示してあるとおりに、これを指針として検討してまいります。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひそのような対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後になりますが、上水道の整備の関係です。今回の提案の中では変更はできないということのようです。そうであるならば、少なくともまた5年後に後期の基本計画を策定するときがあるかと思えます。このときに先ほど申し上げた「公営水道化を図る」、この文言を追加していただくことを約束できるかどうか。これ町長にお聞きします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 約束ということになりますと、しましよと、こういうわけにもならないわけでございますけれども、昨日の内海議員の質問の中でも答弁をいたしました、あるというか、内海議員が示した地域、ここからは小規模水道の要請が来ておりまして、それには今年度対応をする予定となっておりますけれども、そういう状況でありますので、5年後どういふふうに変化していくかというようなことも含めまして、その時点で考えていきたいと、こんなふう思っております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 同じ地域の方にお聞きしましても、町長が「うん」と言ってくれないのだよなという、そういう話も聞いています。だから、広域化について本当はやってもらいたいのだけれども、それを返事してもらえないから、やむなく今の小規模水道のままで何とか善後策を検討するしかない、ということが言われております。少なくとも大きくりのところで、平成20年12月の請願で採択されているわけですから、それに基づいてこの水道の広域化の中で三沢新配水池ルートが計画されているわけなのです。町長だって十分これ認識されていると思うのです。町長だってそういう意向だったのではないですか。そのためにそういったルートを、町長だって反映していただいていると思います。そのほうが事業費が安くと言ったらあれですけども、自然流下で整備できるところがふえるわけですから。どうなのですか。それらも含めて私は今回これに、公営水道の整備ということが、文言が入れられないのだったら、後期の基本計画の中に入れてくださいと、そういうことを申し上げているのです。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほども申し上げたとおり、5年後の時点で考えていきたいと、このように思っております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） その時点でどうなるかわからないという不安定な状況もあるのですが、私余り言いたくないのですが、この総合振興計画に関連しまして、ちょうど10年前になりましたか、この議会の場で私は質問なり意見を述べさせていただいた経緯があります。石木戸町長、それ思い出せるかどうかはわかりませんが、いずれにしましても、過去の基本構想の策定段階で、大きな事業が外された経緯があります。その後、後期基本計画の中で復活しまして、今では町で一番大きな中間拠点としての展開されている事業があります。これはこれ以上具体化は言わなくてもわかると思います。

ぜひ、そういったこともありますので、安全で安心な水の供給、これを、事業費がかさんで、整備しても、莫大な事業費を投下して整備しても、そういった使用料とか、そういった面で採算が合わないと、そんなことは言いたくないのですが、費用対効果の面だけで判断したのでは、本当にあれですよ、中山間といえますか、山間地域なり過疎地の地域、ここの地域活性化が図れるどころか、ますます切り捨てにつながってしまいますよ。そういったことを度外視して、少なくともまた地域からそういった請願も出されて、それが議会の中で全会一致で採択されてこの間ずっと来ているわけです。なおかつ広域化の水道の計画の中で、三沢新配水池ルート、これが計画としてあるわけですから、これをより具体化して進めると、そういった立場でこの総合振興計画の基本計画の1項としてぜひ明記してもらいたいのです。そして、実現に向けて努力を図っていただきたいのです。その文言をぜひ後期基本計画の中に入れていただきたいと思いますが、もう一度町長、お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） この水道の統合に関しましては、定住自立圏の中で何としても郡市の統合をということで申し入れたのは私と言っては少し語弊があるかもしれませんが、強く申し入れた経過もあります。そしてまた、小野田峠から自然流下というルートもよく承知をしております。そしてまた、区長会から請願が出ておると、これらもよく承知をしております。そんな関係から、いわゆる小野田峠から接続ができるというのは、残念ながらまだかなり先になるわけでございます。そんなこともありますので、5年後には見直しがあるわけですので、その時点で考えたいと、こういうことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひ5年後の後期の基本計画に公営水道の未整備区域について、公営水道化を図るということをぜひ追加していただくようお願いし、また期待して、終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何点かお聞きします。

まず、この立派な基本計画が作成されてまいりまして、これを今度はぜひこの際、多くの町民の人に、こんな立派なもののできたのだと知っていただく手段はどのように考えておられますか。全家庭にこの際配られるのか、違う手段でいかれるのか、何かその辺のところをよろしくお願いいたします。

では、続いて101ページになります。下水道の整備の推進というページが設けられております。前の100ページにおいては、現状の秩父広域市町村圏組合で水道事業をこれからやっていくというような感じが読み取れるのでありますけれども、この101ページにおいては、現在私も参加していますけれども、皆野・長瀬下水道組合でやっていくというような内容が触れられていないような感じがしまして、その辺のところをどうお考えになっているか。

それに絡むようなところでありますけれども、この主な取り組みの中で、下水道への普及率100%を目指し、未接続世帯への家庭訪問などを実施し、水洗便所改良資金融資あっせん制度の活用を進めていきますという、例えばこのような文章があったときに、皆野・長瀬下水道組合の職員の方は、昨年4月の発足と同時に、そのような運動を現実に始めて、未接続世帯へ回ってくれております。この感じでいくと、皆野・長瀬下水道組合がこの文章で紹介されていないので、町がやってくれるのかなと、そんなニュアンスも出てきまうところでもありますけれども、前のページで水道に関してはちゃんと広域市町村圏組合が紹介されているのでありますから、ここは皆野・長瀬下水道組合の感じも組み入れられていたほうがいいのではないかという、そういう思いであります。そんなところで質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田勉久） 3番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

作成いたしました皆野町総合振興計画、これを全家庭に配布する予定があるかということでございますが、現在のところは全家庭への配布は予定はしておりません。策定できたことについては広報等でお知らせをしていきます。その中で希望者に配布するようなこともお知らせができればというふうを考えておりますので、議会におきましても議会だよりでPRをいただければ幸いです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員からのご質問の101ページの下水道整備の推進についてお答えいたします。

こちらの施策につきましては、前4次の総合計画からの継続の事業でございます。また、内容につきましては、議員さんおっしゃるとおり、皆野・長瀬下水道組合が中心的に行うもので、こちらにつきましては皆野・長瀬下水道組合と調整といいましょうか、組合のほうでも内容を確認していただきまして、こちらに掲載をしております。前回からの継続ということと、下水道整備のほうも長年やっておりますので、組合の名前等はちょっと明記はされておらないという状況でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） まず、総務課長の答弁いただいたのは理解しました。インターネットでも議会だよりとか町の広報も見られるけれども、そのような感じに、インターネットでの掲載は考えられておりますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 検討してまいります。載せることは可能ですので、どういうふうにごとまで、ボリュームが多いものですから、どこまで載せるかについても検討させていただきます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） ボリュームが多いから冊子にして配るのは予算的に大変だ。インターネットはボリュームがこのくらいあったとしても載せるべきだと思います。今検討していただけるということで、これはぜひ実現してもらったほうがいいかと思うので、よろしく願いいたします。私のほうもそのような、今回の議論を抜粋で、また議会だよりにも取り上げられる部分があるかと思うので、できる限りこういう立派なものができるということはお知らせするようにしたいと考えております。

それから、皆野・長瀬下水道組合も頑張っていますので、その辺よく紹介していただいて、それで現実この未接続世帯への接続なのですけれども、注釈で書いてもらってありますけれども、認可区域内で工事が完了していて、目の前に下水道があるけれども、接続をまだされていない家庭、これを中心に何しろ回ってもらっているのですけれども、さっき書かれていた水洗便所改造資金融資あっせん制度、これ現状はどのようなものだからちょっと確認したいのですけれども。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） お答えいたします。

こちらの制度につきましては、町民生活課のほうでは取り扱っておらず、下水道組合のほうの関係になりますので、ちょっと私のほうでは把握はしておりません。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） あれ、これ町で何か、この辺読むと、活用を推進していく、今まで、前からの継続という部分も今お話しいただいたけれども、活用を進めていく、皆野・長瀬下水道組合でそのような制度があったかなというところにまた戻ってしまうのですけれども、実は皆野・長瀬下水道組合が、今さっき話しましたけれども、新年度から職員の人が回ってくれていて頑張ってくれているから、それを応援したいなと思って、回ったときに、お金がないから、やっぱり接続工事はかかるのだよというとき、融資制度があったほうがいいねという、そのような会話をしたことはあるのですけれども。今、下水道が通っていない、下水道計画区域外の人には皆野・長瀬下水道組合のほうで市町村管理型の合併浄化槽を安く提供できるように制度を設けてやっています。それができる前は下水道がつけられない家庭には浄化槽で対応する浄化槽の補助金というのは依然としてあろうかと思うのですけれども、下水道が目の前を通っていないところで、残念ながら接続したくても計画区域内だから市町村管理型が使えないと、そういうところは下水道の補助金で。現実、だからこのあっせん制度のほうはぜひこれ、そちらにあると言われて、果たして、町長ご存じですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 定かではありませんけれども、接続をする折に、くみ取り式のトイレを接続する、それには水洗化しなければというようなことから、トイレの改修費等の融資、これは下水道組合にたしかあったかと思っております。それと、区域内で残念ながらまだ接続をされていない家庭につきましては、

職員が一生懸命回っていただいておりますけれども、高齢の家庭で、そういう言い方は適当ではないかもしれませんが、先々ここで融資まで受けて、あるいは接続をしても、その先々のことを考えるとというようなことで接続をされない家庭も残念ながらあるわけですが、無理というわけにもいかないのですが、職員が説得しながら回っておるのが現状でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 了解いたしました。それで、来週また皆野・長瀬下水道組合も予算審議等、定例会が開かれますので、またその場においていろいろ聞いていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 済みません。4番、宮前です。私も審議委員ということで、この内容についてはすばらしいものができたなという解釈しております。1つ提案というか、2項目ぐらい提案で、皆野町の魅力度アップとかPRというふうなことで提案なのですが、他の町村でもやっているところはあると思うのですが、子供議会というようなことも少し考えていただきたいということが1つと、その子供が最近、将来なりたい職業は何ですかといったときに、第3位にユーチューバーというような職業があるというようなことで、それになるのにはユーチューブに上げるということですが、0.2円だとか0.002円というような単価みたいなのですが、100万回閲覧しないとできないようなことだと思っております。子供の意見も取り入れてもらいたいということが1つです。

あとは、皆野町に観光に来られる外国人あるいは住まわれている人、全然違う目線で外国人が皆野町を見えるというようなことで、こんなところに皆野町の魅力があるのだというようなことが再発見できるのではないかと思いますので、質問1つとしては、皆野町に住まれている外国人の方、結婚すると日本人なのでしょうけれども、どのぐらいいるか把握していますか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 4番、宮前議員さんからご質問のありました外国人の登録者数なのですが、平成29年1月1日現在で55名です。内訳としまして、男16、女性が39名でございます。

○議長（大澤径子議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） ありがとうございます。そういうことで、違った目線からも皆野町を見るというふうなことで、少し参考にしていただければと思います。

終わりにします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。下水道の整備についてお尋ねしたいと思っておりますが、三沢地区、国神地区、日野沢地区、金沢地区と、これはまだ下水道区域内には入っていないと思っておりますけれども、この地域等についてもやはり今後下水道整備が必要な時期が必ず来ると思っておりますので、次の振興計画あたりには、ぜひこの地域もそういった方向で計画に取り入れていただくように要望したいと思います。

それと、先ほど審議委員のメンバーを配付していただきまして、大変ありがとうございました。大変多くの方面からの皆さんの審議委員が参加していただきまして、立派な構想ができたわけでございます。これらについて総体的には、やはりやるやらないは執行部の考え一つだと思います。それについてはぜひ要望の多いものから徐々にひとつ進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 先ほど小杉議員さんからご質問のありました水洗便所改造資金融資あっせん制度につきまして、詳細がわかりましたので、ご回答させていただきます。

水洗便所の改修に当たりまして、融資制度でございまして、1工事につき10万円以上100万円以内の金額の融資があると。償還方法としまして、60回以内の支払い。取り扱いにつきましては、埼玉りそな銀行、埼玉信用組合、JAちちぶ等が金融機関になっております。利子につきましては、組合が負担をするという内容でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それに関連して、そうしますと、それは現在もうこういう時代ですから、下水道に接続していなくても水洗、浄化槽で、昔なら単独でなってしまう家庭もあろうかと思えますけれども、単独であればなおさら接続したほうがいいわけであって、家の中はもう水洗トイレ化されていると。家の中の改造は必要ない。外へ出たときの古いやつを潰して、そこをちょっと配管を、ちょっとその辺あたりから配管をずっと接続するための配管工事が必要になると。そういうところで使える資金ですか。トイレを改造しないといけない資金なのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 資料によりますと、公共下水道へ排水する排水施設の新設、トイレを含むという内容でございます。

○3番（小杉修一議員） 了解しました。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） ちょっと補足の説明を申し上げます。

最初に、常山議員さんが、「ときめきの皆野」とは何ぞやというようなニュアンスの質問ですが、総務課長の言うとおりでございますが、追加して、夢と希望があふれる喜びでわくわく、どきどきする、そんなときめきの皆野でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時25分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第11号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第2、議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことと決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

重点施策によって予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,330万円とし、前年度当初予算と比べ1億1,330万円増の予算を編成いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算につきまして、議案の内容をご説明いたします。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算でございますが、平成29年度の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,330万円とするもので、前年度当初予算と比べ1億1,330万円の増でございます。

第2条から第5条は、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めたものでございます。

7ページに移ります。7ページ、第2表、債務負担行為は、戸籍システムの更新に伴い、その運用費について設定するものでございます。

第3表、地方債は、文化会館空調設備更新事業、上水道広域化施設整備事業出資及び臨時財政対策債の

3つの起債について、起債の限度額、方法等を定め、限度額を3億75万円とするものでございます。

水色の仕切りから次が歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページに移ります。歳入からご説明を申し上げます。款1町税、項1町民税、目1個人は3億7,981万5,000円で、前年度に比べて244万8,000円の減、その下、目2法人は6,902万4,000円で、前年度に比べて808万6,000円の減でございます。個人所得、企業業績の低迷による減を見込んでおります。

次の項2固定資産税、目1固定資産税は5億785万円で、前年度に比べて1,078万9,000円の増でございます。家屋及び償却資産の増を見込んでおります。

4ページに移ります。4ページ2段目、項5鉱産税、目1鉱産税については、今後の歳入見込みがないことから、廃目整理といたしました。

次の5ページ、上から2段目、款6地方消費税交付金は1億5,670万円で、前年度に比べて290万円の減でございます。一般分として9,590万円、消費税引き上げ分として6,080万円を見込んでおります。消費税率引き上げ分、いわゆる社会保障財源分の充当内容については、さきにお配りをいたしました「市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費」をごらんください。

最下段、款10地方交付税は13億7,680万円で、前年度に比べて1,290万円の減でございます。地方交付税総額が前年度比2.2%の減となったことなどを踏まえ、見込んだものでございます。

8ページに移ります。8ページ2段目、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は2億7,542万9,000円で、前年度に比べて2,127万3,000円の増でございます。増額の主なものは、節3子どものための教育・保育給付費国庫負担金7,268万4,000円で、2,059万9,000円の増としております。

次の9ページ2段目、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金1,533万6,000円で、前年度に比べて329万2,000円の増でございます。増額の主なものは、節2児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援国庫交付金1,187万6,000円でございます。平成29年度から学童保育のクラブ数を1つふやすことに伴い、325万2,000円の増としております。

次に、目4土木費国庫補助金は3,756万5,000円で、前年度に比べて1,433万5,000円の減でございます。道路改良や橋りょう補修工事等に係る社会資本整備総合交付金の減によるものでございます。

10ページに移ります。10ページに移り2段目、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金は1億4,260万5,000円で、前年度に比べて1,240万7,000円の増でございます。増額の主なものは、節3子どものための教育・保育給付費県負担金3,645万円で、1,040万8,000円の増としております。

次の11ページ、項2県補助金、目2民生費県補助金は5,169万1,000円で、前年度に比べて535万3,000円の増でございます。増額の主なものは、節3児童福祉費県補助金、子ども・子育て支援県交付金1,187万6,000円でございます。国庫補助金同様、学童保育所のクラブ数の増に伴い、325万2,000円の増としております。

最下段、目4農林水産業費県補助金は624万7,000円で、前年度に比べて227万円の減でございます。減額の主なものは12ページに移ります。12ページ、節3林業振興費県補助金、森林管理道整備事業県補助金150万円でございます。平成29年度は、林道能林線1路線の採択を見込んでおります。

下段、項3県委託金、目1総務費県委託金は1,829万1,000円で、前年度に比べて369万2,000円の減でございます。減額の主な要因は、平成28年7月に執行した参議院議員通常選挙に係る交付金の皆減でございます。

次の13ページ、目6土木費県委託金の下、教育費県委託金の廃目整理は、前年度に実施した学力向上推進事業委託金の皆減によるものでございます。

14ページに移ります。14ページ、款17寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税は1,000万円で、前年度に比べ800万円の増でございます。ふるさと納税専用サイトの利用や返礼品の充実など、ふるさと納税の大幅なりニューアルによる寄附増を見込んだものでございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金1億9,700万円で、前年度に比べて3,700万円の増でございます。道路改良事業費、文化会館空調設備更新事業費等に充当しております。

その下、目3図書購入基金繰入金70万円、目4財政調整基金繰入金8,224万4,000円と合わせて総額で2億7,994万4,000円の繰り入れでございます。なお、地域福祉基金繰入金については、充当事業がないことから、廃目整理としております。

次の15ページ最下段、款20諸収入、項5雑入、目1雑入は2,994万9,000円で、879万1,000円の減でございます。減額の主なものは、節3市町村振興協会交付金1,247万4,000円及び節5雑入、自治総合センターコミュニティ助成金250万円でございます。市町村振興協会交付金は、宝くじの収益金に係る配分金ですが、売上げが減少指向にあることから、265万8,000円の減といたしました。また、自治総合センターコミュニティ助成金は、宝くじの売上金を原資とするコミュニティ活動に必要な備品整備等への助成金でございます。昨年度の2団体500万円から1団体250万円の計上としております。

16ページに移ります。最下段、款21町債は3億75万円で、前年度に比べて1億655万円の増でございます。消防団再編に伴う消防団施設整備事業の終了に伴い、消防債は皆減、廃目整理となっておりますが、文化会館空調設備更新事業及び上水道広域化施設整備事業出資の計上により、大幅な増となっております。なお、上水道広域化施設整備事業出資は、歳出に計上の広域市町村圏組合への出資金に係るもので、充当率100%、交付税措置率50%と見込んでおります。

黄色の仕切りから次からが歳出となります。17ページをお開きください。17ページ、款1議会費は7,298万2,000円で、前年度に比べて122万6,000円の増でございます。増額の主なものは、18ページに移ります。18ページに移り、節15工事請負費、議場映像配信録音設備デジタル化工事費85万3,000円でございます。

最下段、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は1億4,965万1,000円で、前年度に比べて825万9,000円の減でございます。減額の主な要因は、職員の異動、退職に伴う人件費の減でございます。増額の主なものは、ふるさと納税に係るもので、次の19ページ、節8報償費、ふるさと納税返礼品432万円、20ページに移ります。20ページに移り、節12役務費、郵便料135万6,000円のうち120万円、ふるさと納税決済手数料16万円、節13委託料、ふるさと納税業務委託料86万4,000円でございます。業務委託により、民間事業者のノウハウを活用し、ふるさと納税の充実を図ります。

22ページに移ります。22ページ下段、目4財産管理費は4,075万4,000円で、前年度に比べて133万8,000円の減でございます。減額の主な要因は、公共施設等総合管理計画策定業務委託料の皆減でございます。

増額の主なものは、次の23ページ、節14使用料及び賃借料、公用車リース料136万8,000円でございます。職員用車両、町長車を新たにリースいたします。このほか節15工事請負費、庁舎非常用放送設備更新工事費370万円、庁舎トイレ洋式化工事費280万円、庁舎・文化会館給湯器更新工事費132万円を計上いたしました。設備の機能確保、庁舎利用者の利便性向上のための実施をするものでございます。

24ページに移ります。最下段、目7企画費は7,679万9,000円で、前年度に比べて487万2,000円の減でございます。減額の主なものは、次の25ページ、節19負担金、補助及び交付金、自治総合センターコミュニ

ティ助成金250万円で、前年度に比べて250万円の減でございます。

最下段、目8電子計算費は3,264万2,000円で、前年度に比べて326万9,000円の増でございます。増額の主なものは、26ページに移ります。26ページ、節14使用料及び賃借料、電算システム使用料1,218万9,000円及びコンピュータ機材借上料506万4,000円でございます。新地方会計制度に係る新規システムの導入や情報セキュリティ対策の実施に伴う機器の借り上げなどにより439万2,000円の増となっております。

次の27ページ、項2徴税費、最下段、目2賦課徴収費は4,339万7,000円で、前年度に比べて911万1,000円の減でございます。減額の主な要因は、不動産鑑定委託料の減や固定資産課税資料整理業務委託料の皆減でございます。主なものは、28ページに移り、節13委託料、固定資産現況調査業務委託料872万1,000円及び納税推進コールセンター業務委託料164万6,000円でございます。

30ページに移ります。30ページ、項4選挙費、中段の目3町長選挙費は、平成30年4月22日に任期満了に伴う皆野町長選挙執行経費の計上でございます。主に入場券の作成、郵送料、ポスター掲示板設置費でございます。

次の31ページ、項5統計調査費、目1統計調査費は24万7,000円で、前年度に比べて46万9,000円の減でございます。平成29年度は工業統計調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査を主なものとして実施を行います。

32ページに移ります。32ページ、項7運行管理費、目1町営バス運行費は、実績に基づき前年度とほぼ同額の3,225万7,000円を計上いたしました。

次の33ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は3億2,044万1,000円で、前年度に比べて329万3,000円の減でございます。減額の主な要因は、職員の退職に伴う人件費の減でございます。

34ページに移ります。34ページ、節13委託料、障害者福祉計画策定委託料272万2,000円、地域福祉計画策定業務委託料2,020万6,000円を計上しております。

次の35ページ最下段、目2戦没者遺族援護費は126万1,000円で、前年度に比べて38万9,000円の増でございます。平成29年度は戦没者追悼式を実施いたします。

36ページに移ります。36ページ、目3老人福祉費は1億7,097万3,000円で、前年度に比べて1,334万円の減でございます。減額の主なものは、節28繰出金、介護保険特別会計繰出金1億4,367万9,000円で、868万9,000円の減でございます。

その下、目4国保・年金事務費は2億4,017万7,000円で、前年度に比べて2,364万円の増でございます。増額の主なものは、次の37ページ、節欄の最下段、節28繰出金、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。財政安定化資金繰出金を除き、増額となっており、総額で1億807万3,000円、前年度と比べて2,047万1,000円の増でございます。

38ページに移ります。38ページに移り、目5老人福祉センター費は1,392万9,000円で、3,494万5,000円の減でございます。減額の主な要因は、老人福祉センター整備事業費の皆減でございます。

次の39ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は3億4,473万3,000円で、前年度に比べて3,641万3,000円の増でございます。増額の主なものは、節13委託料、放課後児童健全育成事業運営委託料2,722万6,000円、学童保育所サポート事業委託料1,375万2,000円でございます。学童保育所のクラブ数、入所児童数の増に伴うもので、放課後児童健全育成事業運営委託料は975万5,000円の増、学童保育所サポート事業委託料は288万円の増でございます。

40ページに移ります。40ページ、節20扶助費、こどもの医療費3,040万4,000円は、対象者を18歳まで拡

大することに伴い、520万4,000円の増でございます。

次の41ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、最下段、目2予防費は5,190万3,000円で、前年度に比べて168万3,000円の増でございます。増額の主なものは、42ページに移ります。42ページ、医薬材料費83万6,000円、節13委託料、住民健診委託料2,100万円でございます。医薬材料費は、職員用の新型インフルエンザ等感染症対策防護服キット購入費として75万6,000円を計上しております。

最下段、目3環境衛生費は3,304万3,000円で、前年度に比べて1,050万9,000円の減でございます。減額の主なものは、44ページに移ります。44ページに移り、節19負担金、補助及び交付金、広域市町村圏組合斎場費負担金1,286万7,000円でございます。斎場の完成に伴い、1,444万円の減となっております。

次の目4母子保健費は1,402万9,000円で、前年度に比べて230万2,000円の減でございます。減額の主なものは、節13委託料、妊婦健康診査委託料554万5,000円で、実績に基づき151万1,000円の減としております。

次の45ページ2段目、項2清掃費、目1清掃総務費は813万3,000円で、前年度に比べて243万円の減、その下、目2塵かき処理費は6,345万8,000円で、前年度に比べて834万2,000円の増でございます。いずれも広域市町村圏組合負担金の増減によるものでございます。

その下、目3し尿処理費は4,914万3,000円で、前年度に比べて228万2,000円の増で、し尿処理監視装置の更新等に伴うものでございます。

次の項3上水道費、目1上水道費は8,778万9,000円で、前年度に比べて4,891万9,000円の増でございます。主なものは、節24投資及び出資金、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資金5,180万円でございます。水道広域化に係る建設改良費のうち、国庫補助の対象となった事業費の3分の1を構成市町村で負担するものでございます。

47ページに移ります。47ページ、款6農林水産業費、項1農業費、中段、目2農業総務費は861万9,000円で、前年度に比べて545万1,000円の増でございます。増額の主な要因は、職員の異動に伴う人件費の増でございます。

49ページに移ります。49ページ最下段、項2林業費、目1林業振興費は602万4,000円で、前年度に比べて320万5,000円の増でございます。増額の主なものは、50ページに移りまして、50ページ、節13委託料、里山・平地林再生事業委託料216万円は、県の補助金を受け、実施するもので、前原の不整合そばの竹林の伐採を予定しております。

その下、林道台帳整備業務委託料328万4,000円は、森林法の改正に伴い、平成30年度までの整備が義務づけられたものでございます。

次の目2林道整備費3,910万4,000円で、前年度に比べて1,279万5,000円の増でございます。林道浦山線ほか4路線を予定しております。

53ページに移ります。53ページ、款7商工費、項1商工費、中段になります。目2商工振興費は1,204万8,000円で、前年度に比べて101万4,000円の減でございます。減額の主な要因は、雪害対策利子補給金の皆減でございます。

次の目3観光費は2,705万円で、907万5,000円の増でございます。増額の主なものは、節11需用費、消耗品62万円、54ページに移ります。54ページ、節13委託料、施設管理委託料264万4,000円でございます。花のあるまちづくり事業費として111万6,000円を計上しております。主要道路沿線の耕作放棄地等にポピー、いろはもみじの植栽を行うものでございます。このほか節13委託料、金沢観光トイレ設計業務委託料

64万8,000円、節15工事請負費、華巖の滝遊歩道防護柵設置工事費32万4,000円、金沢観光トイレ建設工事費648万円、節17公有財産購入費、華巖の滝遊歩道用地購入費63万7,000円、節19負担金、補助及び交付金、フリーWi-Fiスポット設置補助金50万円、次の55ページに移りまして、節22補償、補填及び賠償金、華巖の滝遊歩道物件補償金10万円を計上しております。

57ページに移ります。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費は6,655万9,000円で、前年度に比べて246万5,000円の増でございます。町道国神1号線ほか5路線を予定しております。

58ページに移ります。58ページ、目3道路新設改良費は、前年度とほぼ同額の1億6,693万8,000円を計上いたしました。町道皆野39号線ほか10路線を予定しております。

次の59ページ、目4橋りょう維持費は2,158万2,000円で、前年度に比べて248万3,000円の減でございます。減額の主な要因は、橋りょう点検業務委託料の減でございます。

60ページに移ります。60ページ、上から3段目、項4都市計画費、目1都市計画総務費は173万5,000円で、前年度に比べて279万6,000円の減でございます。減額の主な要因は、都市計画基礎調査委託料の皆減でございます。

次の目2公共下水道費は2億994万4,000円で、前年度に比べて491万3,000円の減でございます。

次の61ページ、項5住宅費、目1住宅管理費は1,294万4,000円で、前年度に比べて1,344万5,000円の減でございます。減額の主な要因は、町営住宅親鼻団地屋根防水事業費の皆減でございます。

最下段、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費は1億8,603万3,000円で、前年度に比べて403万5,000円の増でございます。増額の主な要因は、秩父消防本部の高機能消防指令センター総合整備事業の実施等に伴う負担金の増でございます。

63ページに移ります。63ページ、目3消防施設費は757万8,000円で、前年度に比べて7,404万5,000円の減でございます。減額の主な要因は、消防団再編に伴う消防団施設整備事業費の皆減でございます。主なものは、節13委託料、消防車両ラッピングシール作成・施工業務委託料102万6,000円、節15工事請負費、消防団詰所（第1分団第1部）改修工事費200万円、旧消防団詰所解体・撤去工事費200万円でございます。消防車両ラッピングシール作成・施工業務委託料は、町のイメージキャラクター「み～な」のデザインシールを消防車両に張りつけるものでございます。

最下段、目4災害対策費は1,120万円で、前年度に比べて1,225万3,000円の減でございます。減額の主な要因は、県防災行政無線再整備事業に係る埼玉県防災情報システム負担金の皆減によるものでございます。

64ページに移ります。64ページ最下段から教育費でございます。昨年度から取り組みを始めた英語学習を通じたグローバル教育や皆野っ子学力向上推進に係る事業費を各費目に計上しております。事業費は、グローバル教育309万7,000円、学力向上推進事業635万7,000円でございます。

65ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は9,966万6,000円で、前年度に比べて755万2,000円の増でございます。増額の主なものは、7賃金、臨時職員賃金509万9,000円でございます。エキスパート教員や就学支援、不登校対策に係る学校教育相談員の追加により155万8,000円の増でございます。

66ページに移ります。66ページ、節欄の最下段、節15工事請負費、体育館照明器具落下防止対策工事費340万円、体育館吊下式バスケットゴール落下防止対策工事費350万円を計上しております。

次の67ページ最下段、項2小学校費、目1学校管理費は6,855万9,000円で、前年度に比べて761万5,000円の増でございます。増額の主なものは、68ページに移ります。68ページ、節8報償費、学校保健業務報償

金59万5,000円でございます。小学校における眼科検診、耳鼻科検診の対象拡大と検査担当医師の報酬金の引き上げにより、44万5,000円の増としております。

次の69ページ、節欄の下から3つ目、節15工事請負費、皆野小学校普通教室床改修工事200万1,000円、皆野小学校普通教室壁設置工事500万円、国神小学校プール水槽底面全面塗装工事368万3,000円を計上しております。

70ページに移ります。70ページの下段になります。項3中学校費、目1学校管理費は3,148万2,000円で、前年度に比べて394万3,000円の減でございます。減額の主な要因は、指導書購入費の皆減、空調設備設置工事費の減でございます。

次の71ページ、節8報酬費、学校保健業務報酬金31万1,000円につきましては、小学校と同様、眼科検診等の対象拡大に伴い、21万7,000円の増としております。

73ページに移ります。73ページ、項4幼稚園費、目1幼稚園費は4,700万4,000円で、前年度に比べて3,543万2,000円の減でございます。減額の主な要因は、職員の異動、退職に伴う人件費の減及び幼稚園進入路土地購入事業費の皆減でございます。

75ページに移ります。75ページの下段になります。項5社会教育費、目1社会教育総務費は1,767万7,000円で、前年度に比べて503万9,000円の増でございます。増額の主な要因は、職員の異動に伴う人件費の増でございます。

78ページに移ります。78ページ、目3文化財保護費は522万7,000円で、前年度に比べて425万6,000円の減でございます。減額の主な要因は、文化財収蔵庫改修事業費の皆減によるものでございます。

80ページに移ります。80ページ、目5文化会館費は1億6,750万7,000円で、前年度に比べて1億4,650万8,000円の増でございます。主なものは、節13委託料、次の81ページ、文化会館空調設備更新工事管理業務委託料432万円、節14ホール照明設備リース料359万7,000円、ホール音響設備リース料130万9,000円、節15工事請負費、文化会館空調設備更新工事費1億4,100万円、ホール緞帳昇降機・音響設備改修工事費590万円でございます。設置機器の経年劣化が著しく、部分修繕による対応が困難となったことから、大規模改修を実施するものでございます。

最下段、項6保健体育費、目1保健体育総務費は、前年度とほぼ同額の2,235万6,000円を計上いたしました。主なものは、82ページに移ります。82ページ、節11需用費、施設修繕料185万6,000円でございます。町民運動公園夜間照明水銀灯交換事業費として145万6,000円を計上しております。

次の83ページ、目2学校給食費は8,726万5,000円で、前年度に比べて931万5,000円の増でございます。増額の主なものは、84ページに移ります。84ページ、節11需用費、消耗品費599万5,000円でございます。給食用食器購入費として393万1,000円を計上しております。

次の85ページ、目3温水プール費は4,758万1,000円で、前年度に比べて1,674万9,000円の増でございます。増額の主なものは、節11需用費、施設修繕料202万5,000円、86ページに移ります。86ページ、節15工事請負費、プール吐出配管更新工事費1,151万3,000円、高圧気中開閉器・高圧引込ケーブル更新工事費268万7,000円、プール排気ファン更新工事費70万7,000円、南側庭陥没箇所埋戻し工事費26万2,000円でございます。

88ページに移ります。88ページ、上から2段目になります。款12公債費、項1公債費、目1元金は3億1,963万8,000円で、前年度に比べて1,898万8,000円の増でございます。増額の主な要因は、平成29年度臨時財政対策債、消防団施設整備事業債の償還開始等によるものでございます。目2利子は3,057万3,000円

で、440万2,000円の減でございます。

次の89ページ、節13諸支出金、項2基金費は、各基金の条例規定分及び利子分の積立金を計上いたしました。

最下段、款14予備費は前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

91ページからが給与費明細書、99ページからが債務負担行為に関する調書、100ページが地方債に関する調書で、平成29年度末現在高見込み額は34億1,007万3,000円でございます。

以上、平成29年度一般会計予算の説明とさせていただきます。



◎議案第12号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第3、議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等によります保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金などの計上と保健事業を推進するための予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,400万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億2,400万円で、前年度当初予算に比べ7,620万円、5.26%増額の予算でございます。

水色の仕切りから後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康

保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億7,713万1,000円の計上で、前年度に比べ729万2,000円の減額でございます。内訳といたしまして、節1現年課税分1億7,101万5,000円、節2滞納繰越分611万6,000円を計上いたしました。

その下、目2退職被保険者等国民健康保険税563万8,000円の計上で、前年に比べ561万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして、節1現年課税分545万7,000円、節2滞納繰越分18万1,000円を計上いたしました。大幅な減額は、平成27年度から新規の退職被保険者加入制度が廃止されたためでございます。

4ページをお開きください。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金2億1,398万5,000円の計上でございます。節1現年度分1億6,470万4,000円の内訳は、療養給付費負担金分の1億4,449万円と、介護納付金負担金の2,021万4,000円でございます。療養給付費負担金分は一般被保険者に係ります療養給付費、療養費、高額療養費等から所定の基準により算出されます。また、介護納付金負担金は、介護納付金の32%相当額でございます。

その下、節3後期高齢者支援金4,928万1,000円は、一般被保険者分に係ります後期高齢者支援金の32%相当額でございます。

目2高額医療費共同事業負担金1,091万3,000円の計上でございます。高額医療費拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

目3特定健康診査等負担金118万3,000円の計上は、特定健康診査等の補助基準額の3分の1を国が負担するもので、平成27年度の実績により見込みました。

その下の項2国庫補助金、目1財政調整交付金7,622万1,000円のうち、節1財政調整交付金5,401万円、節2後期高齢者支援金財政調整交付金2,221万1,000円は、過去2年間の状況により見込みました。

最下段、款5療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金、節1現年度分1,810万1,000円の計上でございます。1,616万4,000円の減額でございますが、27年度から新規の退職被保険者加入制度が廃止され、被保険者数が減少したことによるものでございます。

5ページをごらんください。款6前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、節1前期高齢者交付金、現年度分3億8,586万5,000円の計上でございます。これは65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費について、保険者間で不均衡が生じていることから、各保険者間の財政調整をするために創設され、社会保険診療報酬支払基金が業務を行っており、同基金から示された見積額によるものでございます。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金1,091万3,000円の計上は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を県が負担するものでございます。

目2特定健康診査等負担金118万3,000円は、特定健康診査等の補助基準額の3分の1の交付で、国庫負担金と同様に平成27年度の実績により見込みました。

その下、項2県補助金、目2県財政調整交付金7,674万1,000円は、平成28年度の交付見込み額をもとに計上したものでございます。

最下段、款8共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金7,515万8,000円は、高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するため、1件当たり80万円を超える高額な医療費を対象に交付される共同事業からの交付金でございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金3億1,059万4,000円でございますが、この事業は県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、多額の医療費を支払う市町村に対し、各市町村国保からの拠出金を財源として交付されます。

6 ページをお開きください。最上段になります。先ほどからの継続になります。共同事業交付金でございますが、国が定めた算出式により、国保連合会が算定をいたします。医療費の増大等によりまして、前年に比べ7,013万5,000円の増額計上でございます。

款10繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金7,706万8,000円の内訳でございますが、説明欄の保険基盤安定繰入金2,549万2,000円、これは低所得者世帯に対しまして保険税の軽減を行っており、この軽減分に対する繰り入れでございます。財源は県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。次の出産育児一時金繰入金280万円は、出産育児一時金10件分に対し算出した額でございます。事務費繰入金1,528万5,000円は、職員給与、事務手数料、機器使用料等に対する繰り入れでございます。財政安定化支援繰入金349万1,000円は、財政安定化のために一部交付税措置されるものを繰り入れるものでございます。その他繰入金3,000万円と、その下の目1 支払基金繰入金3,000万円は、医療費の増加等に伴い繰り入れるものでございます。

款11繰越金、目1 繰越金5,090万8,000円の計上は、今年度の繰越額を見込んだものでございます。

8 ページをお開きください。歳出に移ります。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費1,637万2,000円は、職員給与等の人件費や事務費の計上でございます。

節13委託料524万7,000円は、国保資格、国保税システム等の電算システム及びレセプト点検等に対する委託料でございます。

9 ページをごらんください。中段、項2 徴税费、目1 賦課徴収費235万8,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

節13委託料54万9,000円は、納税推進コールセンター業務へ抛出するものでございます。

最下段、項3 運営協議会費、目1 運営協議会費28万4,000円は、国保運営協議会に関します委員報酬等の計上でございます。

10ページをお開きください。款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費7億6,795万2,000円は、一般被保険者の療養給付費で、前年度に比べ4,627万4,000円の増額を見込みました。

その下、目2 退職被保険者等療養給付費1,649万円は、退職被保険者に対します療養給付費で、前年度に比べ1,747万9,000円の減額でございます。

目3 一般被保険者療養費575万6,000円、目4 退職被保険者等療養費13万3,000円は、補装具や医師が認めたはり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたときに要する費用でございます。

目5 審査支払手数料181万5,000円は、国保連合会へのレセプト審査手数料で、一月平均4,000件を見込みました。単価は1件当たり37.8円でございます。

11ページに移ります。上段、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費1億3,426万4,000円、その下の目2 退職被保険者等高額療養費106万9,000円は、前年までの医療費の動向などにより見込んだものでございます。

最下段の項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金420万円は、出産前後の諸費用で42万円を基準といたしまして、10人分の計上でございます。

12ページをお開きください。上から2段目の項5 葬祭諸費、目1 葬祭費150万円は、被保険者の方が亡くなられた場合5万円を支給しており、30人分の計上でございます。

款3 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金1億7,196万5,000円は、後期高齢者医療制度に対します支援金で、制度上各保険者が負担するもので、社会保険診療報酬支払基金から示された数値により算出

したものでございます。

13ページをごらんください。中段、款6介護納付金、目1介護納付金7,062万8,000円は、介護保険制度への納付金で、こちらも社会保険診療報酬支払基金から示された数値により算出したものでございます。

その下、款7共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金4,365万5,000円、目2保険財政共同安定化事業拠出金2億6,366万9,000円は、歳入の共同事業交付金でご説明申し上げましたとおり、国保財政の安定化を図るための共同事業への拠出金でございまして、埼玉県国民健康保険連合会で試算したものでございます。

最下段、款8保健事業費、項1特定健診事業費、目1特定健診事業費900万1,000円は、特定健診に要する費用の計上でございます。

節8報償費105万1,000円は、保健指導に当たっていただく栄養士、保健師等への報償金でございます。

14ページをお開きください。上段の節13委託料722万6,000円のうち、特定健診委託料719万6,000円は、750人分を見込んだものでございます。

項2保健事業費、目1疾病予防費579万5,000円のうち、節13委託料480万円は生活習慣病予防健診、人間ドックの委託料、1人3万円で160人分を見込んだものでございます。

15ページをごらんください。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金171万1,000円、目2退職被保険者等保険税還付金10万円は、前年までの実績をもとに見込んだものでございます。

目3償還金100万円は、国、県などへ療養費などの返還が生じた場合を見込んでの計上でございます。

最下段、款12予備費でございますが、261万8,000円を計上いたしました。

16ページ以降は給与費明細書となっております。

以上で議案第12号の説明とさせていただきます。



◎議案第13号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第4、議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を

推進する予算でございます。歳入歳出それぞれ9億6,200万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,200万円とするものでございまして、前年度当初予算に比べまして5,200万円、5.1%減でございます。この減額の主なものは、介護保険事業の大半を占めます保険給付費の対前年度比減額、また地域支援事業の減額を調整したものでございます。本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が87.6%、地域支援事業費が5.3%の合わせて92.9%を占める予算でございます。

3枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料2億1,126万円は、前年度比245万3,000円増、ほぼ前年同額の計上でございます。

その下、1つ飛びまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億5,139万3,000円は、保険給付費の介護施設分の15%、その他の分の20%、国の負担区分による計上でございます。

その下、同じく款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金4,970万7,000円は、保険給付費の5.9%を計上いたしました。

目2地域支援事業交付金（介護予防事業）822万2,000円、28年度から新たに、いわゆる新総合事業に取り組んでおりますが、それに対する国庫補助の計上でございます。新総合事業合計3,288万8,000円の25%でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）707万7,000円の計上は、包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用1,791万8,000円の39.5%の計上でございます。

1枚おめくりをいただきまして、4ページをお願いいたします。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金2億3,589万8,000円は、保険給付費の28%の計上でございます。

目2地域支援事業支援交付金920万8,000円は、新総合事業に係る地域支援事業費の28%の計上でございます。

その下、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1億2,241万7,000円は、保険給付費介護施設分の17.5%、その他の分の12.5%、これはそれぞれ県の負担区分による計上でございます。

次の項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防事業）411万1,000円は、新総合事業合計3,288万8,000円の12.5%の計上でございます。

目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）353万8,000円の計上は、地域包括支援センター等における相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の県負担分19.75%の計上でございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金1億531万1,000円は、前年度に比較し

ますと835万4,000円の減額計上でございます。保険給付費の12.5%の負担区分により一般会計から繰り入れを行うものでございます。

目2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）411万1,000円は、新総合事業に係る負担区分12.5%の計上でございます。

目3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）353万8,000円の計上は、同じく地域包括支援センターにおける事業の費用の19.75%の計上でございます。

目4 その他一般会計繰入金2,921万8,000円は、節1 職員給与費等繰入金1,962万1,000円、これは介護保険事務に係る職員の給与費及び一般事務費の繰入金でございます。節2 事務費繰入金959万7,000円は、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入金でございます。

次に、目5 低所得者保険料軽減繰入金149万9,000円の計上でございますが、これは第6期介護保険計画中の保険料第1段階の特例として、介護保険料の改正により引き続き29年度においても、基準額に対する割合0.5を引き下げ0.45とする特例を継続いたしますが、その分の国庫及び県費が一般会計に歳入されるため、町の負担分も含めまして一般会計から繰り入れをするものでございます。

次に、一番下の欄、款10繰越金は1,548万6,000円の計上でございます。

1枚おめくりをいただきまして、6ページからが歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費2,206万4,000円の計上は、前年度と比較しますと606万7,000円の増額計上でございます。節2 給料から節4 共済費まで、職員2人に対する人件費でございます。

中ほどの節7 賃金250万8,000円は、介護認定訪問調査員に対する賃金でありまして、約460件を予定しております。

節13委託料は、29年度は平成30年度から向こう3年間の第7期介護保険事業計画策定の年に当たりますので、その費用を計上いたしました。

下の7ページ中段の款1 総務費、項3 介護認定審査会費、目1 認定調査費等394万8,000円の計上でございます。節12役務費、主治医意見書作成手数料308万4,000円、約740件分、節13委託料、訪問調査業務委託料86万4,000円、これは介護支援事業所、介護福祉施設、病院等への調査委託料約200件分を計上したものでございます。

目2 認定審査会共同設置負担金564万9,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会設置負担金でございます。

次に、款2 保険給付費でございます。項1 介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の方に対するものでございます。

目1 居宅介護サービス給付費2億9,010万円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費でございます。ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等のサービスに対する費用で、前年度比6,750万円の減額計上でございますが、実績等を勘案し計上したものでございます。

次に、目2 特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで、通常ですと1カ月前後かかりますので、急を要する場合等、申請をすることにより、認定以前に申請日からサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後、1段置きに出てまいります特例がつきます介護サービスについては同様でございます。

続きまして、8ページ、目3 地域密着型介護サービス給付費1億4,049万6,000円は、前年度比2,109万

6,000円の増額計上でございます。これは高齢者の方が住みなれた地域で生活を可能な限り継続できるよう、市町村の区域内の小規模施設を市町村が指定しまして、原則はその市町村の住民のみが利用できる施設でのサービスであり、いわゆるグループホームなどがこれに該当する地域密着型施設であります。現在入所されている方等の見込みによりまして計上したものでございます。

目4 特例地域密着型サービス給付費20万円の計上でございます。

その下、目5 施設介護サービス費2億6,154万円は、介護福祉施設入所に対する施設サービスの給付費で、実績を勘案いたしまして計上したものでございます。

目6 特例施設介護サービス費20万円の計上でございます。

その下、目7 居宅介護福祉用具購入費56万4,000円は、ポータブルトイレ、浴槽台等の福祉用具購入に対する給付でございます。

目8 居宅介護住宅改修費202万8,000円は、住宅の段差解消、手すりの取り付け、トイレの改修等に対する給付でございます。

その下、目9 居宅介護サービス計画給付費4,028万4,000円、目10 特例居宅介護サービス計画給付費8万5,000円は、介護サービス計画の作成及び管理に対する給付でございます。介護支援専門員に対するものでございます。

次に、項2 介護予防サービス等諸費でございますが、この介護予防サービス等諸費は介護度の軽い要支援1、要支援2の方に対する給付でございます。サービス内容はほぼ同様でございます。全てにわたって予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設介護サービス費はございません。

目1 介護予防サービス給付費4,485万6,000円の計上で、新総合事業に移行した分もございまして、実績を勘案し見込みました計上でございます。

次のページの目8 特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございます。ほぼ前年と同額の計上でございます。

10ページをお願いいたします。10ページ中段の項3 高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担分が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございまして、目1 高額介護サービス費は要介護1から5の方に対するもので、1,302万円の計上でございます。

目2 高額介護予防サービス費は、要支援1、2の方に対するもので、2万円の計上でございます。

その下、項4 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費265万2,000円の計上でございますが、同一世帯内の介護保険の受給者が負担限度額を超えた場合に、医療保険と介護保険から按分により給付されるものでございます。

次に、項5 特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設入所の場合、またはショートステイ等をした場合の食費、居住費、滞在費は保険対象外でございますが、低所得者層の方々にはこの負担を減額し、町が負担するもので、目1 特定入所者介護サービス費3,625万2,000円の計上でございます。

下の欄、項6 その他諸費、目1 審査支払手数料55万2,000円の計上は、介護給付費の審査支払いに対する国保連合会の手数料でございます。

次に、款3 地域支援事業費でございます。いわゆる新総合事業に係るものでございまして、目1 介護予防生活支援サービス事業費898万1,000円の計上でございます。

次のページ、12ページでございますが、目2 介護予防ケアマネジメント事業費483万6,000円の計上でご

ございます。これは、電算システム使用料と介護予防ケアマネジメント事業負担金を計上したものでございます。

介護予防生活支援サービス事業費第1号通所事業は、前年度はこうした計上を行いましたが、介護予防生活支援サービス事業費に含まれて仕切りがありませんので、廃目処理をするものでございます。

次に、その下の欄でございますが、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費1,894万8,000円の計上でございます。これは、新総合事業では一般介護予防事業として、対象者を1号被保険者全てと支援活動にかかわる者を対象に実施するものでございます。主なものは、節13委託料、内訳といたしまして、通所型介護予防事業、らくらく健康塾、水中運動教室、ふれあい広場などの介護予防事業の委託料でございます。

次に、項3包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、包括支援センターだよりの発行、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,396万2,000円の計上は、新総合事業の中核を担う地域包括支援センターの2人分の人件費、事務所経費の計上でございます。

次に、15ページの款4基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金は、29年度3,000万円を計上いたしました。

一番下の款7予備費でございますが、659万6,000円の計上でございます。

17ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、簡単ですが、議案第13号の説明とさせていただきます。



◎議案第14号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第5、議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険の昨年の状況等を踏まえまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,205万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,205万円で、前年度当初予算に比べ19万円減額の予算でございます。

水色の仕切りから後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料7,254万5,000円、目2 普通徴収保険料、節1 普通徴収保険料1,784万5,000円、節3 滞納繰越分24万5,000円の計上でございます。埼玉県後期高齢者医療広域連合で算定した保険料を見込んだものでございまして、前年度当初予算と比較いたしまして19万2,000円の減額でございます。

中段の款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金134万3,000円は、町の事務費に対します繰入金でございます。

目2 保険基盤安定繰入金2,965万9,000円は、低所得者に係る保険料軽減額を見込んでおり、所得に応じて7割、5割、2割が軽減されております。なお、この負担区分は一般会計で措置されており、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

4ページをお開きください。下段の款5 繰越金、目1 繰越金29万6,000円の計上は、今年度の繰越額を見込んだものでございます。

5ページに移ります。歳出でございますが、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費71万9,000円は、主に保険証を送付する郵送料でございます。

その下の項2 徴収費、目1 徴収費は62万4,000円の計上でございます。保険料の徴収に要する費用でございます。主なものは節13 委託料の保険料賦課などの電算処理委託料36万3,000円でございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金1億2,029万7,000円は、先ほど歳入でご説明申し上げました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせまして埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金10万円は、過年度分の資格喪失や所得変更に伴う償還金の見込み額でございます。

以上、簡単でございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。



◎延会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

- 議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。
あす9日は午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎延会の宣告

- 議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。
散会 午後 零時06分

平成29年第1回皆野町議会定例会 第3日

平成29年3月9日（木曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第15号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第4号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、広報常任委員会委員長報告、質疑

1、議会運営委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼計者 兼 会計課長	玉谷泰典	教育長	豊田尚正
総務課長	川田稔久	町民生活 課長	浅見幸弘
参事兼 健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
参事兼 教育次長	高橋修		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田 巖
------	------	----	------

◎開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第1、議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算を議題といたします。
議案の説明は8日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

5番、常山知子議員。

- 5番（常山知子議員） では、一般会計予算の質問をさせていただきます。

まず、配付していただきました皆野町一般会計予算大綱の中について質問します。4ページに産業の振興というのがあります。金沢観光トイレの建設712万8,000円、金沢地域でも観光トイレをと望んでいる方が多かったようです。この観光トイレができることは、本当によかったと思いますが、皆野町にある観光トイレの中で大変傷んでいるトイレがあります。町民から要望されているのは、町民グラウンドにあるトイレです。このトイレは、蓑山に登山する方にも利用できるように案内板も設置していただいています。ぜひ観光皆野を目指すにはまずトイレから、ぜひほかの観光トイレも点検をしていただき、傷みのひどいことから順番に整備等を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

というのと、次の同じ4ページなのですが、5番の地域コミュニティの推進と町財政健全化、納税推進コールセンター業務委託164万6,000円、この滞納者への電話による催告を実施して早期納税を促すということになっておりますが、業務委託ということですが、もう少しどういう内容か説明をお願いします。

あと、同じ大綱の中で7ページの民生費、皆野学童保育所の1クラス増ということですが、その増になった子供たちは、どこで放課後を過ごすのか。また、学童保育所の指導員というか先生方は、増員されるのかお聞きします。

では、一般会計の予算案のほうに入りまして、ページが45ページ、款4衛生費、項3の上水道費、前年度に比べて4,891万9,000円の増ですが、節24の出資金、広域水道に対する整備事業資金がふえているためでこのような大きな増になったのだと思うのですが、この施設の整備事業出資金は、この5,180万

円ですが、このような金額が毎年広域水道に出資するのでしょうか。そして、それはこういうふうな債権、借金をして広域水道のほうへ出資するのをお願いします。

次は50ページ、一番上の段の款6 農業水産業費、項2 林業費、13委託料の里山・平地林再生事業委託料216万円ですが、前原の不整合の駐車場付近が整備されるということですが、それと同時に、観光案内等の設置及び前の議会からも出ていますトイレの設置については、どのような状況をお願いします。

次は55ページ上段、款7 商工費、ポピーまつり負担金1万円とあります。このポピーまつりは、ことしも本当に多くの観光客を期待したいところですが、ちょうどその時期にオープンガーデンの庭に、特にバラの花がきれいに咲くころなのです。オープンガーデンをやっている人たちは、本当に一生懸命草花を育てています。このきれいな花を多くの人に見てもらいたいっていつも話しています。観光課でもそのオープンガーデンの人たちにもいろいろと寄り添ってもらって、いろいろ話も聞いていただいているようですが、このポピーとオープンガーデン、または皆野の代表的な華巖の滝ですけれども、そういうものをセットにして、ポピーを見た後に、まだ時間が大分あると思うので、皆野町のほうに来てもらって、人が来るような仕掛けといますか、取り組みをぜひ考えてみてはいかがでしょうかということで、観光課の意見を聞いてみたいと思います。

それから、最後になります。70ページ、款10教育費、項2 小学校費、目2 の教育振興費で、20の扶助費の要保護、準要保護児童生徒援助費というのが真ん中にあります。89万6,000円です。これは、73ページの中学校費にも関連しますが、この援助費の中の入学準備金についてお聞きします。この入学準備金の補助単価が今度平成29年から2倍に引き上げられました。この89万6,000円にその引き上げが反映されているのかどうかお聞きします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 5番、常山議員さんの質問についてお答えいたします。

まず、予算大綱の4ページでございます。観光トイレの整備でございますけれども、町には今19カ所の観光トイレがございます。ただ、この町民運動公園につきましては、グラウンドにつきましては、教育委員会のほうの管轄になっておりますので、観光課のほうでは整備は行っておりませんが、19カ所の観光トイレにつきまして今清掃等を行い、来年度の29年度のこれから議決いただきます予算にも修繕費といたしまして、悪いところを直していくという形で予算計上はしてございます。

続きまして、予算書の50ページの里山・平地林でございますけれども、これにつきましては、先ほどおっしゃられましたように、前原の不整合の付近を整備するというところでございます。この事業につきましては、県の補助金10分の10でございます。町の持ち出しはないということで実施しております。この事業につきましては、前原の不整合の付近が竹等に覆われておりまして、暗く危険な箇所があります。また、大淵の信号から郷平橋の間の県道につきましては、ちょっと見通しの悪いところ等もございます。そこを解消するために竹や枯損木等を伐採いたしまして景観をよくするという事業で、来年度約0.5ヘクタール実施する予定でございます。

もう一つの前原の不整合の案内板とか観光トイレにつきましては、この前6月の議会でも常山さんのほうから質問をいただきましたけれども、今この整備を行いながら今後維持と管理、利用者がどのぐらいあるかというようなことを検討しながら整備のほうを検討していきたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

続きまして、55ページでございます。ポピーまつりの負担金でございます。1万円でございます。議員さんのおっしゃいますように多くの方が昨年訪れております。今年度につきましてもまた多くの方が訪れると思われまます。先ほどおっしゃられましたように、上のポピーまつりの会場でも昨年オープンガーデンのパンフレットを配りながら、皆野町にはこういうところにオープンガーデンがありますというようなことをご案内をしております。この前2月に観光協会のほうで、皆野町で花とかいろいろそういうことをやっている方々と意見交換会を行いました。その中でもお話が生まれて、今後ポピーまつりにおきましてもオープンガーデンのほうを案内していくというような形で話し合いができましたので、今後また会場内で話し合いをし、パンフレットを新しくつくり、案内をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 5番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

大綱の4ページでございますコールセンターの業務委託ということの内容ということでございますので、内容について説明をさせていただきます。滞納額が増加しているということもありまして、滞納を抑えるためには差し押さえ等強制執行なども行って、現年度分の滞納を抑止することが優先事項であります。しかしながら、現在のところ書面による催告を年5回行っているわけですが、それに対する反応が年々減少傾向にあるところでございます。電話催告につきましては、滞納者に直接自主納付の呼びかけができることになりまして、納付意思や納付の時期の確認ができるため、大変有効であると思っております。しかし、平日の日中については不在の家庭も多く、夜間や休日に連絡をする必要性も多くあります。ここで、コールセンターに業務を委託することで、日中不在の場合には夜間、休日等にも納付の案内を行うことができ、文書催告に反応がなかった滞納者との早期接触を図ることができると思っております。それによりまして、今後の自主納付の啓発ができるのではないかとということでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 5番、常山議員さんからご質問いただきました予算大綱の7ページ、民生費の中に、皆野学童保育所の1クラス増ということが載っております。これについてご説明申し上げます。

皆野学童保育所、現在3クラスで学童保育を実施しておりますが、希望者の増加によりまして、いわゆる待機児童を出すことは避けたいということから、1クラス増で対応してまいりたいと考えております。4クラス目の場所につきましては、以前木造の学童保育所を建設したときにそういった対応をとらせていただいたことがありますが、2階の柔道場を臨時的1クラス分として、学童保育の時間帯については、貸し出しをしないという対応を教育委員会をお願いをしております。そこで4クラス目を対応していくという内容でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 5番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

予算書45ページ、款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費の節24投資及び出資金の広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資金5,180万円ですが、これにつきましては、基盤整備等の強化事業として、主に老朽化した施設等を改修をし、運営基盤強化につなげるための事業として、各市町村の整備事業に

じて負担する分、皆野町分が2,132万6,000円、それからもう一つが広域化事業分によりまして、各地域間をつなぐための事業、給水戸数分といたしまして3,047万8,000円、合わせて5,180万円を今年度出資金として負担をするわけですが、広域化に伴いまして37年度までの計画が示されております。この37年度まで計画した分について借り入れて出資をしているものでございます。

なお、この借り入れにつきましては、先日ご説明いたしましたように、交付税措置となる有利なものについて借り入れをいたします。充当率が100%、交付税措置率50%と見込んでおる起債について借り入れをし、出資をしていくことを計画しております。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 先ほどの学童保育の関係で、指導員の関係についてお答えを漏らしました。お答えいたします。

当然1クラス増でございますので、それに当たっていただく指導員もふやしていただくということで調整が、打ち合わせ会ができております。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 5番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

70ページの小学校費の20扶助費、真ん中段の要保護・準要保護児童生徒援助費の中の入学準備金の補助単価が2倍以上になっているが、それがこの89万6,000円の中に反映されるかどうか。また、これは中学校の73ページにも当たりますが、国からの補助金の予算案が来たのがことしに入ってから1月からですので、予算の中の積算というのですか、入力については間に合いませんでしたので、入っておりません。この分については、当然補正予算等で対応させていただきたいと思っています。

それからあと、大綱4ページのほうで観光トイレの関係で、町民グラウンドのトイレという話をされましたが、町民グラウンドのトイレについては、教育委員会のほうで管理しております。先日グラウンドのトイレのドアが余りにも傷んで直してほしいという要望がありましたので、先日整備いたしまして直っております。また使っていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（大澤徑子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、最初から質問したいところがありますので、観光トイレについては、ぜひ本当に皆野町の顔というか、この役場の前にあるトイレに私の知人が利用したときに、トイレに入ったときに、本当にここのトイレはきれいだねということを言われたことがあって、とても私もうれしくなったことがあります。そういうふうな観光トイレというのは、やはりいろんなところから来て利用するわけです。ぜひ今後も、予算もとっていただいておりますので、しっかりと整備をしていっていただきたいと思っておりますし、早速町民グラウンドのほうは整備をしていただいたということで、ありがとうございました。

次の地域コミュニティのコールセンター業務委託なのですが、これは夜間とか休日にコールセンターというところに電話をかけるのを依頼して、そしてしてもらうのでしょうか、イメージとしては。

○議長（大澤徑子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） コールセンターに電話催告をする業務を委託するというものでございまして、センターのほうから滞納者のほうへ夜間、夜間といっても余り遅い時間にはやっていないわけですが、休日等に電話をして、納期が過ぎていきますので納税をお願いしますというような内容でかけていただくという

ものでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私が何で質問したかという、このコールセンターに個人情報が出るわけですよね。その住所とか名前とか電話番号が。そして、滞納しているから払ってくださいよとか、そういうことを話をするのだと思うのですけれども、個人情報が漏れるというか、きちんと守られる保証があるのかどうかというのをとても心配なのですが、その辺はどうですか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 個人情報、確にお知らせをしなくては電話していただけないので、必要な部分に限ってはお知らせをすることになります。ただ、不必要なところについては、出さないということになります。契約上契約書も交わすわけですが、その中にもその辺は遵守するということがうたわせていただくことになります。近隣ですと長瀬町等も実施しておりまして、それなりに効果はあるということを知っておりますので、その辺も個人情報の保護に努めながら実施していきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 本当に今個人情報の漏れるということがすごくいろんな面で、個人番号もそうですけれども、心配される方がいます。そして、職員が電話をするのだったらまだ私は納得できるのですけれども、やはりほかの業者というか、そういうコールセンターにやるというのは、いかかかなと思われて、ぜひ本当は日中はそういう方、住んでいる方、住民も不在の場合が多いから夜間や休日ということになるのだと思うのですけれども、その辺しっかりと情報が漏れないような、そういうことでやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それからあと、次の学童保育所の1クラス増ということで、指導員がふえるということは、大変安心しましたけれども、やはり町が待機者を出さないという姿勢は、私は大変よくわかりますし、希望者がふえているということも、無料化につながったからなのかなと思います。ぜひこういう、本当に今まで学童保育所に行ってみるとすごいぎやかで、すごい元気のいい子供たちが遊んでいたり勉強も端のほうでしているのですけれども、やはりけがのないように、大勢ですと目の行き届かないところもありますので、ぜひその点は町のほうからもよく学童保育所のほうにも言っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、次の一般会計予算書のほうに行きますけれども、上水道のほうで、今あれですか、今回から、もう一回答弁をお願いしたいのですけれども、大体このくらいの金額を毎年町債で組んで広域水道に出すということなのですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） そのとおりです。37年まで計画をしております。37年までの計画を立てた場合に国庫補助金が充当するということになり、なおかつ借り入れる分につきましては交付税措置になり、充当率が100%、それから交付税措置が50%という有利な起債が借りられますので、これを借り入れて出資に充てていくものです。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今まで皆野・長瀬上下水道組合のときは、もちろん5,000万円、6,000万円の持ち出しが町からありましたけれども、町は別に借金もしないで出していたわけですよね。有利な貸し付けがあるからということで、毎年毎年そういうふうに債権が、町債がふえていくということですよね。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 毎年ふえますが、これは投資をしていく上、整備をしていく上で必要なものについて借り入れるわけですから、当然必要なものについて借り入れて、その借り入れたものを返還をしていくというものでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 水道という本当に重要なインフラ整備ですけれども、やはり今町民に見えない水道事業なのです。やはりそういう面では、町でもしっかりとこういうふうな事業が今行われているのだとか、そういうことを町民にもお知らせしていただいて、今水道事業ってどうなっているのだ、広域になってしまって全然様子が見えない。私自身もそうなのですけれども、そういう面でしっかりと広報なりでも、水道事業についても町の人たちにお知らせして、本当に安心して飲める水がこれから供給されるのですよということをぜひ言っていただきたいと思います。それは要望しておきます。

それから、里山・平地林再生事業の前原の不整合のほうですが、県の補助金であの辺を整備していただくということは、大変いいことです。そして、ぜひ今後の見通しとして、あそこに破風山の登山口に車をとめられる駐車場も一緒に利用できるような形にしていただくのだと思うのですけれども、ぜひあそこに登山ルートのご案内だとか町のご案内だとか、それからひいてはトイレの設置をぜひ進めていただきたいと思いますけれども、これは副町長、どうですか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 急なご指名で、前原の不整合の駐車場付近の不整合の関係、また登山の関係、複合的な面からトイレをというようなことかと思えます。いろいろな登山者あるいは前原不整合の見学者等々の動向を見きわめながら適正に対応してまいります。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ありがとうございます。いつになるのかなという副町長の答弁ですけれども、ぜひ前から私話していますように、破風山の登山口、皆野アルプスの登山口に、あそこに入り口にトイレがないということやをずっと申し上げてまいりました。ぜひ将来的ではなくて整備していただきたいと思います、要望しておきます。

それから、次のオープンガーデンの件についてなのですけれども、ポピーまつりの会場に行きますと、いろんなパンフレットが置いてあります。その中にオープンガーデンのも置いていただいているのだと思うのですけれども、ただここに来た人は、取って持っていただけなのです。だから、あそこに配置していただいているのだと思うのですけれども、ぜひ相談、どこへ今度行ったらいいですかなんていうことも聞いていますので、誰か一人観光協会の人がいるのだと思うのですけれども、その辺で案内をしていく。今度は、皆野町に今こういういいオープンガーデンがありますよとか、観光名所がありますよということを、ぜひ会場でもアピールしてもらい、来たところ、三沢のほうに1人オープンガーデンをやっている方がありますよね。ああいうところに大きな立て看板でもして、バラが咲いていますよとか、そういう案内、また町へ来て、役場へ来て、それでそこからやっぱり町の中、川を渡って大淵のほうに来てもらえれば、またたくさんオープンガーデンやっているところがありますので、ぜひ多くのそういうものがあるということを知らせていく、来てもらうということをぜひ力を入れてやってほしいと思いますので、よろしく願います。それもどうですか、課長。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） オープンガーデンの件でございますけれども、ポピーまつりにおきましては、シルバーのほうに観光案内人としたしまして1名頼んでおります。それとあと、観光協会の役員さんにも来ていただいて、そこで今議員さんがおっしゃられましたように、町のパンフレットを並べてあります。その中でポピーのほかに、皆野町に何かほかに花があるかというようなことをお尋ねになる方もおります。その場合には、先ほどおっしゃいましたオープンガーデンのチラシを見せて、ここにこういう花が咲いておるといふようなことで、ご案内等させていただいておりますので、また今年度ですか、29年度もそのような形で案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひよろしく願いしたいと思っております。本当は、私ポピーまつりの会場に行っていると、私がその会場の案内人してパンフレットを配りたいぐらいの気持ちになります。これからどこ行こうかって、結構相談している人もいます。そういう面で……

〔「やってもらってもいいよ」と言う人あり〕

○5番（常山知子議員） そんなことはできません。そういう思いにも駆られますので、ぜひ配置をしていただいて、人の。そこで案内をしてください、しっかりと。よろしく願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 大変常山議員から前向きな発言も今いただきましたけれども、ぜひそんな形でPRしていただきたいと思うのです。シルバーでなければだめだとか、観光協会の役員でなければだめだとかということは全くありませんので、ぜひよろしくご協力いただきますようお願いをいたします。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 町長からそういうふうな要請をされましたけれども、ちょっと口が滑ってしまいましたけれども、本当に私の気持ちです、それは。あそこにいると。町をどうにか元気にしたい、人が訪れてもらいたい町にしたいというふうな思いは皆さんと共通していますので、ぜひ本当にそういう思いでやっていますので、立てるかどうかわかりませんが、お約束はできませんけれども、そんな気持ちでいますので、よろしく願いします。

最後になります。小学校費の要保護・準要保護の援助費なのですけれども、この予算を出すのが早かったし、今年度には入っていないということで、反映はされていないのですけれども、ぜひ先ほど前向きな答弁で、補正でちゃんと対応していきたいということを言われました。それで、補正をしていただくときにも、これは準要保護の世帯についても同様の実施をしていただけるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

準要保護についても町のほうで対応させていただきます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 最後。ぜひ町民の方に寄り添って、ぜひ対応していただきたいと思います。

これで私の一般会計への質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何点かよろしく願いいたします。

20ページになります。右側上段から8行目ぐらいに、ふるさと納税業務委託料86万4,000円が計上され

ております。どういったものでしょうか。どういうところに納税業務を委託されるのでしょうか。それに対してふるさと納税というのが現状どの程度なされて受け入れられているのか、その辺とあわせてぜひ教えてください。

次に、39ページになりますけれども、放課後児童健全育成事業運営委託料2,722万6,000円、あと学童保育所サポート事業委託料1,375万2,000円、先ほどの常山議員さんのところとちょっと重なるのかもしれないのですが、この内容をよろしく願います。

続きまして、50ページになります。常山議員さんも触れておりましたこの里山・平地林再生事業委託料216万円で、前原不整合の県道の周囲を伐採するということをお聞きしましたけれども、前地元の宮原議員が、現状の駐車場から県道を通っていくのは大変距離もあって危険もあるというような話をされていたのを聞いております。そんな中で、今回これであの辺が伐採されたとき、その伐採された後の部分というのは、もしかして現状あの県道をダンプとかが多く通るあの県道の端を、距離もあるし通っていくよりも、今の駐車場から前原不整合に向かっていくようなルートを、以前教育長、教育次長と意見交換みたいなのをさせてもらったときに、そのような構想をお持ちのようなことを聞いたような気がしていたのですが、その辺のお考えはあるのではないかと思うので、その辺にちょっとお尋ねいたします。

それから、続きまして、69ページ、皆野小学校普通教室床改修工事費、下段のほうに出てきますけれども、あと皆野小学校普通教室壁設置工事費、これで500万円、床のほうで200万円計上されておりますけれども、この辺のところの説明をよろしく願います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

20ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の中の節13委託料、ふるさと納税業務委託料86万4,000円の内容ですが、現在行っておりますふるさと納税の寄附金の納付方法ですとか、それに対します返礼品の見直しを行い、平成29年度から新しい手法、新しい返礼品等を加えてふるさと納税の確保に努めたいという考えでおります。そのために今回それに係る経常的な経費を含めて計上させていただいたものですが、関連するものについてあわせて説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、ふるさと納税1万円を1,000人の方からいただいて1,000万円の収入を上げるべく努力してまいります。そのために係る経費が、まず予算書の19ページになるのですが、19ページの節8報償費、ふるさと納税返礼品432万円、これにつきましては、町内業者の製造品ですとかレジャー施設の利用券等を想定しております。返礼品の取り扱い希望業者を募集をいたしまして、返礼品の具体的な内容について協議をし調整を図ってまいりたいと考えております。その下、11需用費ですが、ここに消耗品といたしましてふるさと納税という表記はございませんが、ふるさと納税のお礼等を発出をいたします封筒の費用等3万3,000円が計上をしてございます。消耗品137万2,000円のうち3万3,000円がふるさと納税に係るものでございます。

次の20ページに行きまして、節12役務費にふるさと納税決済手数料として16万円が計上をしてございますが、これは従来ふるさと納税は、町の納付書によって納めていただいたものを、あわせてクレジットカードによる納付を追加するものでございます。このための初期導入費用として3万2,000円、基本料金1カ月当たり1,500円、十二月分の消費税込みで1万9,440円、それから1件当たりが寄附金額の1%掛ける消費税を納めるものでございます。

それと、20ページに行きまして、小杉議員から質問のありました13委託料、ふるさと納税業務委託料86万4,000円につきましては、委託業務内容は、ふるさと納税サイトというサイトがありまして、これのふるさとチョイスに返礼品等の情報の登録、それからこの返礼品等の品が変わったときの更新ですとか、いろいろな書類の発送等についての内容を載せたものに係る費用が委託料として寄附金の約8%に係る分、含めまして86万4,000円を計上させていただいたものです。それから、ウェブサイトの使用料といたしまして4万9,000円を計上いたしまして、ふるさと納税の更新に係ります経費は、総額で542万6,000円を見込んでおります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 小杉議員のただいまのご質問にお答えをする前に、今議会の初日における小杉議員の一般質問に対する私の答弁に一部不適切な答弁がございました。小杉議員並びに議長を初め各議員におわびを申し上げます。

それでは、39ページ、学童保育所関連の内容についてご説明を申し上げます。まず、放課後児童健全育成事業運営委託料、これはいわゆる学童保育所の運営に関する指定管理者に対する委託料でございます。皆野学童保育所、これを今年度3クラブから4クラブ、1クラス増で計上しております。国神学童保育所は1クラブ分計上しております。あわせて皆野学童保育所は、今でも既に障害児の受け入れを行っていたいておりますが、障害児受け入れ促進加算という加算がつくことがあります。これを29年度からは適用させていただきまして、国の補助、県の補助等をいただきながら委託をしてみたいと思っております。

次に、学童保育所サポート事業の委託料でございます。ただいま申し上げました皆野学童保育所及び国神学童保育所の保護者負担金に対する補助を行います。引き続き保護者負担ゼロを継続してまいります。具体的には月額6,000円でございますが、191人分を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 前原不整合に関係する里山・平地林の関係でちょっとお答えをさせていただきますが、先ほど観光課長が答弁したとおりなのですけれども、いわゆる交通安全の問題だとか、あるいは景観、そしてまた不良木、竹等を伐採した後、川にも近いというようなことで、水に親しむことももちろんできるだろうと思います。伐採した後、前原不整合に行くルートにつきましても検討をして、質問者の仰せのとおりの方でと思っておるところであります。これにつきまして、地権者さんには、口頭ではごさいますけれども、ご理解をいただいております、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、小杉議員さんの質問の中で、今までのふるさと納税の受け入れ状況について漏れておりましたので、ご回答申し上げます。

平成24年度分が4件で37万円、平成25年度3件で13万5,000円、平成26年度5件で39万5,000円、平成27年度8件で250万円、平成28年度12月末現在で9件で154万円でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 3番、小杉議員さんの質問にお答えいたします。

69ページ、小学校費の下段、15工事請負費の中の皆野小学校の普通教室の床改修工事ですが、小学校建

築から11年たちますが、教室の床が大分黒ずんで剥げて、学習環境が悪くなってきております。小学校のほうからも床のサンダーがけ、それからウレタンの水性の塗装をとという要望が来ております。これに伴って予算化したものですが、現在教育委員会といたしましては、あそこの床暖房もありますし、このサンダーがけについては、1回してしまうともう既に次ができない状態というようなこともありますので、クロスというのですか床材、こちらのほうも耐久性の強いというものもありますし、床暖房も大丈夫というようなお話も聞いておりますので、そういうもので整備したいな、修繕したいなという考えを持っております。

それから、もう一つ、皆野小学校の普通教室の壁設置工事ですが、議員さんもお存じのとおり、皆野小学校の低学年については、オープンスペースの教室になっております。隣接する隣のクラスの声がかなり響いたり、それからエアコン等も設置させていただきましたが、そのエアコンの冷暖房の効率が特に余りよくないと。それから、特に冬あたりは、子供たちの、玄関のドアがあいていると風が入ってきてかなり寒いというような情報等もありますので、壁の設置をして区切りたいということで、今年度予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 幾つか再質問をさせていただきます。

ふるさと納税に関しましてお聞きしまして、直近で200万円前後の納税をいただいているという中にあって、答弁の中で1,000万円の納税を目指そうという意気込みをお聞きしました。今ふるさと納税をくたびれてやめてしまう自治体があらわれている中にあって、やはりふるさと納税の返礼品というのは、地元の物産を贈れるわけですから、そういうほうの意味において、皆野町などにおいては、その方向の意気込みで、ぜひいろんな策を練って、税金もいただけるのであればぜひいただいて、いい当地の物産を返礼品で贈っていただければ産業のほうも一助になるわけですので、その方向をよろしく願いいたします。どんどんやってみてください、工夫してやってみてください。よろしく願いいたします。

健康福祉課長からご答弁いただいた放課後児童のほうは、了解いたしました。その中で、福祉課長は何かちょっとおっしゃったので、何だったかなというところがあったのですけれども、それでぜひそういえばというところがありまして、ああ、あのことから、健康福祉課長が見事にやっていたいているものの一つで、糖尿病予防事業でありまして、今回簡易検査器が導入されたという経緯のところだったかなというところで、そうであればちょっとまたお話しさせてもらいたいかなというところなのですけれども、あの糖尿病簡易検査器、一般質問のときちょっとお話ししたのですけれども、実際に自分も年齢的にやってもいいのかなと思って受けました。割かし最初ちょっとどうしても、お医者さんではないので、薬局の方が提供するサービスなので、自分で採血するところが、そこが最初のときちょっと戸惑いましたけれども、やってみたら何のことはない、ちょっと血がとれるとあとは機械にかけていいぐあいに判別されるという機械でありました。それで、その情報がだから書面での同意のもと健康福祉課に届くと。それで、その数値によって、そこから先はいよいよ健康福祉課の皆さんたちのグループ活躍されて、あの人は訪ねてご指導しようとか、そういう体制ができていいのかと思います。予算としてとられているのは、1人1,000円かかるのですけれども、町はその半額を500円負担という形の予算になっているかと思いますが、恐らくしばらくそんなにふえないかなという気もしますと、その1,000円全額負担してもいいのかなというところも感じられるのですけれども、何しろ先進的にやっておられることで、そのところは、そのよ

うな方向でいってもかなりの低予算でいい取り組みができるということなので、60歳以上の方全額負担とか、そんな感じで、何か1つ検討していただけたらいいのではないかと思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ただいまご質問いただきましたように、1回1,000円で500円の補助で実施してまいります。そう多くは実際のところ見込めないかなという気もしております。ただ、これを全額無料にしてまたふえるかといいますと、そこら辺のことがネックとなって数がふえないということではなく、やはり何らかの後押し、検診の結果であるとか、保健師の指導であるとか、ご親戚の方の関係であるとか、ご家族の関係であるとか、そういった何らかの後押しが、やはり人間を動かすもとなかと思っておりますので、当面こういう検査が手軽にできるのだということのアピールをいたしまして、そういった中で500円補助をいたしまして様子を見ていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） よくわかりました。そのような方向で、何しろ始まったばかりのことなので、着々と皆野病院、その他病院での検診も大いに進めてもらって、ああいうところでも漏らさずやる体制が皆野町にはあるというところで、また視察も訪れてくるのでしょうから、大いにアピールしてやっていってもらうのもいいかと思えますし、それが結局受けた方の健康につながっているわけですので、よろしく願いいたします。

前原の不整合のところ、答弁いただきました。町長から、教育委員会のほうでもそのようなことを考えていられるようなことをちょっと前聞いたものですから、町長もそれに関して大変前向きに考えていただいて、そうするといよいよあれが今年度切られたときに、あそこを研究されて、河原をちょっと歩いてなんて、そういう感じでいったほうがむしろ感じがいいと思うので、ぜひ進めてみてください。よろしく願いいたします。

それで、先ほどこれに関して常山議員が、やっぱりトイレをと言ったときに、副町長がご答弁いただいて、私が前聞いたときより、大分やっぱり踏み込んでいただいているなという感じがします。様子を見て、前向きに水洗トイレのほうもぜひご検討していただいたほうがいいと思います。いよいよあそこに人が訪れる段になったら絶対必要なわけですから、よろしく願いいたします。

それから、教育委員会のほうのご答弁で、次長の答弁で皆野小学校の改修工事について、秩父地方は特に冬、大きい部屋だと暖房がきかなくて、自分なんか建築でやっている、吹き抜けというのは非常に見場はいいのですけれども、実際生活する段になると、特に秩父なんか寒いところですので、暖気は上に上がってしまうところもありますので、そこへいって部屋が広ければ当然寒いわけですので、子供たちが快適に勉強できるための暖房なのでしょうから、その効率を考えて進めてもらうことと思います。

床に関しましては、やっぱり建築的に、床暖房がせつかくあるところを磨いてしまうという考えは、拭くというのと違ってサンダーがけするとなると、確かにもう床暖房でなくもかなり床が削れて、合板的なものであれば、もう1回削るにもちょっと無理があるかなというところがありますけれども、その辺もよく研究して結論を出されたかなと思うのですけれども、答弁の中で、結局現状のところをちょっと拭いて、接着剤がよくつくように拭く作業は必要だと思うのですけれども、それで恐らくリノリウム系の長尺シートを検討されているのだと思いますけれども、その辺の今度はリノリウム系のあのものは、今度はアレルギ一的なものの心配がのりのほうに若干あるのですけれども、以前うんとホルムアルデヒドとかというの

で騒がれた時代があったのですけれども、それはもう使われてないわけですから、その辺だけ配慮をしてもらって、進めていってもらえばいいのではないのかなという気持ちを持っているところなのですけれども、この辺よく研究されているようには感じているのですけれども、調べられましたか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 小杉議員さんの再質問にお答えします。

インターネットとかあと専門の業者さん等にちょっとお尋ねしたりして参考にさせていただきました。なお、今アレルギー性のもも接着剤にあるということもお聞きしたので、大変ありがとうございました。その辺についても確認の上、工事のほうを実施したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そのような方向でぜひ進めていただきたいと思えます。

それで、先ほどから言っているけれども、教育委員会のほうとの意見交換の中で、もう一点ちょっと思い出したことがあります。何か前原の不整合は、大変皆野町のものであるから、それを皆野町で育つ子供たちにどう自覚させていくかということの前、教育長が何か考えていたような節があったので、その辺の考えをぜひお聞かせいただければと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

現在のところ中学2年生に前原の不整合の学習をしました。勉強させました。今後、小学校6年生、そして中学1年生について学習をするようにしたいと考えております。また、毎年小学校6年生については、前原の不整合について学習できるように体制を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） いいことだと思います。皆野町で育つ子供たちがまず、我々は前原の不整合、前原の不整合と見には行くけれども、いまいちぴんとこないけれども、学校できちっとしたところで子供たちに見せて教えていってもらえばわかりがいいわけです。そうすると子供たちがあそこへ当然訪れることになります。そうすると、やはり整備は急がれるかなと。前原の不整合の体験小遠足みたいなものになって、子供たちも大いに喜ぶと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上、ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 2番、林太平、質問させていただきます。

まず、54ページ、節19番のところ観光協会補助金について、その欄のところ、今観光大使というのが大分いろんな人がやっています、多くの方に今言われているのが、皆野は何でバナナマンの設楽さんに頼まないのかという意見を相当、東京のほうからも親戚からも言われて、今小杉議員が質問した項目にまでPRするには、やっぱりバナナマンの設楽さんをお願いしてもいいのではないかと、それについて1回町のほうへちょっと訪ねたことがあるのですけれども、やっぱりいろんな金の問題があって頼めないという意見も聞いております。それは、多くの有名人で相当な有名人でも観光大使をやっている人がいっぱいいるのですから、その辺について、皆野町のある一部の人が宣伝するより、ああいう人がどこかでちょっと発してもらっただけでも相当、今の不整合についても、ちょっと発してもらえば行ってみようかなと

というような形になる。林家たい平さんを見てもわかるとおり、あの人が発するだけで相当な観光客が来るという観光PRになって、今バナナマンについては、相当全国でも若い者に有名だという話で、町外の人みんな心配してくれて、何とかしてもらったほうがいいのではないかとということで、一般質問でも思っていたのですけれども、ここに観光協会の補助金という名目があるので、その辺のところはどうなのか、まず1つお尋ねいたします。

続いて、2点目は、63ページの節15工事費で、消防団詰所の第1分団の改修工事という項がありますけれども、これについては、皆野町の消防詰所は今第2分団、国神をつくっているところで、大分よくなってきて、1分団のところは改修というのは、今あるところを改修するか、その辺についてお伺いいたします。

それと、62ページの消防ホースの購入費についてということがありますがけれども、これについては、各地域に消火栓のところにセットしてあるホース等を考えているのか、その辺のところはどういう形の、消防ホースって書いてあるのですけれども、そのホースを収納してあるもの自体がもう相当悪くなっているから、もしその辺について何か考えがあるのであれば質問というような形でお伺いいたします。

それとあと、81ページの節18マイク購入費と書いてありますけれども、これはその上の15の工事のところ、文化会館がいろいろ整備工事するということになっているようですけれども、この前林家たい平さんの落語というか文化事業ということで来ましたがけれども、あのときにマイクがやっぱり相当気になっている、聞いている方に、相当の人数の人が聞きづらかったという話がある。今の時代、やっぱりピンマイクかワイヤレスかの時代でありますから、その辺についても、これはその項目に入っているかどうか。それと、マイクということで一緒に質問しますがけれども、町のバスに乗るとマイクが使えないので、その購入費にも充てられているのかなというような気もしますけれども、その辺についても、細かいことではありますが、一つ一つ解決したほうがいいのではないかとということで、この項について3つお伺いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 観光大使のことについてお答えをしたいと思います。

皆野町では、そのバナナマン設楽さん、あるいはまた漫画家の二ノ宮さん、こういう方が大変活躍をしております。そして、私も設楽さんの家を訪ねましてお願いをした経過がありますけれども、お母さんが対話してくれたのですけれども、何としても忙し過ぎて、プロダクションの許可を得ないと連絡さえとれない状況だと。もちろんマンションというのでしょうか、そこに戻ってくることも極めて難しい状況にあるというようなことで、なかなかこちらの、要請をしたのですけれども、受け入れてもらえるような状況ではありませんでした。それで、お父さんが亡くなりまして葬儀がありました。その折にもお会いしてお願いもしましたけれども、本人は、そんなつもりもなくはないような感じだったので、また機会を捉えてお願いはしていきたいと思っておりますけれども、なかなか難しい状況のようであります。また、二ノ宮さんにつきましても、あの方漫画は一生懸命制作をしておりますけれども、大勢の前に出てきて、そしてまたサイン会をされるとか、そういうことは余り望んでおられない方のように見受けられまして、そんな状況であります。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 2番、林議員の質問にお答えをいたします。

予算書の62ページになりますが、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節18備品購入費の消防

ホースほか購入費57万5,000円の内容ですが、これは消防団が使用いたします消防ホース25ミリを6本、同じく消防団が使用しますホース60ミリを10本購入するもの、それとあわせて消火栓に設置がしてありますホースを2本購入をすることを計画をしております。なお、地区にありますホース等を格納しております格納庫の新調等については、今回の予算では計上はしていません。

次に、63ページの節15の消防団詰所（第1分団1部）改修事業の200万円でございますが、今皆野の1分団から三沢の5分団まで消防団がございます。再編が終わったところではございますが、消防団員のサラリーマン化が進んでおりまして、消防団の強化、機能の充実を図るために各分団、1分団を除きまして1部制に再編をいたしました。それに伴いまして2分団から5分団までにつきましては、消防団詰所を新築をし、新しくし、その詰所に集約をするものです。1分団につきましては、町なかということもありますので、今までの2部制、1部、2部を残してということで計画をしておりますので、現在の詰所を使います。1分団1部の詰所につきましては、昭和53年に建築をしておりまして、大分内装も傷んできておりますので、この内装の改修、それから詰所には空調施設がありませんので、エアコンを設置するために今回200万円を計上させていただいたものです。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） ただいまの林議員さんの質問にお答えいたします。

81ページ、18備品購入費のマイクの購入費の関係ですが、その前の15の工事請負費のほうで音響設備の改修を新年度で予定をしていますが、音響も悪くて音のほうがかなりきていますので、音響設備のほうも改修します。

それと、マイクのほうについては、やはり本数等も少なく、かえがないという状態でございますので、今回ワイヤレスマイク、または有線マイク、この辺の本数をふやしたいということでございます。ピンマイクについても数本あるのはありますので、その辺も使っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） まず最初に、観光大使バナナマンの件については、今町長が言うとおりの、金が高くて問題ではなくて忙しくて問題だと。何かチャンスを捉えて、ビデオか何かに1回おさめてもらうような形をお骨折りをいただいて、どうしてもみんな期待しているのが、相当の期待度を聞きますので、東京に住んでいるいとこでさえ、何で皆野はバナナマンに協力してもらえないのかというのは、あれは誰も思っていることだと思いますので、どちらも、町の行政の人も忙しいと思いますけれども、バナナマンも忙しいと思いますけれども、何とか時間を合わせていただいて、プロダクションのほうへ相談してもらって、ちょっとしたビデオでも何でもいいですから、そうでなかったら写真を張り出すとか、いろんないい方向で検討してもらえればありがたいと思いますので、それはよろしく願いいたします。

続いて、ホースの購入の件なのですが、今言う分団のホースを買うと。それと、各消火栓のところにあるホースも、多分点検はしてもらってあると思うのですが、先ほど言ったとおり、収納庫も相当悪くなって、今回はそれは予算化していないということなのですが、同じホースであるのであれば6本でなくて、その消火栓のところのホースも相当古いように見えますので、ぜひ検討していただければと思いますので、その辺についても、この件についてはもう一度答弁をお願いいたします。

続いて、詰所なのですが、ここで200万円かけてやるよりも、よそがよくなっているの、本

家本元の第1分団第1部、どうでしょうか、建てかえるような方向というか、それを検討するほうがいいのではないかと。先ほどの皆野小学校ではないのですけれども、いろいろまだ建って幾年もたっていない、けさも、何年ぐらいたったのかなと家で言ったのですけれども、何年もたっていないくても、あのころはよかったという話なのですけれども、この詰所も今金をうんとかけるのでなくて、よその分団と同じ一番本元でありますので、ぜひ建てかえを検討するような形でやる方向、これについても答弁をお願いいたします。

それと、マイクにつきましては、いっぱいマイクがあるということで、今度はいろんなことが、催し物があってもいいマイクがそろおうということなので、ましてやいろんな整備して工事をするということなので、いい文化会館になると思いますので、その辺については、返答してもらわなくも結構ですけれども、ただバスのマイクにつきましては、どこが管理しているか。バスを利用しているときに、どうしてもハンドマイクを持って乗るような時代ではないので、その辺については、どこが答弁するか、そのマイクの件についてはひとつよろしくをお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 林議員の質問にお答えをいたします。

地区に設置してあります消火栓ボックスですが、これは地区で設置をいただき、町がそれについて補助をしておるものでございます。これは恐らく地区からの要望がありまして、それに基づいて地区で設置するものについては補助しようということなので、昭和50年の中ごろから始まったものだというふうに記憶をしております。

それと、1分団1部の詰所を新しくしたらどうかという、消防団員にとっては非常にうれしいご意見をいただいたわけですが、先ほど申し上げましたように、消防団員の減少と消防団員のサラリーマン化というのが非常に進んでおります。その関係から、平成24年度から14カ所ある詰所、それから老朽化しております13台の車両の更新を進めておまして、今年度で2分団、大淵が終了いたしまして、一応この再編が完了するわけですが、この再編に当たりまして、町それから消防団、役員、幹部等と協議した結果、今回のような計画を立てさせていただきまして。その中で、1分団については、当面の間、今の詰所を利用しようということで計画がなされたものですから、林議員の新築したらいいだろうという話は、参考にいたしまして、次の1分団詰所の改築のときに盛り込んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

それから、バスのマイクにつきましても私の所管になりますので、回答させていただきますが、やはり運転に支障がないように、それから乗るお客さんに明瞭に聞こえるように配慮してまいります。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） いろいろ答弁していただきましてありがとうございます。1つだけ、多分詰所の件については、やるとなるとあの辺の地域のいろんなことを考えないとできない、建てかえするにしても何にしてもできないと思っておりますので、今後皆さんが期待しているような流れになってもらえればと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 8番、新井です。36ページ、節14使用料及び賃借料221万7,000円、緊急通報発信機借上料ですけれども、これは今ペンダント型だとは思いますが、今町内でひとり暮らしをされている方は何人ぐらいいて、ペンダントを使用している方というのは、どのくらいおられるのかちょっと聞きたいのですけれども、それで、もう一つそれと関連してですけれども、そのペンダントの使用について、以前は年1回12月にやっていたと思うのですけれども、今も現在そのようなことをやっているのですか。

3点、お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） お待たせをいたしました。緊急通報発信機でございますが、約170人ほど設置しております。これは、ひとり暮らしの高齢者でございますが、全体的には約200人ほどひとり暮らしの高齢者がいると把握しております。ご質問にありましたように、年に1回地区の担当の民生委員さん、それから緊急発進通報の受け手側の消防本部、それから社会福祉協議会、町の職員等が手分けをいたしまして、実際に機械の点検を兼ねた防火訪問として各家庭を回らせていただいております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 年1回ということ、練習というのでやると思うのですけれども、年1回だけで本当に緊急のときに忘れてしまてできないという方もおられるのではないかなというような、私は気がするのですけれども、できるものならもう一回ぐらい、年に2回ぐらいやったらどうかなと、これは1つの要望ですけれども、それでさらにこの緊急通報システム、ペンダント型だとは思いますが、これを利用して、いわゆる救急車が出動したという事例も何件かあって、命が助かったことということも何件かあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 点検を年2回ということは、なかなか今先ほど申し上げたような体制で各家庭を回るとなると、すぐには難しいかなという気がしておりますが、例えば民生委員さんがその年の反対側、6月ごろ、7月ごろに家庭を訪問した場合に、試しに鳴らしてみるとか、そういったことは可能かもしれませんが、その際に受け手側の消防本部のほうへどう連絡をとるかといったような問題もありますので、検討課題とさせていただきたいと思います。

それから、発信する機種については、ご質問にありましたように、ペンダントを首からつるす形と腕時計式の2種類がございます。ところがなかなかこれが、例えば風呂に入る場合に脱衣場まで持って置いて置いておいてというような対応をしている方、あるいは日常的にも身につけているという方、それから邪魔なので外して置いておくとか、いろいろありまして、実際にこれを活用して命が助かったというケースもございますけれども、いざというときに近場になかったというようなこともございます。その辺も民生委員さんをお願いして、なるべく身につける、あるいは身近に置くようにということを、これを常にお願

いをしております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 答弁ありがとうございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 最初に、ちょっと花粉症のせいか音声が聞き取りにくかったり悪声についておわびを申し上げますが、ご容赦をいただきたいと思います。

それから、質問ですけれども、再質問あるいは要望はいたすつもりがありませんので、お尋ねいただいたことに端的、簡単明瞭にお知らせいただければありがたいと思っております。

それでは、質問に移らせてもらいます。まず、29年度皆野町一般会計予算大綱の中で、大変いいことが書いてありまして、新規事業の立ち上げ、既存の事業の拡充に当たっては、他事業の改廃によって財源を確保するなど、聖域なき事務事業の見直しを行うということでございますけれども、これは新しいものを事業をやったり、今やっているところを充実するには、今までやっていたことでも、もう悪いものはどんどん改廃、そして新しい財源にそれを充てるというようなことをうたっていたかと思っております。大変結構なことだと思います。

それで、この一般会計予算の概要についても、自主財源が15億8,458万円ということで、自主財源が38.9%となっています。依存財源が61.1%ということになっていますが、これが、3割自治3割自治なんていう悪口言われているような中で、40%ぐらいの自主財源で組んでいるということは、大変健全財政であるかなと思っております。その中で、この大綱の中で大変意欲的で、重点施策の中で3番の教育、文化、スポーツの推進ということでありまして、この中で「新」、「新」、「新」という大変新しい事業を導入していただいておりますけれども、これは教育長を初め教育委員会の皆様方の気合いを入れた大変いい事業だなと思っておりますが、その中で、何点か新しい具体的にどんな事業なのかをお尋ねしたいと思います。

まず、エキスパート教員、これは音楽・理科等の専門的な授業というのが、これは新しく、どんな先生というのですか、教師がやるか。それから、その3行目で土曜わくわく勉強会30万円、こういうものが載っていますけれども、これは土曜日も学校をやるとか、どういう勉強会なのか具体的に教えてください。続いて、夏季補習についてもどんなふうにやるのか、大変新しい事業なので、具体的な指導法、それをやるのかお聞きしたいと思います。

それから、ずっと下がりまして、伝統文化の継承と町民スポーツの推進ということがうたわれておりますが、この具体的な事業は264万5,000円ですが、どんな具体的な事業が予定されているのかお伺いをいたします。

続いて、一般会計予算のほうに入りますけれども、歳入7ページ、款13項1目1総務使用料、節2土地使用料1,116万1,000円、これの収入ですけれども、これはどこから入ってくる使用料、振興（株）とは思っているけれども、確認の意味で、どこから入ってきていくのでしょうか。

それから、同じく7ページで、その下段、目2民生使用料の中の節1の老人福祉センター使用料、これは収入ですから、入館料か何かどうかということなのでしょうけれども、これは何人を見込んで前年度よ

りも39万円ほど少なく見積もっていますけれども、どんな見積もりをしているのでしょうか。

それから、その下の売店使用料、これはどこから収入として入っているのかをお伺いします。

それから、8ページ、同じく款14項1目1民生費国庫負担金の中で、節3子どものための教育・保育給付費国庫負担金7,268万4,000円、これとその下の節4児童手当国庫負担金、児童手当国庫負担金の1億316万6,000円、これの行き先です。これが子どものための教育・保育給付金というのが、これは国庫で9ページの目1民生費国庫補助金、節2のここにも子ども子育て支援国庫交付金、これは交付金です。これが1,187万6,000円、そのほかにまた同ページで目5の教育費国庫補助金の節1で、説明欄に子どものための教育・保育給付費国庫補助金というのがまた同じに出てきて40万8,000円、それとこれについては、この行き先がどういう行き先になっているのだからかをお聞きしたいと思います。

それと同時に、8ページの節4の児童手当国庫負担金の、さっき言ったのだ。それがまた次に、10ページの款15項1県負担金で目2の民生費県負担金の節4で、ここにまた、これは児童手当県負担金2,316万6,000円というのが載っていますけれども、この負担金のこれは手当の出し方といいますか、両方の手当の出し方というところと変ですけれども、支給するのだからどういうふうな形に支出のほうに行くのかをお伺いします。

それから、11ページの款15項2目1の総務費県補助金、この中に節2の地域乗合バス路線確保対策費県補助金、これが110万円なのですが、これたしか前には250万円、この総務費は全部で50万円ほどふえているのですけれども、前たしかこの地域乗合バス路線確保対策費県補助金というのが250万円ぐらいあったような気がするのですけれども、その点について。あとそれから、今度は後から言いますけれども、これは少し減らされているのですかという質問です。

それから、12ページの款15項2目5教育費県補助金、その中の節1教育費県補助金の中で、説明欄に子どものための教育・保育給付費県補助金というのがまたここに出てきているのですけれども、これ先ほどと関連して、行き先をどういうふうになっているかをお願いします。

それから、14ページの款17項1目4ふるさと納税、これは先ほど小杉議員から質問があったようですが、違ふ方面からお尋ねをしたいと思います。これは前年度が200万円で、ことしは1,000万円を予定していると。気合いを入れてこれだけの、納税というよりこれは寄附金をいただくという戦略だと思うのですけれども、それに引き続いて歳出のほうで、先ほど19ページの経費のほうがありましたよね。19ページの款2総務費の項1総務管理費、目1の一般管理費の中で節8報償費、これが先ほど説明を聞きまして、432万円。それでそのまま引き続いて、次のページに移りますけれども、さっき説明があった20ページの節のふるさと納税決済手数料16万円、それから委託料としてふるさと納税業務委託料86万4,000円ということは、経費がこれだけかかって、報償費として返礼品を432万円、それからその他の経費が約110万円かな、86万円と16万円だから100万円か、100万円で約五百何万円の経費、経費と言っているのかどうかよくわかりませんが、ということ、1,000万円寄附をもらったその費用として530万円ぐらいは見ていると、こういうことなののでしょうか、そういうことかどうかを一応確認しておきます。

それから、23ページの款2項1目4財産管理費の中の節14の一番下の説明欄に土地借上料674万6,000円、これはどこで借りてどこで払っているのかをお伺いいたします。

それから、25ページの款2項1目7企画費の中の節19負担金、補助及び交付金、負補交です。これの説明欄に地域乗合バス路線確保対策費補助金730万円、それからその下の下の秩父鉄道整備促進協議会負担金103万7,000円、これの支出する根拠、この金額の根拠を教えてください。それで、あわせて、これ

が皆野の人が、多分これは西武鉄道のことだと思うのですけれども、どのぐらい乗っていてどのぐらいの利用者のデータがあるのかどうか。それと、この730万円の根拠の算定ですか、そういったのはどういう算定でやっているか、わかったらお願いをいたします。

それから、28ページの款2項2目2賦課徴収費の中の節19負補交、5万円の話なのですが、ちょっと文言がよくわからないので、税還付不能金等補助金というのがあるのですけれども、これの性格はどういうものなのかをお願いをいたします。

それから、33ページの款3項1目1社会福祉総務費の中の節12の役務費の中の説明欄に、ちょっと不勉強で申しわけないのですけれども、2行目に行旅死亡人死体検案書作成料、5万4,000円なのですけれども、これはどういう性格のものでしょうか。

それに続いて、節の14、34ページです。これがまた使用料及び賃借料で、旅行ではなくて行旅というので、行旅死亡人火葬場使用料1万円、その次の次で、行旅死亡人墓地使用料というのが、これが5万円とありますけれども、これは毎年毎年よくわからないのであれですけれども、どんなことをやっているのかお伺いをいたします。

それから、39ページの款3項2目1児童福祉総務費の中の節13委託料、この中でやはり子どものための教育・保育委託料、これは支出のほうです。それから放課後事業、やっぱり子育て支援拠点事業、学童保育サポート事業、これに先ほどの子どものためのというのが幾つも出てきましたけれども、充てられているのですか、その点をお伺いします。

それから、40ページの款3項2目1児童福祉総務費の節19の負補交、その中の説明欄で一歳児担当保育士雇用費補助金、大きいです。これは1,132万2,000円、これの性格、どんなところに使われているかをお伺いします。

それから、同じく40ページで、目2の児童措置費ということで節20の児童手当、これが1億4,950万円、これがだから前の収入のほうから充てられているのかどうか、その確認でこれなのかどうか。それと、支給方法は、どんな支給方法をしているのか、どういう対象でやっているのかをお伺いします。

それから、56ページで、これは質問というよりもちょっとご意見をお伺いしたいと思うのですけれども、56ページの款8土木費、項1、それから土木管理費の中の目1の土木総務費です。その中の節19の負補交、これが期成同盟会のもので、これだけ期成同盟会がたくさんあって、予算的には大きな金額でもないのですけれども、それぞれ違ったり同じだったりするのですけれども、常々私もこれを思っているのですけれども、この期成同盟会もこんなにそれぞれそれぞれで、それも日にちも違ってたら、だらだらやって、こういうことはある程度一まとめにしたり、そうしないと県土整備でもゲストの県会議員やなんかも、これ1つずつみんな出てくるのもなので、これは町長にちょっとご意見としてお伺いしたいのですけれども、他の町村との関係もあるから一概には言えないと思うのですけれども、首長さんたちの間でこういうのはどうも幾つかに、みんな一つ一つではなくて合わせられるものは幾つか合わせてでも集約していくような方向ができないかどうかというようなことについて、町長にご意見をお伺いしたいと思います。

それから、57ページ、雪の関係なのですけれども、款8項2目2のほうの道路維持費の中で、節8の報償費、説明欄で除雪事業協力者報償金20万円、これの行き先。それと、同じくで節の13の委託料、説明欄の除雪事業委託料106万円、これが計上されていますが、これは業者に行くのかなと、確認の意味で。

それと、その下の使用料及び賃借料、重機の借り上げ、これが16万2,000円、これの使い道です。どういったところでどういうふうに行っているかをお伺いします。

それから、61ページの款8土木費、項4都市計画費、その中の目3公園費の中の節14の使用料及び賃借料、この土地借上料、これは139万2,000円、これはどこから借りているのですかということ。

それから、74ページの款10教育費、項4幼稚園費、その中の目幼稚園費、節13委託料で、委託料の説明欄の下から2番目に子どものための教育・保育委託料、これが92万6,000円と計上になっていますけれども、先ほども前にも言ったように、子どものために、子どものためにというのが大分出てきているようなので、これの配分みたいなことが、簡単で結構ですからお伺いできればと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 四方田議員のご質問にお答えいたします。

平成29年度皆野町一般会計予算大綱の中の3、教育、文化、スポーツの推進、3ページのエキスパート教員（小学校高学年）とあるが、どのような教員なのかということですが、これは町費の専科教員を意味しております。小学校の5、6年生を中心に配置しまして、その教員の秀でた教科を担当していただきます。そうしますと、5、6年の担任の先生が時間が浮いてきます、あきます。そのあいた時間を使いまして英語教育の学習、ALTとの打ち合わせなどに使用します。または自主学习ノートの点検。といいますのは、国のほうで、小学校5、6年には英語が教科として平成32年度から入ってまいります。平成30年度から前倒しの移行期間になりますので、それへの対応も考えております。また、これの付随するもう一つの効果としまして、専科教員が子どもたちを教えることによって一部教科担任制になりますので、中1ギャップの緩和、これを狙うことも可能となっております。ということで、各小学校にこのようなエキスパート教員をぜひ配置させていただきたいと考えております。

2つ目の土曜わくわく勉強会ですが、これは実は国神小で行われていた事業でございます。県のアドバンス事業、学力向上事業の一環としまして、国神小では土曜日に希望する子どもたちに対して補充学習を実施しておりました。皆野小、三沢小は夏季休業中に補充学習を実施しておりました。そのようなボランティアの先生方への対応、それから教職員、休みのときに出てきておりますので、何とか謝金を多少でも用意できないかということとその積算をして、子どもたちが学力に不安がないように努めていきたいと考えておまして、土曜わくわく勉強会、そしてその下の夏季補習というふうに計上させていただいたところ です。

なお、一番最後の伝統文化の継承、文化・芸術体験事業ですが、林家たい平さんに来ていただいた事業でございまして、来年度はまだ具体的には誰が来るとか、そういうのは決まっていますが、同じように町民の皆さんに親しまれるような文化・芸術体験事業にしていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、四方田議員さんの質問にお答えをいたします。

最初に、収入の7ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料の節12土地使用料1,116万1,000円の収入、どこからの収入かというお尋ねでございますが、まず1つ目が、埼玉県で設置をしております下和田県営住宅用地の土地の収入が93万2,000円、それから、町で行っております持家団地、大浜団地ほか8団地、これが合わせて1,022万9,000円、合わせて1,116万1,000円の収入となっております。

次に、11ページ、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節2地域乗合バス路線確保対策費県補助金1,100万円、前年度は250万円というお話が出ましたけれども、前年度も同額の110万円を……

〔「1,100じゃないで」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 失礼しました。110万円を計上しております。

〔「そうか、失礼しました」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 次に、14ページ、ふるさと納税の1,000万円で経費がどのくらいかということでございますが、先ほど3番、小杉修一議員のときにもお話をさせていただきました。先ほど四方田議員の中で100万円という数字を言われておりまして……

〔「2つ足して、16万と86万を足して」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 20ページの中に小杉議員のときにはお話をしませんでしたでしたが、郵送料135万6,000円の中に返礼品の郵送料120万円が含まれておりますので、先ほど小杉議員のときには、係る経費が542万6,000円とお答えをしましたが、それに120万円を足しました金額662万6,000円がこのふるさと返礼品に係る経費になりますので、入ってくると見込んでおります寄附金の額1,000万円からこの係る経費662万6,000円を差し引いた額、実収入は337万4,000円を見込むこととなります。

次に、歳出で23ページ款2総務費、項1総務管理費、目1財産管理費、節14土地使用料674万6,000円はどこに支払っているかということですが、これが、1つが北分署等の用地を含めまして59万円、2点目が役場の敷地並びに文化会館の使用のときに使う駐車場、これを含めて615万6,000円、この2件を合わせて674万6,000円を計上したものでございます。

次に、25ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節19負担金、補助及び交付金の中の地域乗合バス路線確保対策費補助金730万円のまず根拠ですが、これは西武バスが運行しております三沢路線の運行経費から運送収入を差し引いた赤字額を皆野町と秩父市で折半をして負担するものでございます。乗降客につきましては、西武観光バス月別乗降数調べによりますと、平成27年の10月から9月までは、計2万3,842人、平成28年10月から29年1月までの集計では7,601人となっております。この乗降客をもとに算出をしております。

次に、その節19と同じく3つ下の秩父鉄道整備促進協議会負担金103万7,000円の根拠でございますが、この負担金につきましては、秩父鉄道が通ります熊谷市、行田市、秩父市、羽生市、深谷市、皆野町、長瀨町、寄居町で負担をしているもので、負担の割合につきましては、人口比に関するものが5割、乗降客数に関するものが3割、均等割が2割として支出予定をするものでございます。その結果、皆野町では人口割に対するものが27万9,533円、乗降客の負担によるもの3割が26万750円、均等割が46万6,666円、それから平成28年度の繰り越し分1万5,000円を差し引いた額、おおむね先ほど申し上げた額は概算の額で、これに対して103万7,000円を負担するものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 四方田議員からご質問いただきました質問にお答えをいたします。

まず、歳入でございますが、下のページの7ページ、民生使用料の老人福祉センター使用料、これはご質問にありましたように、老人福祉センター長生荘の入館料でございます。120万円を見込みましたが、月額平均10万円を計上させていただきました。ここ3年ほどの実績を申し上げますと、ほぼ10万円から11万円、12万円弱で推移をしておりますので、この額を計上させていただきました。

それから、その下、売店使用料でございますが、同じく老人福祉センター長生荘の中の食堂売店の使用料でございます。

次に、8ページ、款14国庫支出金の民生費国庫負担金、節3の子どものための教育・保育給付費国庫負担金でございますが、これについては、3年ほど前に子ども・子育て支援法に基づきまして、幼稚園、保育園、幼保一体化の流れができ、こういった名前の負担金、補助金に変更になりました。具体的には教育に係る部分は幼稚園、保育に係る部分については保育園の関係でございます。ここでは、民生費として国庫負担金をいただいておりますので、保育園に係る分の国の負担割合に基づく負担金でございます。基準額の2分の1が国庫、4分の1が県費、したがって、県の補助金の欄にも同様の名前のものが出てまいります。後ほど歳出で保育料につきましてはご説明をさせていただきます。

それから、その下の児童手当国庫負担金、これも児童手当に対する国の負担割合に基づく負担金でございます。これも後ほど関連づけで歳出でご質問いただいておりますので、その際にご説明をさせていただきます。

それから、その下、款14国庫支出金の民生費国庫補助金、子ども子育て支援国庫交付金でございますが、いわゆる子育て支援センターであるとか、そういったものに対する国庫の交付金でございます。

それから、教育費に計上されておりますのは、幼稚園分でございますので、これは教育委員会のほうから答弁させていただきます。

歳出をお願いしたいと思います。歳出のただいま申し上げました10ページ以降、県費についても同様の子どものためのというのが出てまいります。同様にございます。

歳出の34ページをお願いいたします。34ページ、節14使用料及び賃借料でございますが、行旅死亡人火葬場使用料、1つ飛びまして行旅死亡人墓地使用料、この関係につきましては、皆野町の行政区域内で死亡をされた方が身元がわからなかった場合、官報等に掲載をいたしまして、皆野町が火葬等を行うということが決められておりますので、その費用分を見込んだものでございます。

〔「節12も」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見広行） 失礼しました。節12の死体検案書作成委託料、これも亡くなった方がどういった亡くなられ方をしたのかということで、医師の死体検案をする必要がございます。その死体検案書の作成料でございます。これらを、あるいはまた墓地の使用料でございますが、お骨になったときに役場に置いておくわけにもまいりませんので、お寺等に預けさせていただきますが、その際の使用料という形で計上させていただきました。これらは後々精算をいたしまして、県のほうへ同額の負担を申請をするものでございます。

それから、39ページをお願いいたします。39ページの児童福祉総務費、節13子どものための教育・保育委託料でございますが、民生費に計上してある分でございますので、保育園の保育料がこれに当たります。

それから、その下の、1個飛びますが、地域子育て支援拠点事業、これらは学童保育所の中に地域子育て支援センターきらきらクラブというのがありますが、それらに対する委託料でございます。

それから、次のページの40ページ、節19負担金補助及び交付金の中の一歳児担当保育士雇用費補助金1,132万2,000円でございますが、県の補助事業の中に1歳児担当を、手がかかるといふことであろうと思っておりますが、特別に1歳児担当の加算がございます。低年齢児の保育促進事業として、1歳児の受け入れをするその際に、保育士に対して児童1人につき月額2万円の補助がございます。これは県費が充てられておりますが、ここでその計上を見込んだものでございます。

それから、この1歳児の性格は、今申し上げたような性格の雇用費の補助金でございます。

次に、その下の同じく40ページ、目2の児童措置費、節20扶助費、児童手当でございます。1億4,950万

円でございますが、年齢によって金額が変わります。それから、第1子、第2子、第3子以降、そういったことによっても金額が変わりますが、大まかに申し上げますと、3歳未満の児童は1人当たり月額1万5,000円、3歳以上小学校終了前、3歳以上小学生まで1万円、ただし第3子以降は1万5,000円、中学生については一律1万円でございます。これらについては、それぞれ国庫と県費の負担割合が年齢層によって違いますが、総額で申し上げます。児童手当、町が支給する児童手当は4カ月分をまとめて年3回支給しておりますが、総額が1億4,950万円でございます。そのうち国庫が負担する分が1億316万6,000円でございます。同じく児童手当に対する県の負担金の総額を申し上げます。2,316万6,000円でございます。町の負担分が2,316万8,000円でございます。

ご質問は、私のほうの区分は以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 10番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、歳入のほうですが、9ページ、国庫補助金の目5教育費国庫補助金の節1教育費国庫補助金、その中の子どものための教育・保育給付費国庫補助金ですが、こちらについては、先ほど健康福祉課長のほうも説明をいたしました。幼保連携型の認定こども園、または幼稚園、認定こども園をしている私立の幼稚園に子供を預けて、保育所と同様に11時間の開園というのですか、長時間の預かり保育を行っている私立幼稚園に対して国庫の補助金を出しているもので、国庫については2分の1、県の補助金については4分の1の補助金を助成補助する事業というものでございます。

それから、歳出のほうの74ページですか。

〔「12ページも一緒」と言う人あり〕

○教育次長（高橋 修） 9ページと12ページ、12ページが県の補助金になります。9ページが国庫補助金になります。

それから、歳出のほうの74ページ、幼稚園費の目1幼稚園費、それから節13委託料の下のほうですか、子どものための教育・保育委託料92万6,000円ですが、こちらについては、子ども・子育ての新制度に基づく新制度の認定こども園に対する施設型給付でございます。既に健康福祉課では保育所の関係でやっていると思いますが、同一のものでございます。幼稚園の部分でございます。給付となる施設の種類によって管轄を分けていますが、教育委員会では幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園等が該当になり、ここの私立幼稚園に町のお子さんを預けている、この保育料というのですか委託料、こちらを施設のほうへ支給するというか負担するというものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 期成同盟会のことに関しまして質問がありましたけれども、私もなかなか新年度予算を議決いただいた後、いよいよ工事等、事業等にかかろうとするときに期成同盟会の総会等もあるわけでございます。担当課の職員、たまたま会長が町にというようなことになると、資料づくりだとかあるいは関係者に連絡調整等もするというようなことで、かなり労力を要しております。そんな関係もありまして、できればこれを全て1つにするというわけにはいかないかと思うのですけれども、まとめられる部分についてはまとめられないものかなと、こんな思いもかねがね持ってきておりますので、関係する方々と検討してみたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 10番、四方田議員さんの質問にお答えいたします。

予算書の28ページ、款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費の節19負担金、補助金及び交付金、税還付不能金等補助金でございます。これにつきましては、誤謬課税等の原因で徴収金の全部または一部を交付するというものでございます。税の還付につきましては、5年間ということになっておりますが、それ以前のものに対して間違った課税をしたものがあつた場合に還付するためのものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 10番、四方田議員さんからのご質問をいただきました、ページでいいますと57ページ、款8土木費、項2道路橋りょう総務費、目2道路維持費、節8の報償費と節13委託料でございますが、まず節8の報償費、除雪事業者協力者報償金等につきましては、いわゆる建設請負業を主としない重機をお持ちの方に、2路線除雪をしていただいておりますご協力金でございます。また、委託料につきましては、建設請負業を主とする業者さんに、生活道路であります町道、林道大雪時に除雪をしてもらう委託料でございます。違いについては以上なのですが、両方とも同じ性質のものでございまして、10センチ以上の場合に自動出動する場合と随時出動する方に区分をしております。

続きまして、節14使用料及び賃借料の重機借上料の内容でございますが、こちらにつきましては、台風や大雨時等に土砂が路面に流出した場合はどうか、そういう場合に重機を借り上げた場合に支払っておるものでございます。

続いて、61ページ、款8項4都市計画費、目3公園費、節14使用料及び賃借料の土地借上料でございますが、こちらにつきましては、全て皆野スポーツ公園内でございまして、民間の方6人から借上げをしております。

以上でございます。

〔「負補交言わねえの、節19の負補交の除雪機のこと。今のところ。節19の負補交、除雪機の購入」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 大変失礼しました。

負補交の除雪機購入補助金でございますか。

〔「うん」と言う人あり〕

○建設課長（長島 弘） につきましては、地元の行政区に除雪をしていただいた場合に、除雪機を購入した場合に15万円を限度としてその補助金をするものでございます。

以上でございます。

〔「あとは除雪対策費」と言う人あり〕

○建設課長（長島 弘） 除雪対策費補助金につきましても、各行政区で旧の行政区57行政区、現在の21行政区ではなく、旧の57行政区を対象としまして、地区の住民の方に除雪をしていただく場合に補助金をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、四方田議員さんにお答えをいたしました歳出25ページの秩父鉄道整備促進協議会負担金について説明が不足しておりましたので、補足をさせていただきます。

先ほど説明をいたしました100万6,934円の負担金に加えまして、通常負担金の3万円の説明が落ちておりました。この3万円を加えまして予算計上いたしました103万7,000円でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 大変丁寧にお答えをいただきましてありがとうございました。特に町長におかれましては、期成同盟会についていろいろ検討していただけたというようなお答えをいただきましたので、大変ありがたいと思っております。

それから、少しだけ再質問をさせていただきます。ふるさと納税なのですが、ふるさと納税は、今何かその本旨に沿わないで、おいしいところがあったらそこへやって、いわゆる返礼品をもらうというのがはやっているような状況がありまして、例えば皆野の人間が逆に北海道の町でいいエビをくれるからそっちへ寄附してというようなケースもどうも見受けられます。その際、他町村にここでふるさと納税の寄附をすると、皆野の人がそれをやったとすると町税というか、税収のほうはどういうふうになるのですか。今取りっこみたいな感じになっていきますけれども、それでよそへ払った人は把握できるのですか、町では。皆野の人間が、他町村のふるさと納税をしたときに、町ではそれがわかるのですか。わかりませんか。わからなければ結構です。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） ふるさと納税の件なのですが、これにつきましては、平成27年4月1日以降に行ったふるさと納税を対象にして、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる仕組み、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制度というのが創設されました。それ以前のものに関しては、一般の寄附と区別ができないので、ちょっと把握できないのですが、27年中に皆野の方が他市町村へ寄附を行った人数というのが27名おります。金額につきましては126万円の寄附をされております。その中で、町県民税、住民税ですか、からの寄附金控除を受けることができますので、町民税に関しては、その分で59万5,987円が控除されるということになっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） それは59万円減少になるわけ、結果的には減収になるということですよ。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） そのとおりです。減収になることになります。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） だから、これ結構難しい話で、ただやらなければみんな取られてしまうし、こっちへ来てくれる人もいるだろうし、行って来いで競争になっているので、今結構ある意味では問題になっているところで、本来の趣旨でしたら、自分の生まれたところに納めたいということが本来の趣旨だったので、結果を見ますと、私どもでも知っている範囲ですと楽天のウェブサイトに出て、それをでは北海道はいいねと。この町はいいねと、そこへやってみましょうなんていうのが、だから先ほどお伺いしましたけれども、皆野町でもそういったサイトを利用してやるということなので、いいかと思うのですが、なかなかこれは奪い合いみたいなことになるので、その辺はよくご配慮いただきながらやっていただければありがたいと思っております。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） どうしますか。時間的に、皆さん、長くかかります。

〔「ありますよ」「休憩にしましょう」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） そうですね。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 零時58分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 午前中、10番、四方田議員さんの質問に対する回答で、ちょっと誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税をしていただいた人数ですが、27人で126万円、町民税からの控除額が59万2,987円と申し上げましたが、こちらは申しわけありません。全体の数字でありました。ふるさと納税に係るものにつきましては、うち8人で、寄附金額が19万5,000円で、町民税の控除額が10万7,408円でございます。申しわけありませんでした。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 8人いたということ。ふるさと納税で寄附をした人が8人いたということですか。町の中でよその町村へふるさと納税の寄附をした人が8人という意味ですか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） そのとおりです。寄附をされたほうの市町村から、皆野町のどなたが幾ら寄附をしていただきましたという通知が来るようになっておりまして、それにより判明しているものは8人ということでございます。あと、ほかの一般の寄附等につきましては、ちょっと件数等は、その残りということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 関連で、その8人というのは、どこからというのもみんなわかるわけ。どこの人がどういうふうにしたか、どこへやったかと、やった先から知らせが来るわけですか。皆野町へやった先の町村から、おたくのほうからしてもらっていますよという通知が来るわけですか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） そのとおりでございます。町民の方が仮に秩父市へ1万円を寄附をふるさと納税をしたということになりますと、秩父市から皆野の誰々が1万円寄附をふるさと納税をいただきましたという通知が届くようになっております。

○10番（四方田 実議員） わかりました。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 何点か質問をしたいと思うのですが、ただ前に質問された方と重複する部分があるかと思えますし、またちょっと整理ができない部分もありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最初に、歳入の関係からなのですが、3ページの款1町税の項1町民税、目2の法人町民税の関係で、前年比較で約800万円の減額予算ということになっています。昨日の説明の中でも企業業績の低迷等を理由にされているのですが、大綱の5ページですか、①の町税のところで、企業の設備投資や太陽光発電設備の設置の広がりを受けて、固定資産税の償却資産分ですか、これがふえているという状況もございませう。そうなりますと、企業業績の低迷というのが、どの程度信憑性があるのかなという反面、そういうことが疑問として出てくるわけなのですが、いずれにしましても、国の法人所得税についても、もう既に昨年度の決算でも当初予算よりマイナスの状況と。今年度ももう1兆何千億円のマイナスというような、そういった状況が出されております。今年度等については、去年の初めの段階ですか、円高の状況等があって、法人税については減収方向だというような、そういった理由づけもされているのですが、この間の法人税の引き下げ、そういったのもこの法人所得税の減収に大きな影響を与えているのではないかなというふうに思います。そういったことで、町の法人町民税についても、先ほど申し上げたような償却処分の分の税収も上がっているということもございませう。そういったことも考えますと、法人町民税についても、この間の法人税の引き下げ等の影響が、そういったところにも出ているのかなというふうに私は思うのですが、1つの要因として考えられるかどうか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

また、同じく3ページの項2の固定資産税につきまして、約1,078万円の増額ということなのですが、主には先ほど言ったように、償却資産の増額なり、また家屋も増額になっているということなのですが、家屋の増額を見込んでいる理由についてお聞きしたいというふうに思います。

8ページになりますが、ここについては、四方田議員も質問されていますし、子どものための教育・保育給付費国庫負担金等の関係なのですが、常山議員も歳出のところで質問もされています。放課後児童の健全育成事業委託料、歳出のところなのですが、ここで健康福祉課長のほうから、簡単に言ってしまうと、児童保育所の希望者といいますか、191名というような答弁がされているのですが、実際皆野学童保育所、1クラブ増設、ふやして29年度対応していくということなのですが、皆野学童保育所として定員が何名、国神学童保育所で定員何名、この辺定員についてお聞きしたいというふうに思います。

12ページになるのですが、項3の県委託金、目4の農林水産業県委託金、節1農業費県委託金、この中で有害鳥獣個体分析調査業務県委託金27万3,000円ということなのですが、前年度より約11万円ぐらい少なくなっていると思いますが、この間大変有害鳥獣のイノシシとか鹿とか多くなって、またそれに対して捕獲も増加しているのではないのかなというふうに思うのですが、そういった中で、何で個体の調査県委託金、減額になっているのか、ちょっとその辺の理由をお聞きしたいというふうに思います。減額したのか、そういうことです。

それと、14ページなのですが、もう二、三人の方からこのふるさと納税の関係が質問されているのです

が、ダブる部分があるかと思うのですが、前年より800万円増額して1,000万円の予算を計上しているわけなのですが、今年度のふるさと納税、先ほど総務課長のほうから答弁がされているのですが、最新の今年度のふるさと納税の金額、どのくらいだったのかももう一度お聞きしたいと思います。

そして、新年度予算で800万円を増額する、その大きな理由についてお聞きしたいというふうに思います。小杉議員や四方田議員からも質問されておりますので、確認だけで結構なのですが、この返礼品、またこれにかかわる手数料なり納税業務委託料等々を含めて662万円というような答弁がされているのですが、それでよろしいのかどうか。このふるさと納税の返礼品につきまして、恐らく寄附をしてもらった金額に応じて返礼品が、下がると言ったらおかしいですけれども、全て同じということではないと思うのです。例えば、金額によって幾ら幾らぐらいのものとか、そういったランクづけというのはおかしいですが、どういうあれでやっているのか、その辺の細かい内容なのですが、返礼の詳しい内容についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、四方田議員からも質問といたしますか出されたのですが、ふるさと納税に対する返礼品の過当競争といたしますか、大変納税の獲得競争がもう全国的に激しくなっていると。そういったことで小杉議員からも言われましたが、もう自治体によっては、返礼品を取りやめたという自治体もあるようです。埼玉県内の53の市町村においても、この返礼品についてそういった競争を抑制するというか、上限設定などを図るべきではないのかということで、是正の必要性を指摘している自治体が、53市町村で是正の意向が示されているということなのですが、この調査が恐らくされていると思うのですが、皆野町としてはどのような考えなのか、この点お聞きしたいというふうに思います。

それと、2015年度ということですから平成27年ですか、県内の46市町村が、先ほど四方田議員からの質問にも出されておりましたが、寄附金額から税額、住民税の控除額を引いて、収支で赤字になったのが46市町村だというふうに言われております。ふるさと納税をしてもらった金額より、例えば皆野町から他の自治体に寄附をして、その関係で住民税の控除がされて、結局控除額のほうが多くなったということで、赤字の自治体が県内で46市町村だということです。逆に黒字だったところが12市町村ぐらいというふうに、先ほどの答弁等も含めると、皆野の場合は平成27年度がふるさと納税の寄附金が250万円、先ほど総務課長のほうから答弁ありましたように、27年度の税額控除が10万円ということですから、皆野の場合は約240万円ぐらいの黒と言ったらあれですが、そういうことだろうと思います。そういう状況なのですが、今後のやはり返礼品の競争が激化する中で、先ほど申し上げたように、やはり是正を図るべきではないのかという動きもあるようですので、この点について皆野町としてどのような考えをお持ちか、お聞きしたいというふうに思います。

23ページになるのですが、項1の総務管理費、目4の財産管理費、節5の工事請負費、これの中で庁舎非常用放送設備更新工事、それと庁舎トイレ洋式化工事の内容です。特に庁舎トイレの洋式化の関係で、何基ぐらい洋式化を図るのか。あわせて文化会館といたしますか教育委員会の2階なり3階です。1階も含めてですが、そちらのほうはどうなっているのか、この点についてもお聞きしたいというふうに思います。

25ページになるのですが、項1の総務管理費、目7の企画費の節8報償費の関係なのですが、みなの魅力発掘・創造会議委員報償金30万5,000円とあるのですが、新年度だけではないと思うのですが、この会議の発足をした目的と、また年間の会議の日数、何回ぐらいやられてきているのか。また、この委員の名簿につきまして、できましたら今議会中に、できれば早いほうがいいのですが、名簿も用意していただ

たらありがたいというふうに思います。

それと、25ページになるのですが、項1のやはり総務管理費、目7の企画費の節19負補交なのですが、この中でコミュニティ助成金250万円ということなのですが、ここの助成先といいますか内容についてお聞きしたいというふうに思います。

49ページになるのですが、項1の農業費、目3の農業振興費、節19の負補交の農業振興事業補助金94万円、前年より当初より31万円ふえているわけなのですが、これの増額理由についてお聞きしたいというふうに思います。

53ページになるのですが、項1の商工費、目3の観光費、節11の需用費、施設修繕料ということで25万円ということなのですが、この主な内容についてお聞きしたいと思います。

同じく54ページになりますが、目3の観光費の節13の委託料、ここで施設管理委託料ということで264万円ということなのですが、前年より約111万円の増になっているかと思えます。その理由についてお聞きしたいと思います。

63ページになるのですが、林議員からも質問がされているところなのですが、目3の消防施設費、節15の工事請負費、その1分団の1部の関係については、林議員のほうから質問がされているので、9の消防団詰所の解体撤去工事ということで200万円計上されているのですが、具体的にどこの詰所を撤去するのか、ここについてお聞きしたいというふうに思います。

次が69ページです。項2の小学校費、目1の学校管理費、施設15の工事請負費、これにつきましては小杉議員からも質問がされています。もう一度確認したいのですが、皆野小学校の普通教室の床改修工事費200万円、そして壁設置工事費500万円ということであります。壁設置の工事費の内容については、オープンスペースの教室を冷暖房等の効果を高めるということで仕切るということなのだろうけれども、まだ皆野小学校は、できて10年たったかたないかぐらいですか、そういった状況の中で、当時は大分開放的なオープンスペースの教室だということで、内外と言ってはあれですが、視察等も来られた経過もあるわけなのですが、そういった中でこういった問題といたしますか、改善を図るといことなのでしょうけれども、仕切る、そのために500万円を計上するなり、またこの床の工事も、私はこれに関連した工事費かなというふうに思っていたのですが、その辺の細かい説明を、できたらお願いしたいというふうに思います。今これを聞いてもしようがないと思うのですが、いずれにしても、もう一度理由を含めてお聞きしたいというふうに思います。

81ページになるのですが、項5の社会教育費、目5の文化会館費、節14の使用料及び賃借料のところなのですが、ホールの照明設備リース料、あと音響設備リース料、合わせて約490万円ぐらいのリース料になろうかと思うのですが、今まではどういった方式でこれを維持してきたのか。今回初めてリースにするということだろうと思うのですが、その辺と、リースの契約、どのような契約内容を想定しているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

同じく、文化会館の関係なのですが、節15で空調設備更新工事費ということで1億4,100万円、大変多額な工事が予定されているわけなのですが、その工事内容、例えば文化会館のホールだけの空調設備の更新なのか、それとも教育委員会なり各商工会、2階の教育委員会、3階含めて空調の設備の工事なのか、その辺の内容をお聞きしたいというふうに思います。

同じく緞帳昇降機・音響設備の改修工事については、林議員からも質問も出されているかと思うのですが、特に緞帳の昇降機、改修理由をお聞きしたいというふうに思います。

最後になりますが、予算大綱のところで冒頭に触れればよかったのですが、教育関係について大変盛りだくさんの新しい事業と申しますか、ありますので、質問というか教育長の考えなりをお聞きしたいと思うのですが、新年度予算の中で、特に教育予算、グローバル教育への取り組みとして、幼稚園なり小学校なり中学生を問わず、英語と申しますかイングリッシュと申しますか、関する新たな取り組みが盛りだくさんといえますか、予算化されています。私は、本当にネガティブな考えを持っているものですから、私としては、このグローバル化に対する問題点も多々ありますし、また今後の小学校からの英語教育こういった問題については、大変問題視していますし疑問点も多々あります。そういった中で、豊田教育長になりまして、去年から特にですが、こうしたグローバル教育、英語教育を中心として、大変積極的といえますか、力を入れてやっていたらいいわけなのですが、こうした幼稚園から小学校から英語教育が本当に必要なというのが、私は疑問視しています。なおかつ、そうした低学年から英語教育をしないでも、豊田教育長みたいに大変英語にたけている立派な方もこの皆野町で輩出されてきているわけですので、こういった教育といえますか、新年度の予算に盛り込まれたような事業、結果として豊田教育長が皆野の教育長になってこういった取り組みが、積極的といえますか加担といえますか行われてきていると。そういうことは、言葉が悪いかもしれないのですが、上からのやはり教育、押しつけと言ったらあれですけれども、そういう感が非常に強く感じるわけなのです。特に私が心配するのは、こうした幼稚園なり小学生なり、そういった受ける側の子どもたちの状況です。また、この予算書に基づいて各新しい事業を含めて展開することになりますと、執行側といえますか、教育委員会の組織としても、大変事務量も含めて負担が、負担といえますか事務量が多くなるのではないのかなというふうに心配しています。そういった中で、今の教育委員会の組織、人員も含めまして、これに対応していける組織実態にあるのかなという、そういう不安もあるわけなのですが、既にもう前から教育委員会の組織といえますか人員も少ない中でやってきてもらっていますし、また今は職場復帰されていますが、いろいろ大変な思いをされている職員もおります。そういった中で、この新たな、特に英語教育に関する項目が多いわけなのですが、それを予算が可決されなかったからということで、余りがんじがらめに執行するということになると、かなりひずみが、無理が出てくるような気がします。そういったことで、教育長にお聞きしたいということは、そうした組織体制も含めてどのように考えているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤徑子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 11番、内海議員さんからの質問にお答えをいたしたいと思います。

最初に、町民税の関係ですけれども、最初の3ページの法人町民税800万円の減ということとなっております。主な理由と申しますと、均等割の部分で8号法人であったものが6号法人になってしまうというものが1件ありまして、この額がちょっと大きいものとなっております。それから、全体的には、やはり企業の全体的な業績低下により減を見込んでおるところでございます。それから、償却のほうは上がっているというご指摘ですが、償却の設備投資につきましては、各企業ともなかなか予算的に苦しいというところがあったと思ひまして、我慢して今までのものを使っていたということが考えられます。ここへ来て大分各施設設備が老朽化をしてきたので、いよいよ更新しないといけないかなというような理由もあるかと思ひます。そんな関係で、償却のほうは堅調なところということで上がっておるわけですけれども、全体の業績とするとやはりちょっと落ちているということになろうかと思ひます。

それから、固定資産ですけれども、家屋の増の理由ということでございます。家屋につきましては、来年度評価がえの年ではありませんので、基本的に今年度と同じ税金を見込んでおります。ただ、28年中に

滅失したものは当然減となりますし、新築等したものは増となります。その差額が増になっているということでございます。ちなみに、28年中の新築は、居宅が37件、その他が4件、それから増築が3件という内容となっております。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 内海議員のご質問にお答えいたします。

歳入の8ページ、9ページにかけてでございますが、民生費の国庫負担金、子どもに関連する、児童福祉に関連する国庫負担金等にかかわって、学童保育所の定員は何名かというご質問をいただきました。学童保育所は1クラス当たり定員35名でございます。国神学童保育所が1クラス、皆野学童保育所が4クラスで29年度学童保育所を運営してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんの質問についてお答え申し上げます。

ページで申し上げますと12ページの下段の目の農林水産業費委託金でございます。有害鳥獣分析調査県委託金の減額の理由でございますけれども、これにつきましては、27年度の実績をもとにして試算してございます。なお、これにつきましては、委託を受ける要件がございまして、県のほうで10項目調査項目が設けてございます。まず、とった場所、とった日、胃の中の中身、妊娠していたかどうかというようなことが10項目調査項目としてございます。これをクリアしていないと、記入がしていないと県のほうに申請をできないということになってございます。ちなみに、27年度でございますけれども、イノシシが18頭、ニホンジカ21頭、アライグマ3頭、計42頭とってございます。これに基づきまして県のほうに報告させていただきまして、27年度の実績といたしましてこの金額をさせていただきました。なお、28年度につきましては、これ以上とっておりまして、イノシシ32頭、鹿25頭、アライグマ4頭、計61頭とってございます。

なお、この調査方法の記入方法につきましても、猟友会さんのほうとお話し合いをしております。記入方法につきましても、明確に記入していただきたいというような要望もこちらからなっております。今後もまた有害鳥獣の駆除のほうで猟友会さんのほうにお願いしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、歳出でございます。49ページでございます。農林水産業費の農業費の19の負担金、補助及び交付金の農業振興補助金の増額でございます。これにつきましては、来年度から有害鳥獣の防護柵の補助金の率を変えまして、従来は補助経費の2分の1、今までは2分の1でやっておりましたけれども、29年の4月から、かかった経費の8割補助ということで5万円を限度ということに補助金を変更させていただきます。それに伴いまして有害鳥獣の防護柵のほうが増額になるということで、増額の予算要求をさせていただきます。

続きまして、53ページ、商工費の目の観光費の11の施設修繕料でございます。これにつきましては、道の駅の修繕料が5万円、観光トイレの修繕料といたしまして10万円、ハイキング道の修繕料といたしまして10万円ということで25万円の計上がございます。

続きまして、54ページ、同じく観光費の13の委託料の施設管理委託料でございます。これにつきましては、ことし大幅な増額をさせていただきます。この増額の内容でございますけれども、景観植物をイロハモミジ等を、行政区と自然保護とか景観形成に取り組んでいる団体にイロハモミジ等を支給いたしまして、植

裁をしていただきまして景観形成を整えるということと、ハイキング道の定期的な巡回、時期によってはハイキングを訪れる方が多く来ております。それを多い月には2回、定期的に町のハイキングマップに載っているコースにつままして巡回をしていただきまして、悪いところとかいろいろなことを修繕していただくということで計上してございます。

続きまして、蓑山のアジサイ管理でございます。蓑山の三沢側にウッドデッキがあります。ウッドデッキの下に町が管理しているアジサイがございます。そのアジサイが植栽してから約8年ぐらいたってございます。そこが大分その後手入れをしておりますので、悪くなってきましたので、下刈りとか花芽かきとか、中のアジサイを管理するというので今年度計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

初めに、歳入の14ページ、款17寄附金、項1寄附金、目1節1ふるさと納税、前年度と比べて800万円ほど増となっておりますという質問でございますが、平成28年度今年度ふるさと納税といたしまして納められましたといいましょうか入金されました額は、平成28年12月末までで9件ございまして、その金額が154万円でございます。

800万円の増となる大きな理由でございますが、現在ふるさと納税につきましては、町の納付書により納めていただいております。これには若干手間がかかり時間がかかりますので、これをもっと簡単にして納められる方法になれば、さらにふるさと納税をしていただく方がふえるのではないかとということで、クレジットカードによる納付を可能にいたします。それに加えまして、返礼品につまましても見直しを行います。その返礼品の内容につきましては、町内業者の製造品ですとか農産物、それからレジャー施設等の利用券を想定をしております。内容につきましては、これから募集を募りまして、応募のあった業者等との調整をしております。内容につきましては、金額に応じまして、5,000円以上、1万円以上、3万円以上、5万円以上の区分により返礼品を設定するよう今検討中でございます。返礼品の差については、今言いました金額によって変わってくると思っておりますので、これでランクづけをさせていただきます。

このふるさと納税に係る金額でございますが、1件1万円を1,000人の方から、今申し上げましたクレジットカードによる納付、それから返礼品の授受等により納税をいただきまして1,000万円を見込んでおります。この1,000万円を納めていただくに当たりまして係ります経費が、返礼品が4,000円掛ける1,000人分で消費税含めまして432万円、それに消耗品、郵送料等を含めまして123万3,000円、ふるさと納税決済の手数料が16万円、ふるさと納税の業務委託、これはふるさと納税専用サイト等への業務の委託料でございます。それから、ウェブサイトの利用料4万9,000円、合わせまして係る経費が662万6,000円で、実収入につまましては337万4,000円と見込んでおります。

やめているものもあるが、皆野町が始める理由といたしましては、ふるさと納税という制度がありますので、これを用いて財源の確保に努めるものです。やはり自主財源といいましょうか、大綱等でも言っておりますが、財源の確保に努める、これも大事なことです。ふるさと納税という制度がある以上、これを有効に活用いたしまして町の財源を確保していきたいと考えております。

次に、歳出の23ページに移ります。23ページ、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費の節15庁舎トイレ洋式化280万円の内容ですが、工事箇所につまましては、正面玄関を入れて左奥にあります来庁者用のトイレ、現在男性用、女性用それぞれが和式が1基設置をされております。これを洋式にかえさせ

ていただきたいと考えております。あと、1階の女子職員トイレ2基ある和式を1基に洋式にかえさせて
いただきたいと考えております。

〔「何階ですか、それ」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 1階です。1階の職員用トイレです。

次に、25ページ、目7企画費の節8報償費、みなの魅力発掘・創造会議委員報酬、この会議の目的と委員の名簿の提出でございますが、会議の目的につきましては、皆野総合戦略に盛り込まれました施策の実現方法について検討を行っていただくことと、皆野の魅力の再認識と、まだ皆野町の中に眠っている新たな魅力を発掘し創造していただいて、これからの町づくりに役立てようというものでございまして、これらの検討を、委員が11名、アドバイザーが1名、それから、県の職員としてのオブザーバーが3名ほど加わって検討会を開いております。平成29年度に予定をしております検討会の回数は、5回を予定をして予算計上をさせていただいております。

次に、その下、19節のコミュニティ助成金250万円の交付先であります、駒形区自治会を予定をしております。まだこれについては交付の決定はございませんが、当初予算に計上することが交付の条件となっておりますことから、駒形区から申請のありましたものについて、250万円を計上させていただいております。整備する内容につきましては、お祭り等のイベントで使用する用品の整理でございます。

次に、63ページ、款9消防費、項1消防総務費、目3消防施設費の節15旧消防団詰所解体・撤去工事200万円でございますが、どこかというご質問ですが、旧詰所につきましては2通りございまして、町有地に建設をされておる詰所、これについては原則解体をし、敷地は希望者に売却をしたいと考えております。私有地に建設された旧詰所につきましては解体をし、敷地は所有者に返却することを原則として進めたいと考えておりますが、まだこれらについて地権者等との調整ができておりませんので、地権者等との調整ができたものから解体をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 内海議員さんの質問にお答えいたします。

69ページの皆野小学校の教室の床、それから壁の仕切りの関係ですが、皆野小学校建てかえましてちょうど11年ほどたっております。平成18年1月ごろの開設だったと思います。今回の床の改修と教室の壁の設置ですが、これは特に学校側からの要望のほうか、壁の設置というのですか、空調のききが悪い、寒い、暑いと、これのほうか先に要望等がありました。それから、床のほうについては、最近になってやはりかなり傷んできて、直すとするとなんか直さないともうちょっと難しいかなというような形で要望等があって、今回設置したものでございます。内容については、先ほど小杉議員さんのご質問にもあったような形で、空調、冷暖房のききが悪い、それから冬については、特に風等入ってきて寒い。それから、隣の教室の音がかなり聞こえて授業等にも多少支障があるという形でございます。特に、2つ同時にということではなく、たまたま仕切って、床もできればなおかついいのかなというような感じで捉えております。

それから次の、ページでいきますと81ページ、社会教育費の文化会館の14節ホールの照明設備、音響設備のリースの関係でございますが、文化会館については昭和62年開設しまして、約30年がたっております。それで、当時から入っている照明の操作卓板、それから音響の装置、こういうものがありまして、もうかなり長期に使用し、各構成部品も劣化が激しく進んでおりまして、部品等ももう古く、調達するのが難しいということになっております。それなので、ホールの照明については、3期工事というのですか、考え

ておりまして、まず初め、来年度については照明操作卓の借り上げ、これについては7年リースを考えております。そして、2年目に舞台照明、それから3年目に照明設備工事という形で進めていきたいというようなものでございます。それから、音響についても、音響卓の借り上げをいたしまして、こちらについては5年リースで考えております。

それから、その下の15工事請負費、文化会館の空調設備の更新工事の関係でございます。こちらについても、文化会館整備以来そのまま使っておるのですが、既に配管等が劣化して水漏れ等起きて、かなり支障が出てきておりまして、幾つか冷暖房の室内機、この辺についてはとめているような形もっております。ですので、こちらについても老朽化で、あと温度調整等もできませんので、ホール棟と管理棟に分けて工事をしたいという形で、今現在28年度に文化会館の空調設備の更新工事設計業務委託を実施しております。まだこの工事が3月の24日までという契約で今やって積算をしていただいているのですが、工事費については、その設計会社のほうからの概算の工事費を出していただきまして、その金額を予算化しております。今度新しくなるには、CO₂の排出等も抑えて環境に優しい、今灯油等を使っていますが、役場と同じような形で電気関係にしたいという形で、空冷ヒートポンプ式設備用パッケージエアコンに置きかえたいと。それで、各会議室等も単独で入れかえできるような形にしたいと考えております。

それから、緞帳の関係でございますが、こちらについては舞台装置の関係で、やはり建設以来ずっとそのまま使っているのですが、保守点検業者から毎年報告の関係で更新の報告を、更新というのですか、どんちょうのほうも更新をしてくださいという形の点検結果が来ております。安全性を確保するために早期の改修が必要であるということで、今回予算化をして整備をしたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 内海議員にお答えをいたしました庁舎トイレ洋式化の中で、1階の女子職員トイレ、2基ある和式のうち1基を洋式というふうに答弁をいたしましたが、和式2基を洋式にかえさせていただきますので、1階女子職員のトイレにつきましては、2基を洋式化させていただきます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 内海議員さんからのご質問、グローバル人材育成についての教育長の考えはというご質問についてお答え申し上げます。

まず1つ目としまして、グローバル人材、この定義はまずよって立つところがある、アイデンティティーがきちんとしているということ、皆野路、秩父路、そういったことになるかと思えます。2つ目は、自国、地域、自分たちの文化を理解する。また、異国の文化、多文化を理解する、そういった力がある人、3つ目は、国際貢献する態度を持っている人、そして4つ目は、コミュニケーション能力がある人、この4つが大事ではないかと私は考えています。

特に、コミュニケーション能力につきましては、英語のコミュニケーション能力をつけることが世界共通語です。今や共通語となりつつある英語を学ぶことが大切ではないかなと思っております。そして、それを学んで、例えば世界に雄飛する人もいるでしょうし、皆野にとどまって頑張ってくれる人たちもいるでしょう、どちらにもそのグローバル人材は通用する。どちらも必要ではないかということをお考えしております。

さて、幼稚園のころからの英語教育についてなのですが、早期英語教育について申し上げますと、アジア近隣諸国では平成13年のころから小学校に外国語活動が入りまして、日本は平成23年で、やはり10年

はおくれてしまっているという状況があります。また、文部科学省の調査では、小学校入学以前に英語を、英会話とかそういった形で学び始めた子供の割合が17.9%、これはもう数年前の調査ですので、少しリニューアルはされて、もっと多くの子供たちが小学校入学前に英語に触れたり英語を学んだりしているという状況があります。約5人に1人だと思っております。

また、こういう状況の中、平成32年に小学校5、6年に対して英語教育が導入され、3、4年は外国語活動という評価のないなれ親しむ活動が導入されます。このような状況があると。また、2020年の大学入試におきましては、新テストになって記述力、記述式問題です。長文と短文、これが出題されると。英語については話す能力まで問われると。これは、民間のテストを活用する。つまり英語検定などです。つまり、今の中学の2年生が大学を受けるときにその関門を通過しなければいけないという、そういう状況でございます。そういった点も踏まえまして、皆野町では教室内で学ぶ英語と教育委員会が主催するみな英語ランド、ここにございます事業なのですけれども、教室外で体験的に楽しく学べる企画、これを車の両輪として進めていきたいと考えております。

子供の負担につきましては、ここの事業名でいっぱい書いてあるのですが、これは自由参加であり、年間一、二回程度ですので、それほどの負担はないと私は思っております。このような取り組みで1年間頑張ってきたところ、成果はどうだったのかと言われますと、最終的には英語検定3級取得を目指したいと思っております。子供たちに取らせたいと。それが今年度で24%、中学3年生、皆野中。24%の子が英語検定3級以上を取得しました。準2級、2級を含めて。24%、4人に1人です。去年は8%でしたので、約3倍に伸びているという、そういう一つの成果があります。

では、それを運営していく組織の問題ですけれども、去年は学校教育指導員を配置していただきました。非常に力になってくださいました。また、幼稚園からは、幼稚園担当ということで、1人副園長さんを教育委員会に来ていただいて指導に当たっていただいておりますので、組織は少しずつ充実しておりますし、また来年も拡充を図ればよいとは思っております。

グローバル教育と学力向上について邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。何点が再質問という形になろうかと思うのですが、まず最初に、固定資産税の増額の、特に家屋です。見込んだ理由については、新築関係等が28年37件、その他が4件で増築が3件というような答弁をいただいたわけなのですが、皆野町の人口は、平均すると毎年150人ずつぐらいですか、減少している傾向にあるかと思えます。そういった中であっても、世帯数については、ここ数年大きな変動がなく、4,000軒前後ぐらいで推移しているかなというふうに思います。町内、場所によっては、大分新築されている住宅等もふえているというふうに見かけるのですが、その背景としても、ここ平成26年度からでしたっけ、子育て世帯等の住宅取得建築促進事業ということで展開をされてきております。恐らく毎年20件台ですか、ぐらいの新築といたしますか、この事業を適用して補助金を受けている方がおるかと思うのですが、そういった事業等との関係といたしますか、固定資産税の増額を見込んでいる、そういったことが関連しているということで位置づけられているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 内海議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

税務課のほうといたしますと、子育て世帯の支援に関するもので新築した件数というのは、ちょっと把握をしておりません。全体としての先ほどの数が新築されたということになって把握をしております。去年、おととしと大体同じような形というか、数を見込んで来年度も多少の伸びが、同程度の新築数があるだろうというところで見込んだところでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうは言っても、現実的にはこの子育て世帯等の定住促進の事業というのが大きく影響しているかというふうに思います。この事業につきましては、要綱としてつくられたとき、5年の限定の要綱になっているかなというふうに思います。今年度といたしますか新年度につきましても、2,000万円の予算が組まれているわけなのですが、この要綱を見直して延長していく考えがあるのかどうか。平成29年度が4年目ということになるかと思うのですが、この辺についてどういう考えかお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 一応5年というようなことでありましたけれども、かなり多くの方々に活用していただいております。そんな関係もありますので、また議会の皆さんにもご相談を申し上げまして、延長をしていければなと、こんな思いでおるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひまち・ひと・しごとですか、この総合戦略の中でもこの件については、私のほうからも期間の延長といたしますか、そういったことも要望させていただいておりますし、ぜひそういった方向で、延長する方向でぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、学童保育の関係なのですが、定員としては、皆野学童保育所が35の4クラスということで140ですか、それで国神が35名ということですから、トータル的には175名ということなのですが、先ほどといたしますか午前中の答弁の中で191人というような、これは29年度の申込者がそういう状況なのかどうか、これも含めて。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そのとおりでございます。定数をオーバーして申し込みがある状況であります。基本的に全員の受け入れをするという方針のもと、定員オーバーで受け入れをしたいということでございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひ申込者がそういった状況だということでもありますので、受け入れる体制を整備をしていただきたいというふうに思います。ただ、今年度といたしますか昨年の4月から、この学童保育料につきましては無料といたしますか、全て町のほうで負担するというところで、そんな関係もあって、恐らく29年度申込者もふえている状況にあらうかと思えます。やはり学童保育所に預けていない保護者の方、そういったところからは、ある面では不公平感を持っている、そういう方もいらっしゃいます。できる限り小学生の保護者に平等にそういった支援が行き渡る、そういった方向が私はバターだというふうに思っています。以前、給食費の無料化等も質問に取り上げさせていただいた経過があるのですが、やはりそういった多くの方が恩恵を受けるというか、そういったところをぜひ優先していくような政策をぜひ検討を

していただきたいというふうに、これは要望させていただきます。皆野町の場合、確かに学童保育所の無料化というのを先進的に取り入れたということでは、ある面では評価がされているかも知れませんが、そういったことも含めまして、ぜひそれ以前のやるべきこととすることを検討をしていただきたいというふうに、これは関連のあれで申しわけないのですが、そういうふうにさせていただきますというふうに思います。

それと、このみなの魅力発掘・創造会議、11名の委員でアドバイザーが1名、そしてオブザーバーが3名ということなのですが、この名簿すぐにでも、休憩時間でもいいですから、ぜひ明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、農業振興事業補助金の関係なのですが、今まで防護柵に係った費用の2分の1ということだったのですが、それは8割にまで補助といいますか枠を広げて、限度額5万円ということのようです。そういった改善を図っていただくということになろうかと思うのですが、例えばイノシシの箱わなです。こういったのも事業の補助金の対象になるのかどうかということとあわせて、やはり箱穴による捕獲というのも大分効果があるようです。それこそ防護柵というのは、駆除するというより侵入を防いで農作物を守るという、そういった防御柵だと思いますので、いずれにしても、もう本当にイノシシとか鹿が個体数としてふえているわけですから、それをやはり少なくするという対策も力を入れていく必要があると思うのですが、その辺で、例えば捕獲用の箱わなを設置する場合、どういったところから支出できるのか、その辺どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業環境課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

箱わなにつきましては、この防護柵からは対象外でございます。それで、箱わなにつきましては、狩猟の免許が必要になります。その免許がないととれないことになっておりますので、箱わなにつきましては対象外と。ただ、町のほうでというか1市4町でやっております定住自立圏のほうから箱穴のほうもいただいております。それにつきましては、猟友会さんのほうに今3基ほどお願いしてございます。イノシシの箱穴でございますけれども、その3基を使いまして猟友会さんのほうでセットしていただきまして、今捕獲しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 今後の個体数を減らしていくというか、捕獲していくというところに力を入れていかないと、この被害というのは少なくならないと思いますし、そういった点では近い将来といいますか、もう来年度含めて、それを設置するのにはというか、資格がないと設置できないということなのですが、町内の猟友会の皆さんもいらっしゃるわけですから、町でそれを購入して貸し出すと。今よりだから貸し出し数をふやすということは、今は県のあれを借りているみたいですが、そういった対策がとれるかどうか、検討していただけるかどうか、これ町長のほうになりますか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 猟友会、私も一会員ではありますが、高齢化をしてきてしましまして、なかなか駆除に参加をしていただけないような方も会員としておるわけでございます。ぜひ私からも皆さんにお願いをいたしますけれども、多くの方に免許を受けていただいて、駆除に参加していただかないと、駆除する数よりもふえてしまう数のほうが極めて多いわけでございます。ことしその防護柵をという補助制

度を大きくさせていただいたわけですが、とりあえずはそういう形で育てた農作物を守ろうと、こういうことなのですから、そうしたものを活用していただいたり、そしてまた皆さんからも多くの方々に狩猟免許、あるいはわなの資格等も取っていただきますように、町のほうでも呼びかけますけれども、そんなふうなお願いもしていきたいと思えます。職員の中にも積極的にそうした資格を取って職員もおります。そんな関係もありますので、ぜひ皆さんからも町民の方に呼びかけていただければありがたいと、こんな思いでおるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 資格を取ってもらいたいということは、ますます高齢化していく中でそういう人をふやしていかないと体制がとれないとは思いますが、そうはいっても現状でも箱わなを町で購入して貸し出すということも可能だと思うのです。かえってやっぱり高齢化していけばしていくほど狩猟の免許を持っている方も動きがとれないわけですから、そういったわなを設置する中で、少しでも楽と言ったらおかしいですけども、体力を使わないで駆除できるような、そういったためにも必要なと思えますので、ぜひこれらを、話に聞きますと1基10万円ぐらいで箱わなを購入できるみたいですので、ぜひその辺も含めて検討をしていただきたいというふうに要望させていただきたいと思えます。

それで、またもとへ戻ってしまって申しわけないのですが、庁舎内のトイレの関係ということになりますと、1階の男子のトイレ1基と女性用の2基、合計3基を洋式化に図るということで、2階、3階については、手がつけられないということになるのでしょうか。ぜひ、そういうことであれば、今後2階、3階の男女1基ずつでも結構ですので、洋式化を図るようにしていただきたいと思えますが、この点について考え方がありましたらお聞きしたいというふうに思えます。

また、庁舎の非常用放送設備の更新、これについてもどういった理由で更新を図ろうとしているのか、この点についてもお聞きしたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 庁舎の和式から洋式化でございますが、順次進める方向で考えております。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 庁舎の非常用放送設備の更新でございますが、現状ではふぐあいはまだ発生をしておりません。ただ、設置から26年が経過しておりますので、いつ故障が出てもおかしくない状態でございます。また、26年経過をしておりますことから、部品の供給も既に中止をしておりますので、管内放送をする設備でございます。仮に管内での異常事態が発生した場合、来庁者への避難等をお知らせする大事な設備でもありますので、ふぐあいがあってはならないものですから更新をさせていただくものです。

それと、トイレの洋式化の基数ですが、もう一度申し上げさせていただきます。玄関を入りました左側奥にあります、主に来庁者が使っておりますトイレ、男女ともに1基ずつを洋式にしますから、来庁者が2基です。それと、東側にあります女子の職員用トイレ、ここを2基洋式化をいたしますので、1階のトイレが合わせて4基洋式化を図るものでございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 理解できました。1階もあわせて、1階で4基の洋式化を図るということで理解します。今後について副町長のほうから答弁いただいたのですが、ぜひ2階、3階、また教育委員会のほうも含めて順次、1基ずつでも結構ですので、洋式化を図るように努力をしていきたいというふうに思えます。

では、最後になります。教育長から答弁いただいたのですが、英語は各国の共通語ということで、英語の必要性が述べられたのですが、去年の11月ごろからことしにかけて、特にこのグローバル化が見直されるのではないかと、それこそアメリカオンリーといますか、アメリカ第一主義といますか保護主義といますか、そういった動きも強まってきている状況にございます。そういったことで、今後ますます英語に傾斜していく方向がよろしいのかどうかということも、これからまた大きな問題になろうかというふうに思います。

ただ、私も先ほど申し上げたのですが、本当に幼稚園から小学校からこの英語教育が必要になるのだろうか。2020年から5、6年生については教科化されると。3年生、4年生については、また今までの5、6年生と同じようにそういった英語に触れさせるという、そういったことがもう決まっているわけなのですが、いずれにしても、大変今の小学生の英語の授業はない中でも、宿題含めて大変な負担になっているということのようです。そういった中で、英語の週1時間ですか45分ですか、その時間を確保することも大変今苦慮されて、夏休みを短縮しようか、それとも朝の15分のホームルームですか、その時間を合わせて45分にしようかって。今のほかの教科の時間数を確保する中で英語の時間がふえる。ますます子供たちのゆとりがなくなってしまうし、なおかつやはり低学年から英語についていけない、そういった児童もふえる、そういった方がやっぱり英語嫌いに逆になるのではないかと、そういった心配もされております。

そういったことで、今の段階は、来年度含めて英語に触れさせるというか、そういった自主的なということで、教育長からもお話しされていますが、いずれにしても、2020年の英語の教科化に向けて、恐らくこれにつながるということで、教育長もそれらも含めて今頑張っているというか、そういうことだろうと思うのですが、いずれにしても、それに対応するやっぱり子供たちの状況、教職員の状況、あとはやはりこの事業を推進する役場職員の体制、そういったことを十分把握していただいて、負担にならないよう、なおかつやはりこの予算が可決されたからということで、この事業をがんじがらめにやろうとすると、かなり来年度の時点でも新年度の時点でも無理が生じるというふうに不安を持っています。そういった点で、教育長として、例えば教育委員会の職員の増とか、そういったことについてどのような考えをお持ちなのか、最後にこの点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいまの教職員の負担、それから子供の負担、また役場の職員の負担についてはどうかというご質問だと思うのですが、人事のことがあるので、詳しいことはちょっと言えないのですが、質を非常に向上させるためにいろいろ努力をしまして、そのような体制をつくっていきたいとは考えておりますので、またそのときが来ましたらご紹介申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 人事の関係もございますので、ぜひ教育長のほうからも、教育委員会部局の長でありますので、それらも含めてぜひ執行部のほうへ、組織体制を含めて十分対応できるような要望を上げていただきたいというふうに、ぜひお願いしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。まず最初に、町の施設あるいは小学校とかふれあい館とか、い

ろんな建物、施設があるわけでございますけれども、この施設で予算計上されている警備委託料が相当あると思いますが、これにつきまして昨年度からほとんど同額の警備委託料が本予算にも計上されていると思いますが、細かい質問に入る前に、総務課長にこの町の施設、相当20からこれあると思いますが、それについて警備委託料が幾ら個々ので出ているのか、またその警備委託料の先はどうなっているのかを、一覧表をひとつ総務課長、細かい内容の質疑は後にさせていただきますので、用意していただきたいと思えます。

ほかの質問を先にやっていますから、その間にひとつ出していただきたいと思えます。

〔議長、よろしいでしょうか〕という人あり

○議長（大澤径子議員） はい。

〔準備をいたします〕という人あり

○12番（宮原睦夫議員） それでは、次の問題に入らせていただきます。

まず、31ページです。社会福祉費の関係で節14使用料に関係しまして、実は福祉課長もご存じだと思いますけれども、私がここ10年ばかり面倒を見ているとか、そういうわけではないのですが、ひとり住まいでして家族もいないと。現在は、ある老人ホームに入れているわけでございますが、住所も私の住所になっておりまして、身内が一人もいないわけなのです。そんな中で、もう70過ぎていまして、万が一亡くなったような場合には、町としてはどんな対応をしていただけるのか。数年前から課長には相談してきたわけでございますけれども、亡くなったときは、ひとつ火葬ぐらひは課長も出てくれという話はしてあったわけでございますが、その点について、今後そういった場合が発生した場合には、町はどのような取り組みをしていただけるのか。課長も3月で、今月でよしてしまうということなので、次の関係もございますので、ぜひ引き継いでもらいたいのので、課長に答弁を願いたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 33ページからが社会福祉費でございますが、それに関連してのひとり暮らしの高齢者ということになるかと思えます。既にそういった方がお亡くなりになるようなケースもございますが、最終的にはどなたが死亡届を出すか、身内の方がもちろんですけども、ご親戚が離れていてもその方が、お身内の方が死亡届を出すということが前提であろうと思っております。全くのいわゆる天涯孤独といいますか、そういった場合には民生委員を通じたりして届けを出す。死亡届を出して火葬の手続をとるということは考えられますが、そういった形を今までとったのはごくわずかでございます。それから、いわゆる生活保護を受給している方で全く身寄りがないという方については、福祉事務所がやはり費用も含めて手続をとりますが、その際も病院長なり亡くなった施設長なりも届けを出すことはできますので、そういった手続をとっていただいております。いわゆる金銭的な面の考え方が1つと、それから金銭面はあっても身寄りがない場合のケース、その辺によって若干違いが出てまいります。原則は今申し上げたように、いれば身内の方、いなければ最終的には福祉事務所かあるいは民生委員に届け出を出してもらって火葬するということになるかと思えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） この場合、今私の住んでいる住所地に籍はあるのですが、実際は老人ホームに入れてあるのですが、課長にも前々から相談してきたわけなのですが、課長が退職した後も課長にお願いしてあると思うのですが、その辺のところはどうなりますか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 住所を移す介護保険適用施設と、それから住所を移さない施設がございます。したがって、今宮原議員のおっしゃられる方は、住所を移さない介護保険適用施設でございます。そのまた違い等もあるかと思いますが、例えば住所を移す施設となりますと特別養護老人ホーム、そこで亡くなられた場合には、施設長なりが死亡届を出すことができます。それから、病院で亡くなられて全くの身寄りがない場合には、病院長も届けを出すことができます。その後の、身寄りのない方の後のお骨状態になったケースといたしますか問題でございませうけれども、これはいろんな場合があろうかと思っておりますけれども、一般的には、わざわざその方のためにお墓を買うということは考えにくいわけございまして、しかるべきお寺等に依頼をすることになろうかと思っております。

以上です。

○12番（宮原睦夫議員） ありがとうございます。それでは……

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） はい。

○議長（大澤径子議員） 今指名したので、それでどうぞ質問に立ってください。

○12番（宮原睦夫議員） 急に指名が来たから。

○議長（大澤径子議員） 指名して発言してください。

○12番（宮原睦夫議員） はい。それでは、予算に関連してこれから質問させていただきます。

まず、先ほど来常山議員さん、小杉議員さんからも前原の不整合について大変いろいろとご提言をいただきましてありがとうございました。これは、本当に私のうちのすぐ下でございまして、いろんな角度から私も考えているところでございませうが、先日も教育長にも、あの駐車場から不整合までの竹やぶを総体的な計画を考えたかどうかという話もしたと思うのですけれども、その後町長さんにもそういった話もお願いしたところでございませうが、現在の状況ですと、今の不整合を見る人というのは、駐車場も整備されてつくりましたけれども、私が今までここをことしになって毎日二、三回はあそこを通りますけれども、1回1台車がいました。それだけです。これではちょっとこれからこの不整合を考えると、やはりもっと広い角度から考えて、今ある現在の竹やぶ全部を利用して、それで荒川の河川等も利用した広い意味での計画を考えたかどうかと思っているわけございませうが、それについて町長のお考えをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 竹やぶというか、あそこをまずは伐採をさせていただいて、その後、私も知らなかったのですけれども、前原の不整合だけではなくて、地震化石というようなものもあるということで、私も見せていただきました。地震化石だとか、あるいは化石の多く産するところであります。そんな関係もありまして、恐らくこれから学術的にも大変その価値あるものだというふうにも認識される時期が来るだろうと。あるいはもう既に認識されているのかもしれないけれども、これから陽気もよくなってくる。小中学生の遠足等の時期にもなってくるわけございませうので、まずはあそこを伐採をさせていただいて、その後真剣に考えていければなど、こんな思いでおるところでございませう。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ありがとうございます。そのような方向でぜひひとつ進めていただければと思います。

次に、消防団第1部詰所について、先ほど林議員からも質問がありましたけれども、この第1分団の詰所について、ちょっとこの詰所、第1分団に所属している消防団員は、町の役場の職員の方が非常に多いということでございます。先日の実は火事が町内であったときにも、消防団員が1人だけは来て、消防車は出したけれども出動できなかったということがありまして、私も後から話聞いたのですが、消防団のOBの方、消防士が1人しか来ないで車に乗っているのが、弱ったということで、一緒に乗ってやって出動したという経過が先月もあったわけでございます。それと、その後の親鼻の火事騒ぎのときにも、火事だということで1分団の人が1人だけ来た。来たのはいいけれども、サイレンの鳴らし方もわからなかったという話を聞きまして、これもやっぱりいつまでもサイレンが鳴らないので、弱ったということで、近所のOBが出て行ってサイレンを鳴らしたというような経過もありますので、ぜひ第1分団の詰所をつくりかえるときには、やはりこの庁舎内にぜひつくったほうがいいのではないかとご提言を申し上げます。

それでは、まず51ページ、水と緑のふれあい館の管理についてご質問申し上げます。ふれあい館については、シルバーとの管理契約があるわけでございますが、その中で管理委託料300万円について、これはどういう内容でシルバーに支払っているのか。それと、現在のふれあい館の現場の管理者は誰になっているのかをご説明願います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 12番、宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

ふれあい館の指定管理の300万円でございますけれども、町が従来行っておりました今までの収支を鑑みて算定してございます。

なお、町の施設については町が負担しておりますので、その分を除いた分で収支を計算いたしまして300万円ということで指定管理をしてございます。管理につきましては、シルバー人材センターの局長が責任者ということで行っております。

以上でございます。

〔もう一件済みません。誰が〕という人あり〕

○産業観光課長（宮原宏一） シルバー人材センターの事務局長が責任者という形で行っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） だってふれあい館の現場にいないで管理者やっているのですか。管理できるのですか。現場の管理が。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 再質問にお答えいたします。

管理者は局長でございますけれども、ふれあい館のほうには随時男子の職員が1名、朝11時から7時半までおります。2人おりますけれども、その人たちが交代交代でその管理を行っております。責任者につきましては、シルバーの局長でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 2人の方というのは、町職員OBの四方田君と新井君ですか、2人のことを言っているのだと思いますけれども。それで、この管理委託料の300万円について、内容がちょっと私は理解できないのだけれども、何のために300万円管理費を出しているのか、もう一度詳しくひとつわかるように説明願います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） それでは、ご説明申し上げます。

シルバーのほうに委託している300万円でございますけれども、シルバーのほうから去年、ふれあい館を運営していくのにどのぐらいかかるかという見積もりをいただいております。それが2,177万3,000円でございます。シルバーのほうで算出いたしました収入が1,873万円でございます。それを差し引きますと304万3,000円差額がございます。その差額分につきまして、シルバーのほうに指定管理という形で委託料を出しているということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、この300万円については、差額分を町が負担しているということで理解してよろしいですか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） ことしの収入支出で差額分という形でございます。先ほど言いました2,173万3,000円が支出見込みでございます。収入見込みにつきましては1,873万円、300万円を足しまして2,177万円という形で収支を計上してございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、この問題については最後になりますけれども、赤字になる分だけは、これからは町が負担しますよということと同じだと思います。では、これはこの辺で終わります。

次に、80ページからの文化会館、先ほど内海さんからいろいろお話がございました。ダブらないような形で質問いたします。現在の文化会館の状況、冷暖房について、今は普通に使えているのですか。まずお答え願います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

文化会館については、今現在は普通に使っております。ただ、ホール棟なかなか温まらないので、ちょっと時間がかかったりしますが、通常どおり使っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） まだ通常どおり使えるものだったら、1億円からかけて何も改善する必要ないでしょう。教育長、答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 済みません、ちょっと補足させていただきます。

ただ、先ほどもちょっと内海議員さんのところにも話はしたのですが、配水管等の劣化等が激しくて今水漏れ等ができていて、商工会なんかは吹き出し口が3つあるのですが、2つほど使えない状況。直すにしても部品がなくて直せないような状況でやっておりますので、もうかなり管自体は腐食をしておりますので、その辺については、早急に直す必要があると思います。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、先ほどの答弁とまるっきり話が変わってきてしまったかな。これでは弱ったものだよな。それで、予算が1億円からの修繕だということでございますが、この予算計上するに当たってどういう調査検討、あるいは設計会社等に多分依頼していると思いますけれども、どういう関係でこ

の予算計上したのか、してあるのかお聞きします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） お答えいたします。

先ほどもお話をしましたが、今現在28年度で皆野町の文化会館の空調設備更新工事の設計業務委託を出しております。これについては、管理棟とホール棟、そして先ほども話しましたが、今現在は灯油等を使っているものですが、電気式というのですか、のものにしようという形で、今CO₂の削減、環境に優しいような形等で、管理棟とホール棟を別にして設計をしていただいています。今まだその積算段階なのですが、来年度新年度の事業費を出すということで、今委託契約をしています設計業者のほうに、概算の工事に係る費用を出していただきまして、その費用を載せさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 設計会社に委託してあるということですが、修理修繕、あるいは改善する場合には、いろいろ方法があると思うのです。1社だけの考えで予算計上してしまったらまずいと思います。せめて3社ぐらい当たって、いろんな方法があると思うのです。そうでしょう。1社だけの設計屋の言うとおりにやったのではまずいと思います。普通1軒の家庭だってそうでしょう。何かを修繕する場合には、車を例えば車検する場合だって、自分で相談するでしょう、いろいろ。それと同じだと思います。1社だけでやったらまずいと思います。もっといい方法があるかもしれないのだから、安くできる方法も。そういう検討はしなかったわけですか。しないのならしないで結構ですから、次の実施の予算のときにご質問しますので。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 質問にお答えいたします。

この委託設計につきましても入札で行いまして業者を決めさせていただきました。その業者と協議をしまして、一番やはりコスト的にかからないもの、それから先ほど言いましたが、CO₂、環境に優しいもの、そしてそういうものを踏まえて今設計をしていただいで、その工事に係る費用的なものを出していただいています。ただ、来年度新年度の予算を出す上でちょっとまだ時間的にもありましたので、大まか工事費のほうについては、概算で載せさせていただきます。

以上でございます。工事につきましては、また業者のほうとも内容等もまたあれだと思いますが、それをもとに考えていきたいと思っています。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 工事の内容なのです。どういう工事をしたらいいか、1社だけではあれでしょう。その考えしか出ないでしょう。せめて3社ぐらい相談をして一番いい方法を考えなければ。そうではないのですか。先ほど言ったように、1軒のうちだって車の車検するたって何件か相談することがあるでしょう。そういうことはしないのですか、町の事業は。教育長答えてみてくれ。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 今教育次長の言ったとおりなので、それ以上の答えもございません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 宮原議員さんのご説はごもっともと思いつながら私は聞いておりました。そんな関係

もありまして、民間企業等であるならば、当然そうした経費をどれだけ圧縮するかと、こういうことであるかと思しますので、今後につきましてはそのような方法、3社以上ぐらいの見積もりをとるような方法を検討してみたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ぜひそのような方向でお願いしたいと思います。

次に、またこれは教育委員会、温水プールについて、昨年度の予算が3,083万円、本年度は4,700万円、昨年度の収入は415万円と、約1,700万円からの増額になっているわけでございます。中身については、工事費が約1,000万円の増額だということは、この予算書を見ればわかるわけでございます。これについて、教育長にもう一回一般質問でも答弁していただいたけれども、これだけのでしょう。収入は415万円しかないのだから。その辺について、ことしは4,700万円かけると。これでは毎年古い建物に金かけて、いつまでもやっていきますよって、同じことでしょう。ちっとも改善にならないでしょう。これをよせばあれですよ、ラスパイレス指数を5%上げたって、職員の給料上げたって十分間に合うのだよ。だめだよ、いつまでもこういうものにこだわってはい。私も教育長も親戚で言いづらいのだけれども、あえて言っているのだよ。いいかげんであれですよ、この問題は、温水プールについては、もうよすなり抜本的に変えなければだめだよ。これは答弁要らないですから、ぜひひとつそういう考えで、執行部もこれから頭に入れて取り組んでいっていただきたいと思っております。

これで終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第2、議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は8日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第3、議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は8日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ページは12ページ、下の段のほうに款3地域支援事業、1の一般介護予防事業、13番の委託料、介護予防事業委託料ということで1,512万8,000円が計上されております。私も前からこの議会の場で発言してきたのですが、この介護予防というのは、きのうの説明で、らくらく健康塾とかを中心にして取り組んでいる町の介護予防だと思うのですけれども、私もこれについては、とてもいい取り組みだと思っております。町の人に聞きますと、本当に楽しみにして毎回毎回参加しているのですよというようなことも聞いていますし、これで元気になるのだったら何回も何回も参加したいですよなんていう人がいらっしゃるのですけれども、以前もそういうことで話したのですが、そのらくらく健康塾に何回も来た人が、やはり今度は地域に帰って、その集会所だとか公会堂などで中心になって、もちろんその人だけが中心になったのではできないので、いきいきサポーターさんの力をかりたり、それから町の職員もたまには出て行って一緒に体操を軽くやる、そしておしゃべりをする、そういうことをどんだんいろんな地

域でやっていけたら、もっともっと介護予防ができるのではないかと、本当に楽しみにしている人と、あと反面、そういうところに行くのだったら畑の草むしりが大事だよみたいな、そういう方もいるのですが、そういう方も気軽に地域の近所の公会堂だとか集会所だったら参加できて、30分でも1時間でもやって、また草取りをすとか、そういうこともできるのではないかなと私は思います。

それで、きのうの第5次の振興計画聞いていて、サロンという言葉が出てきました。私は、こうした取り組みがサロンにつながる、そして元気な高齢者をふやしていくということつながるのではないかなと思うのです。そういう面で、ぜひ課長、これは後の続く人にぜひ伝えていっていただきたいのですが、このらくらく健康塾とかという介護予防を、ぜひ町の人に少しでも指導、中心になってやって、少し公会堂とかでできるような、歩いていってもできるような、そういうものを広げていっていただきたいと私は常々思っていますので、ぜひ課長、その辺意気込みというか決意というか、何かありますか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 常山議員さんのおっしゃるとおりなのですけれども、なかなかそれを進めることになる那么简单にはいかない問題もございます。そういった形で進められればと思っております。ご質問にありましたように、例えばらくらく健康塾も、ご本人が体の健康を保つと、そういったメニューで実施をしておりますが、地元へ帰って自分が指導者になってやるという講習会のような中身になっておりませんので、なかなかその人が地元へ帰って、やってきたことを教えるというような流れにまでは至っておりません。そういう仕組みづくりも含めて取り組んでいけたらと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） きのも町の保健師さんとお話をさせていただいたのですけれども、やはり私とその保健師さんの思いは同じでございまして、やっぱりそういうふうに、今課長がおっしゃったように、らくらく健康塾に来た人が指導者になるというのはなかなか難しいということも話されていまして。だからこそいきいきサポーターさんとか町の保健師さんとかの力もやはりかりて、それにはやっぱり保健師さんをもっとふやすとか、臨時の職員さんでそういうことを得意になる人をやっぱり雇って、みんな地域に出ていってもらって、そういうことを進めていく。私は、それを本当に感じたのは、一昨年ですか、健康寿命日本一の吉田町を視察したときに、健康づくり課という課があるぐらい女性の方がもう元気に働いておりました。やっぱりその中で一生懸命町を挙げて健康づくりをしていたわけです。やっぱりこういう表題だけではなくて、やっぱりこれから高齢化社会に向けて高齢者、女性も男性も元気で暮らせるような町づくりというのがとても必要ですし、それには地道な活動ですけれども、地域で5人でも6人でもいいから、1週間に一遍でも体を動かすようなそういう取り組み、それこそサロンなのです。そこでお茶飲みもできる、畑行く人はすぐ畑行くとか、そういうことができるような、本当に地道な活動かもしれませんが、ぜひこれから町としてしっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 8番、新井です。ページ12、下の欄ですけれども、項2一般介護予防事業費、先ほどの常山議員とちょっと関連するとは思っておりますけれども、13番委託料、今はこれ水中運動で大分、10年以上恐らくプールを利用してやっていると思うのですけれども、それに参加した人たちの、いわゆる整形

外科へ1週間に3回行っていた人が2回で済んだとか、1週間置きで行くようになったとかという方も大分おられます。それからあと、小学校に関しては、ぜんそくがなくなったとか、そういう健康状態がよくなったという児童が見られますけれども、今まで水中運動をやっていろいろとデータ出ていると思うのですけれども、どのような効果が出たか、それを1点聞きたいと思います。

それからさらに、プールを利用した水中運動をやって、これはいわゆる温水プールがない自治体が定住自立圏か何かを利用して共有して使うこともできないでしょうかということも1点。

2点お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 新井達男議員のご質問にお答えします。

介護予防事業として取り組んでおりますこの節13委託料の中の大きな柱は、先ほど申し上げましたらくらく健康塾、それから高齢者の水中ウォーキング、それと長生荘や各地区を出向きましてのふれあい広場、この3つが大きな柱でございます。その中の一つ、水中運動教室は、今までどのような成果が出たかということでございますが、議員のご質問にありましたように、例えば腰の痛みが和らいだとか、膝の痛みが和らいだとか、そういったことが成果として聞いております。また、最近でも腰が痛いのでプールに来たという方がおられる、そういったこともお聞きをしております。効果があるということだろうと思います。

それから、定住でということではありますが、別に使用制限をしているわけではございませんので、こういった形でもご利用をなるべく多くしてもらうのは、結構なことだと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 先ほど一般会計でご質問された宮原議員にちょっと反発するようですけれども、ぜひともそういういろいろ、泳ぎだけではなくて、子供たちの健全育成、高齢者の介護予防とかいろいろと、かなりいろんな方面で温水プールというのは利用しているようです。先月視察に行った阿賀野市では、いわゆる市の温水プールで水中運動を募集したところ、人数が余りにも多過ぎて、私的なそういう施設へ温水プールで委託したところ、またそこも募集したところ、水中運動をする人が多くて。さらには介護予防の、介護施設の中に25メートルの3コースの温水プールをつくった、その阿賀野市です。そこでもかなり効果は出ているようですので、これ私とすれば、泳ぎだけではなくて、そういうふうな水中運動とかいろいろな健康管理も今後、どこにも1万人の人口で温水プールのあるところはございません。これは誇りを持って、温水プールのないところの自治体には呼びかけて、どんどん利用するようお願いしてみたいなというふうに思いますけれども、温水プールのほうの存続はぜひお願いしたいと思います。水中運動のほうも一生懸命頑張って、協力できれば協力ということでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 7ページの項1の介護サービス等諸費、目1の居宅介護サービス給付費、新年度2億9,010万円ですか、前年当初と比較してマイナスの6,750万円、居宅介護についてはマイナスという、それで説明の中では実績を勘案したということでありました。

次のページの目5の施設介護サービス費、これについては2億6,154万円、これもやはり前年当初に比

べて1,446万円の減額、これも実績を勘案してということで説明がありました。この施設介護サービスについては、入所条件として要介護3以上の方が施設介護の入所基準になっているかというふうに思います。そうなりますと、それに該当というか漏れてしまった人というのは、どちらかというところと居宅介護サービスのほうに流れるのではないのかなというふうに想像するのですが、こちらについても実績の勘案をした中で、前年当初に比べて6,750万円の減額と。この辺の整合性といいますか、ちょっと理解しづらい面があるのですが、この辺の実績に基づいてのということでもありますので、その辺の説明とあわせて、反面、目3の地域密着型の介護サービス、これは約2,110万円の増額予算になっているということで、これについては、グループホーム等が中心のサービスかなというふうに理解しているのですが、これらの関連も含めて、どういうふうな要介護者といいますか、介護を受ける方が流れているのか、この辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） お答えをいたします。

まず、介護保険のサービスの場合には、月ごとによって大きな変動があるということをございませぬ。大体1つの流れによって、若干ふえたり減ったりはございますが、そういったことで一番端的に申し上げると、今現在の実績、これを勘案してというのが一番見込みとしては合っているだろうと思います。ただ、前年当初費と比較して大幅な減、居宅サービスについては、部分的には新総合事業へ移行したということが一つは考えられます。それと、まだ全部移行し切れてない部分もありますので言えませんが、比較的要介護になる方が少ないのかなということも一つあるかと思っております。これは、介護予防事業等の成果があるというふうに言い切ってしまう方がいいのですけれども、なかなかそこまで分析はできておりませぬけれども、そういったことが一つあるかと思っております。

それから、地域密着型は、内海議員がおっしゃったように、これも大きな変動はございませぬので、現在の状況に合わせて見積もった額でございませぬ。施設サービスについては、若干減っておりますが、これは誤差の範囲内といいますか、例えば1人お亡くなりになって町外の方が入られた場合には、純減のような形になりますけれども、そういった程度の誤差であろうと思っております。そんな認識を持っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 今安倍政権が一億総活躍社会を目指して、特に女性の活用できる社会とか言いまして、介護離職ゼロというようなことを打ち上げているわけなのですが、介護保険のほうは、逆に施設入所基準を介護度3以上と、そういったような形で、逆に矛盾した政策がとられているかというふうに思います。そうした中で、施設に入れなかった人、この人たちというのは、もう居宅で見るとしかないと思うのですが、そういったところの状況が実際ふえているのかどうか、皆野町なんかの場合、要介護の認定者が恐らくふえているのではないのかなというふうに想像するのですが、その辺の傾向はどうなのでしょう。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 数字がはっきりしております年度集計で申し上げますと、まず、保険者の数を申し上げますが、ほとんど横ばい状態でございませぬ。それから、サービスを利用している方についても大きな差はございませぬ。それから、いわゆる施設入所はできないために居宅でという方はもちろん、いわゆる待機でございませぬが、おられますが、そのことが、それは去年ことしに限ったことではありませぬので、特にこの予算に反映はしておりませぬ。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 目3の地域密着型の介護サービス、これについては二千百何万円ふえているわけなのですが、やはりこういった施設に入れる方というのは、ふえているというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これは、先ほど内海議員がおっしゃられたように、主な施設とするとグループホームでございます。グループホームは、いわゆる認知症を伴った方でございますので、ふえた結果ということになるかと思えます。これは、町内の施設のみならず、秩父郡内は融通をし合うというようなこともありますので、地域密着型施設への入所者はふえていると。その結果が前年度比での比較になるかと思えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） その点について理解できたのですが、いずれにしても、居宅介護のサービス給付費、実績を勘案してということで、マイナスの予算になっているわけなのですが、今後ますます生活の状況といいますか、高齢者世帯だけの世帯もふえてきておりますし、まさに年金だけでは生活できない。介護を受けるにしても最低でも1割被保険者の負担になるということで、介護保険にお世話になりたいのだけれども、もう生活上からサービスを受けないというか受けられないというか、そういった傾向も強まるのではないかなと思えますので、ぜひそういったことのないということが、ないというかきちんとサービスが受けられるような、そういった指導も強めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 文言というようなことでちょっと2点ほどお伺いいたします。

3ページの歳入の部分で、款1保険料、項1介護保険料、目1の第1号被保険者保険料、これは65歳になるとみんな必然的に払う保険者になると思うのですけれども、それが予算2億1,126万円ですけれども、この文言のことであれなのですけれども、1号被保険者というのは、「1号」がついているけれども、「2号」も「3号」もないようなのですけれども、何でこの「1号」がついている。ほかに保険者がいるのでしょうか。それが1点と、そのほかに歳入は見ると国庫負担金、国庫補助金が大まかなものだと思いますけれども、ほかに被保険者がいるかどうかお伺いいたします。

それから、13ページの歳出のほうですけれども、款3地域支援事業、項3の包括的支援事業・任意事業、目2権利擁護事業費178万4,000円、これが前年比分の99万2,000円からかなりの倍近く、79万2,000円ふえていて、その節において節8報償費、権利擁護事業報償金134万4,000円、これについてどんな使い方といいますか、事業なのかをお伺いいたします。

以上2点、お願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 10番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたように、1号被保険者につきましては、65歳以上の方が1号被保険者でございます。

2号までおります。

〔「2号はあるんかい」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見広行） この中には隠れておりますが、2号は40歳以上の方が2号でございますが、それが給料から引かれているといいますが、そういったものが4ページの支払基金交付金、社会保険支払基金診療報酬支払基金からの40歳以上の方の分を全国的に集めまして各自治体へ交付されるもので、目1の介護給付費交付金、これが2号被保険者の分でございます。

それから、13ページでございますが、権利擁護事業の報償費の内訳でございますが、昨年当初67万2,000円見込んでおりました権利擁護事業の報償金、本年度13万4,000円計上させていただきました。これは、低所得者の成年被後見人に対する成年後見のつけた場合の報酬を2万8,000円掛ける12カ月分掛ける4人分見込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） わかりました、ありがとうございました。そうすると、この2号被保険者というのは、40歳からという話を聞きましたけれども、そういう人は被保険者になるのは、自分で好んでなるのか、それともみんなそういう人がいるわけではないわね。その辺はどういう選択でその2号の保険者になるのか、おわかりだったら教えていただきたい。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 考え方といたしますと、現役世代が親の世代を見るということで、いわゆる社会保険料で介護保険分が引かれているということでもあります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） なかなか難しい話なのですね。わかりました。

それから、さっきの権利擁護事業、具体的には成年後見人の人が、ことしは去年よりも余計になるかなということを見込んでいるということですか。それでよろしいですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 昨年は2人分を見込んでおりましたが、新年度は4人分を計上させていただきました。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は8日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第15号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、議案第15号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第15号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,123万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,694万8,000円とするものです。

歳入では、主なものとして、道路橋りょう整備に係る社会資本整備総合交付金の減、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金の追加を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、町道皆野94号線にかかる踏切道改良負担金の減、基金積立金の増を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第15号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、議案の内容を説明をいたします。

1 ページは、第1条、歳入歳出予算の補正で、2 ページから4 ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

5 ページをお開きください。5 ページ、第2表、継続費補正は、契約額に基づき継続費の総額及び平成28年度の年割額を、それぞれ851万1,000円とするものでございます。

その下、第3表、繰越明許費は、通知カード、個人番号カード関連事業及び臨時福祉給付金経済対策分給付事業の2事業を定めております。

水色の仕切りから、その次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書3 ページをお開きください。まず、歳入からご説明を申し上げます。今回の補正は、年度末の補正でございますので、多くの費目で実績に基づいた補正を行っております。

款1町税、項1町民税、目1個人692万4,000円の増は、主に税務調査に基づく所得割の増によるものでございます。

その下、目2法人713万1,000円の減は、企業業績の低迷による法人税割の減によるものでございます。

次の項2固定資産税、目1固定資産税223万4,000円の増は、主に太陽光発電設備の設置に伴う土地償却資産の増によるものでございます。

下から2段目、款の6地方消費税交付金144万8,000円の増は、交付額の決定に基づくものでございます。交付決定額は1億6,104万8,000円で、一般分9,739万3,000円、社会保障財源分6,365万5,000円でございます。

4 ページに移ります。4 ページの最下段、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金408万2,000円の減は、主に次の5 ページの最上段、臨時福祉給付金国庫補助金（経済対策分）の減によるものでございます。354万円を減額の上、全額を翌年度に繰り越しをいたします。

次の目4土木費国庫補助金は2,008万5,000円の減でございます。各自治体からの補助金申請額が補助金総額を上回ったことに伴い、既定の補助率を下げる率での交付となったものでございます。

6 ページに移ります。最下段、款15県支出金、項3 県委託金、目1 総務費県委託金253万2,000円の増は、参議院議員通常選挙委託費交付金の増で、投票用紙読み取り分類機の購入費に係る追加交付を見込んだものでございます。

次の7 ページ、上段から3 段目になります。款20諸収入、項5 雑入、目1 雑入1,626万8,000円の増は、主に節5 雑入、その他の雑入（総務課）の増及び後期高齢者医療療養給付費負担金返還金の追加によるものでございます。その他の雑入（総務課）の増は、皆野小学校体育館等の雪害に係る建物災害共済金の受け入れによるもので、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金の追加は、平成27年度分の精算に伴うものでございます。

8 ページに移ります。8 ページからが歳出でございます。各費目において給与改定等に基づく人件費の補正を行っております。

次の9 ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目4 財産管理費395万3,000円の減は、主に節13委託料、公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備業務委託料の減によるものでございます。先ほどご説明したとおり、継続費の補正をあわせて行っております。

10ページに移ります。10ページの2 段目、項2 徴税費、目2 賦課徴収費679万8,000円の減は、主に節23償還利子及び割引料510万円の減によるものでございます。予定していた税の還付を次年度以降に見送ったことによるものでございます。

次の11ページ2 段目、項4 選挙費、目2 参議院議員選挙費17万6,000円の減は、執行経費の確定によるものでございます。

12ページに移ります。款の3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費935万5,000円の増は、次の13ページ、節23償還金利子及び割引料の追加によるものでございます。障害者自立支援給付費国庫負担金等の平成27年度分の精算に伴うものでございます。

次の目の3 老人福祉費376万5,000円の減は、主に節13委託料、介護予防ケアマネジメント業務委託料の減によるものでございます。事業者への委託料の支払いが町から国保連に切りかわったことに伴うものでございます。

14ページに移ります。目5 老人福祉センター費700万8,000円の減は、主に節15工事請負費、老人福祉センター整備工事費の減によるもので、事業完了に伴うものでございます。最下段、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費309万8,000円の増は、次の15ページ、節13委託料、子どものための教育・保育委託料の増加によるもので、処遇改善加算等を反映したものでございます。

22ページに飛びます。22ページをお開きください。款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目3 道路新設改良費2,000万円の減は、主に節19負担金、補助及び交付金、秩父鉄道踏切道改良負担金1,400万円の減によるものでございます。

30ページに移ります。款13諸支出金、項2 基金費、目1 財政調整基金費、財政調整基金積立金2,164万2,000円の増、目6 公共施設整備基金費、節25積立金、公共施設整備基金積立金2,000万円の追加は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

31ページから35ページまでが給与費明細書、36ページが継続費に関する調書でございます。

以上、平成28年度一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤匡子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、議案第16号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第16号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、国庫支出金及び共同事業交付金等の追加と、保険給付費の見込み等による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,917万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,743万3,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 説明省略の声がございますが、省略でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） それでは、説明を省略させていただきます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 追加日程第3、議案第17号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 議案第17号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等の必要見込み額の調整による国、県支出金などの補正が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額から2,304万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,692万9,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

〔「説明省略」「議長、説明を求めます」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

- 健康福祉課長（浅見広行） 議案第17号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金368万円の減額は、介護サービス給付費等の動向によります交付予定額による減額でございます。

次の款3国庫支出金、項2国庫補助金、目5介護保険事業費補助金は33万円の追加補正でございますが、28年度の介護保険制度改正に伴う電算システム改修費の計上でございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金は2,096万円の減額でございます。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、126万8,000円の追加でございます。これらの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、現時点における介護サービス給付費の見込みによりまして調整が行われるものでございまして、今回が最終的な交付決定額として補正を行うものでございます。

1枚おめくりをいただきまして4ページをお開きください。歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、目1一般管理費103万6,000円の追加計上は、人件費に係る補正及び介護保険システム改修の委託料が主なものでございます。

款2保険給付費でございます。それぞれの介護サービスごとに給付費の実績を勘案した支出見込みによります補正でございます。

項1介護サービス等諸費は、要介護認定を受けている方へのサービス給付費でございます。

目1居宅介護サービス給付費は6,168万5,000円の減額、目5施設介護サービス費は397万8,000円の減額、目7居宅介護福祉用具購入費85万4,000円の減額、目9居宅介護サービス計画給付費172万1,000円の減額補正をそれぞれ行うものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けている方へのサービス給付費でございます。目1介護予防サービス給付費1,492万7,000円の減額でございます。

次に、款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費でございますが、いわゆる新総合事業のサービスでございます。

目1介護予防生活支援サービス事業費第1号訪問事業、次の6ページ上段の目2介護予防生活支援サービス事業費第1号通所事業、28年度からの新規事業であります。この訪問事業と通所事業は、国保連からの請求が仕分けされておりませんので、今年度に限り第1号訪問事業でほとんどの支払いをいたしました。

目2介護予防生活支援サービス事業費第1号通所事業で1,435万7,000円の減額補正でございますが、この訪問と通所を合わせた金額が介護予防生活支援サービス事業費でございます。

次の項3包括的支援事業・任意事業費、目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、包括支援センター職員の人件費の追加、臨時職員賃金の減額でございます。

次に、款4基金積立金、目1介護給付費準備基金に6,000万円の積み立てを行うものでございます。

款7予備費でございますが、1,689万1,000円の追加補正を計上いたしました。

以上、簡単ですが、議案第17号の説明とさせていただきます。

〔大変明快な説明でありました〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、議案第18号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第18号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、後期高齢者医療広域連合納付金が減額となったことから、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ272万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,951万4,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 議案第18号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、後期高齢者医療保険料の減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主な補正内容でございます。水色の仕切りから後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料743万1,000円の減額でございます。

目2普通徴収保険料531万5,000円の追加でございます。特別徴収と普通徴収を合わせますと211万6,000円の減額でございます。いずれも本年2月時点の調定額により見込んだものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金12万6,000円の減額、目2保険基盤安定繰入金56万2,000円の減額は、それぞれ一般会計からの繰出金が決定したことによるものでございます。

款5繰越金7万8,000円の増額は、前年度の繰越額が確定したことによるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金267万5,000円の減額は、保険料や保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇

◎広報常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、広報常任委員会委員長報告を行います。

広報常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 簡単に。小杉修一です。広報常任委員会におきましては、議会だよりの編集を継続して行ってまいりました。そんな中で、先月16日に山梨県昭和町議会へ視察研修を行いました。広報常任委員会委員全員と議長、議会運営委員会の委員長及び全委員の方にもご参加いただきました。執行部からは議会事務局長にご参加いただきました。

山梨県昭和町議会は、昭和49年から議会だよりを発行し続けており、大変先進的であり、また最近では全国広報コンテスト最優秀賞を受賞もされておられます。その大変意欲的な活動をされている様子を参加者全員で直接見聞きしてまいりました。こちらからの質疑に大変熱い応答をしていただきました。感謝申し上げます。なかなか意義深い研修ができたと思いますので、今後の皆野町議会だより編集等において、大いに参考にしてやっていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、広報常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で広報常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

◇

◎議会運営委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、議会運営委員会委員長報告を行います。

議会運営委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 議会運営委員会の視察研修についてご報告を申し上げます。

平成29年の2月16日に、広報常任委員会の皆さん、それから議会運営委員の合同ということで、先ほど広報委員長のほうからは昭和町のほうでの報告がありました。議会運営委員会といたしましては、山梨県の富士川町というところで研修をさせていただきました。議会のペーパーレス化、タブレット端末を導入した議会運営ということで研修をしてまいりました。

内容は、このタブレット導入については、1回の議会で用意される紙資料は膨大な量である。また、その印刷製本に係る労務の効率化、差しかえ資料の容易な修正というようなこと。また、情報共有の目的でタブレット端末の導入をしたということでもあります。議会の活性化と同時に、計画されたのは平成27年10月に議会改革特別委員会の中でICT推進部会というものが設置され、さらに平成27年度、同年の12月には執行部とともに議会へのタブレット端末導入検討委員会を設置されました。そして、全議員の意思の決定のもとに、すぐに28年の4月に導入が始まったということでもあります。これは少し、27年の10月から始まって28年の4月にすぐ導入というようなのは、かなり性急だと思ったのですけれども、よく聞いてみれば、その前からいろいろな研修や講習なども受けているようでありました。そういった中で導入がされたということでもあります。

感想といたしましては、研修後に委員の皆さんと意見交換をした中で、いろんな意見が出ましたけれども、この膨大な資料の紙資源の無駄、それから紙を使っての情報提供からメールにどんどん変化している時代というようなことで、このペーパーレス化、タブレット導入については、大変な積極的な意見交換ができました。そこで、議員各位のご理解とご協力がいただければ、執行部と相談しながらICT推進ということを図っていききたいなと。ICTというのは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、情報、通信技術ということだそうですが、それについて、導入について皆さんとの相談ができればいいかなと考えております。また、皆さんのご指導、ご協力をいただきながら、時間をかけてでもこの導入ができればいいなと希望しております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 一緒に富士川町に行かせていただきまして、私も感動してまいりました。向こうの委員の方、タブレットを導入するにつきかなり積極的に推進されて実現したというところではありますが、やはりタブレットに対する戸惑いというのは、当然にあったとお聞きしました。それで、委員の方は決して若い人たちばかりではなく、皆野町と同じような町議会において、割と年配の方が大勢おられる中で、やってみたらぐあいがいいよという、そういう意見をお聞きいたしました。そんなところがありまして、この私の意見は、執行部の人にぜひ質問というよりも聞いていただいて、今の時代におくれないように、その辺のところぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 大分積極的な意見が多く出されましたということなのですが、富士川町議会ですか、ここの委員会方式なり本会議方式ってあるかと思うのですが、ここの議会については、どういった方式で議会運営についてやっているのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） このタブレットについては、まだ28年の4月から導入なので、ペーパーと併用

で運営をしていると。それで、徐々になれですか、なれることが一番というようなことも言っておりました。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 皆野町の場合については、本会議中心主義でやっているわけです。そういった中で、この富士川町議会が委員会方式なのか本会議方式なのか、その辺確認がとれなかったら後ほどで結構なのですが、その辺の状況といいますか、ことも加味して検討していかないと、本会議でタブレットを使っている議会ということになりますとなかなか理解を、本当に時間的な面も含めて難しいと思いますので、それらも十分検討する中で、慎重に対応していくべきではないのかというふうに私は思っていますので、そういった意見もあるということをよくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 貴重なご意見をいただきました。先ほど私も申し上げたとおり、議員各位の理解と協力がいただければということをつけ加えてありますが、それと同時に執行部と相談をしながらICT推進が図ればよいなど、希望しているということでもあります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、議会運営委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で議会運営委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第8、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中

の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第9、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員） これで本日の会議を閉じます。

平成29年第1回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 四 方 田 実

署 名 議 員 内 海 勝 男